

第二部 文化変容に伴うアイデンティティーの諸相

序

第一部において、日中戦争を契機に区分された戦時ファシズム期における植民地朝鮮社会での大きなイデオロギーであった諸般の運動による統制システム構築の過程とそれにもとづく朝鮮庶民の精神教化と戦時協力への実状について考察してきた。つまり、農村振興運動を通して全朝鮮農村における植民地支配の組織網が整えられ、国民精神総動員運動の実行において愛国班を組織することでより具体化し、朝鮮人の精神教化に努めた過程が把握できた。そして、40年代に入って戦争の長期化による強力な戦時動員体制の必要性から既存の運動を一元化させ、国民総力運動へと繋げて、植民地統治と戦争への動員を現実化させていった。

以上の考察のとおり、植民地朝鮮では戦時中のファシズム的なイデオロギーに基づいて社会教化政策を実行させていく中で、それに伴う諸般の権力作用として文化強要は、朝鮮人に対して日常的に強いられた諸行事や生活習慣などの具体的な事項から読み取れた。

日帝は、国民精神総動員運動における実践要目に基づいて皇国臣民化のための新しい生活習慣を繰り返させることで、自然に身に付けさせ、朝鮮人の精神教化を意図しており、その生活環境のコントロール過程において朝鮮人に多くの文化変容をもたらした。

そこで、第二部においては、植民地社会教化政策によってもたらされた文化変容と朝鮮人のアイデンティティーの分裂的なあり方について具体的に考察していく。植民地社会教化による文化変容は全朝鮮人庶民の価値規範に影響を及ぼしていたが、特に日帝が青少年の言語政策及び青年訓練所を通して訓練などに励んでいたことから青少年のアイデンティティーに注目して検討する。

その理由は、青少年は最も純粋でかつ柔軟な性質を持っており、変化しやすい特徴がある。しかも、最もエネルギーがあって知恵もある青少年を敵にするか味方にするかによって、社会体制を維持するに大きな意味をもつ¹。そこで、日帝にとって

青少年を味方につけることは植民地支配体制の維持にプラスとなるものであり、そのため日帝は朝鮮青少年を標的にして教化教育を進めていたためである。

もう一点、日本での経験を生かそうとした意図が働いたと考えられる。つまり、日本国内では江戸時代からの若者組、若連中、若衆組などの青年集団が存在しており、明治時代になって青年会へと改組され、1910年代には全国的な青年団として組織されていた。そして、1926年の青年訓練所の設置などを通して青少年を味方にして体制を維持していたという歴史的な背景²をもっていた。その経験を朝鮮植民地支配においても適用し、青年団と青年訓練所などを通して朝鮮青少年を教育・訓練して味方につけることに努めたのである。つまり、植民地朝鮮の支配においても日帝側に立って活動してくれる青少年を育成し、協力者にさせる政策を取ったことで、当時の青少年のアイデンティティー形成に揺らぎが出てきたのであった。

これらの理由を踏まえて、序論でも述べたように、今回のインタビューの対象である今も健在である植民地体験者の大半が当時青少年(10歳から25歳)期に該当し、本研究が彼らから得られた当時の証言を基に考察しているため、青少年のアイデンティティー形成が重要な焦点となった。

以上から第二部においては、文化変容の諸相とそれに伴う苦しみとアイデンティティーの揺らぎを客観化させていくために、植民地朝鮮において代表的な同化要請であった創氏改名政策と日本語普及政策及び青少年の教化教育を取上げる。

第一章においては、最も際立った同化要請として朝鮮人に記憶されている創氏改名に関して、今までの自分の名称を支配側の習慣どおりに変更させることが何を意味し、それによって朝鮮人はどのようにアイデンティティーの変容を強いられたのか、その実態を具体的に考察する。

創氏改名政策によって朝鮮人は自己を対象化することに直面した。表面では沈黙を守り続けてきた人にも直接的に同化を強要するものであった。そして、教育現場がすでに植民地政策実行のために手段化されていたことを踏まえ、創氏改名当時に青少年世代であったインタビューでの証言者たちと既成世代との意見の対立が多くみられる政策であったことから、両者のギャップの原因となるものを検討に入れつ

つ、具体的な側面を考察していく。

第二章では、朝鮮植民地期における同化政策の一環として強力な手段を用いて進
行した日本語普及をその柱とする言語政策について検討した。植民地近代教育とい
う名目で行なわれた日本語教育は、今も当時の経験者たちの内面に無意識の内に残
されており、さまざまな日常用語において残されている日本語は、当時の言語教育
がもたらした植民地支配のなごりである。そして、言語政策は、青少年を植民地体
制の協力者に仕立てあげる基盤となった政策でもある。

本章においては、その言語教育によってもたらされる識字教育に視点をおいて、
日本語の習得によって失われた朝鮮語への識字問題、教育の機会から除外された
人々の日本語への識字について検討する。時間軸にしたがって、夜学における朝鮮
語と日本語の識字教育と学校教育と社会教育での青少年中心の日本語教育と国語全
解・常用運動を通しての全朝鮮人への日本語識字教育という流れで検討を進める。

第三章では、戦時時局下の青年動員体制を明らかにしていく。すなわち、戦時動
員のために教導的意味の青少年の教化教育としてその主な施設である青年団と青年
訓練所を中心に考察する。青少年を協力者につけるための創氏改名と言語政策に加
え、訓練を通してその実現へと向かっていく過程を明らかにする。

教化教育訓練を通して朝鮮青少年がどのように日帝側に包摂されていくのかにつ
いて考察しながら、彼らの意識変化とアイデンティティ形成に揺らぎがでてきた
ことをインタビューによる証言をもとに明らかにしていく。

第四章においては、朝鮮植民地における諸般の社会教化政策が青少年のアイデン
ティティ形成に及ぼす影響と二重の意識形成の根拠に関して考察する。そして、
植民地支配が始まる前に生れた既成世代と、その後を生れて日帝の植民教育を受け
ながらその環境で育てられた世代を青少年世代と区分して、この大きな二つの世代
間における認識の差について考察する。その生育環境の違いである文化・生活習慣
及び伝統というものが両世代の違いを生む要因であるなら、植民地化されたことで
失われ変容されたものが明らかになると考える。そして、その環境で自己形成して
いく青少年のアイデンティティの分裂的なあり方について考察する。

第一章 創氏改名による同化要請

第一節 創氏改名の制令及び実施過程

創氏改名政策に積極的に協力し、その実行において大きな役割を担っていたのは緑旗連盟³である。しかし、その連盟においても氏制度を正確に理解する者が少なく、創氏改名に賛成する者は誤解して賛成し、不服を表す者もまた誤解して反対すると嘆じていた。このように、なぜ、創氏改名政策は実施当時から多くの混乱を招き、長い時間が経った今日も正しく理解されていないのか。

その表面的な理由としては、朝鮮の「姓」と日本の「氏」というのは全く異なる制度・概念であるにも関わらず、同じ意味として使われたりして、用語においても混乱を招いた。そして、創氏改名の法制度自体が手続きにおいて相当複雑であり、また施行の途中にも若干の修正が加わったことを考えられるが、人々の自分の名称に対するアイデンティティーの複合的な働きかけの影響をも除くことはできない。また、創氏改名の手続きは家ごと行われるものであって、朝鮮の家父長的な制度においては戸主の意見が最も大きく作用していた。しかしながら、日帝は今まで教化教育を通して味方につけていた青少年を大いに活用して、彼らの教育問題と生存問題⁴に関連させて、親の心を動かせる要因として働きかけた。

まず、創氏改名ということばの意味から分析すると、家の称号である氏創設が創氏であり、名を改めることまでが創氏改名である。日本における家を表称する「氏」とは異なり、朝鮮においての「姓⁵」は父系の血族関係を示す標識であり、家門の徴表であり、姓を通じて血族関係・親族関係が結成されたため、姓を変えるということはこれらの関係を否定することを意味し、先祖を侮辱することを意味する⁶ものと考えられている。

朝鮮では男系血統集団の姓を名乗る「父子同姓」の下、結婚しても女性の姓は一生変わらない「姓不変」という原則と、また、異なる姓のものを養子にすることはできない「異姓不養」及び、同姓同本の男女は結婚できない「同姓不婚」があり、

これが朝鮮の姓に関わる習慣の特徴である。つまり、創氏改名とは朝鮮人が命より大事にしていた固有の姓名を捨て、日本式の氏名を使うことを義務付けるものであった。

また、創氏は改氏、改名を内包する概念である。もっとも一般的に、氏と姓が混同されていることから、創氏改名の理解においてもその混同が少なからず影響していると考えられる。それでは、現実の創氏改名はどのようなものであったのか、いかなる論理をもって宣伝され、正当化されたのか、制令及び具体的な実施過程を中心に検討する。

創氏改名は、制令第 19 号である「朝鮮民事令中改正ノ件」と制令第 20 号の「朝鮮人ノ氏名ニ関スル件」に定められている。制令第 19 号附則 2 項では、「朝鮮人戸主（法定代理人アルトキハ法定代理人）ハ本令施行後六月以内ニ新ニ氏ヲ定メ、之ヲ府尹又ハ邑面長ニ届出ヅルコトヲ要ス」と定め、設定創氏と名づけた。

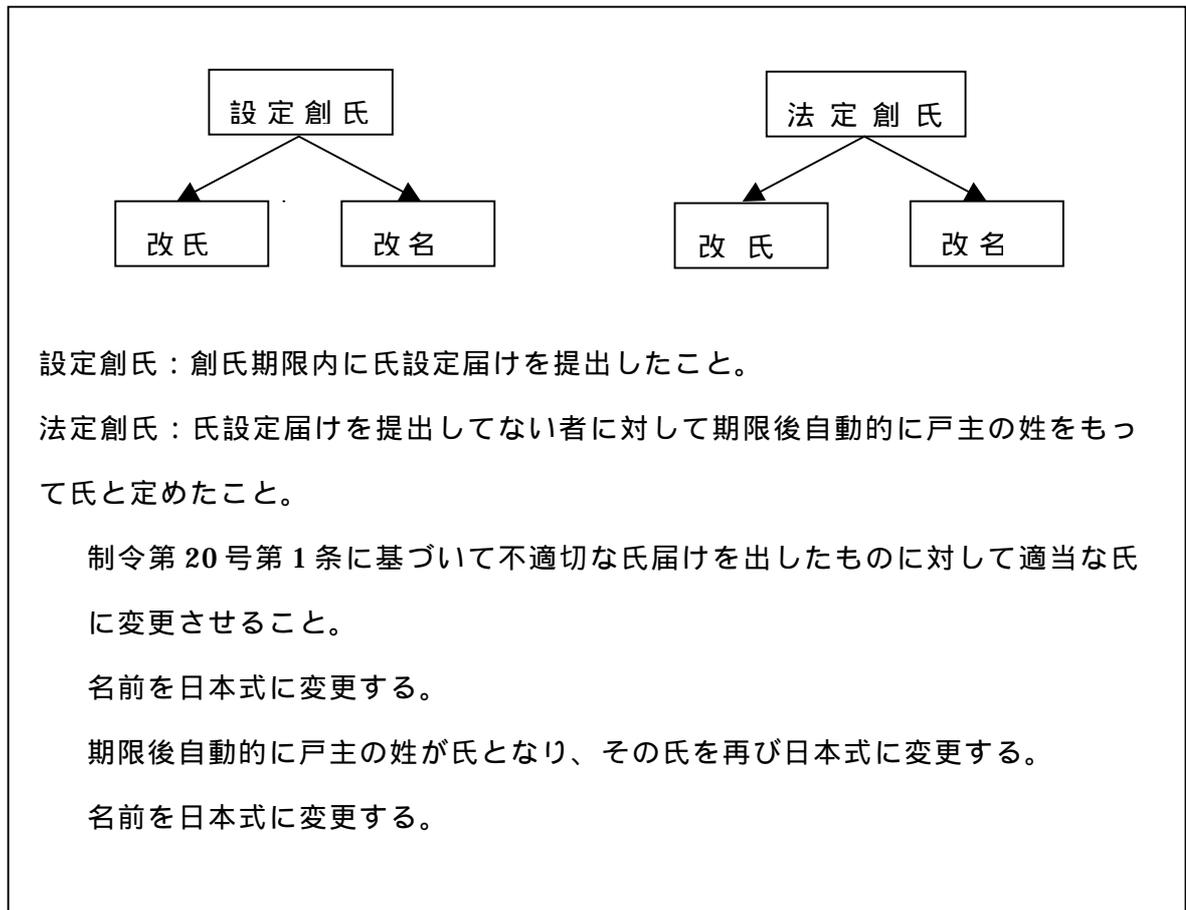
制令第 19 号附則 3 項で、「前項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サザルトキハ本令施行ノ際ニ於ケル戸主ノ姓ヲ以テ氏トス。但シ一家ヲ創立シタルニ非ザル女戸主ナルトキ又ハ戸主相続人分明ナラザルトキハ、前男戸主ノ姓ヲ以テ氏トス」と定め、これを法定創氏として区分している。

また、制令第 20 号第 1 条によって、「御歴代御諱⁷又ハ御名(天皇の名称)ハ之ヲ氏又ハ名ニ用フルコトヲ得ズ。自己ノ姓以外ノ姓ハ、氏トシテ之ヲ用フルコトヲ得ズ。但シ一家創立ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ」と、不敬氏名及び他姓氏を禁止するという氏創設についての制限⁸を示している。

たとえば、皇族の宮号、神宮名、神社名、皇室と深い関係をもっている家、歴史上及び現在の尊厳たる人物などの氏を用いることを禁じているのである。

これらの基準にしたがって創氏の手続き過程について図で表すと次のようになる。

図(2 - 1) 創氏・改氏・改名の過程



上記の図で示した創氏過程によって選択できる創氏改名の類型は、以下の五つに分類できる。まず第一に、改氏も改名もしない（この場合、一定の期間後自動的に戸主の姓が家族全員の氏となり、日本語読みになる）。第二に、期限後戸主の姓を氏に法定創氏された朝鮮風の氏を日本式に改氏する。第三に、期限後に改氏・改名する。第四に、期限内に朝鮮の姓だけを日本人式の氏に創設、名前はそのままにする。第五に、期限内に日本内地人式の氏名に創氏改名する。

つまり、創氏に関しては、法的に設定創氏にするか、法定創氏になるかという選択肢が与えられたが、改氏・改名については法的強制力がなかったため、多くの場合、その実行のために未創氏者のブラックリストを作り、警察組織を用いて創氏改名を脅迫したり、日常生活を尾行したり監視する方法を取った⁹。その状況は、当時の朝鮮語学会事件¹⁰においてよく表れている（注参照）。

結果から言わせると、創氏改名とは、朝鮮人の本名(法律名)である「姓+名」を日本式の「氏+名」に変更させたことだが、戸籍には「姓及び本貫¹¹」の欄があって、以前の姓と本貫をそのまま記載しておき、法律的な効力は持たないが、慣習的な制度として残された¹²。いわゆる、内鮮一体というスローガンに基づく同化要請は、表面的には朝鮮人の名前を日本式に変えることを強制する一方、日本人と朝鮮人とは戸籍謄本を見れば明確に区別できるようにしていた。

ここで、日帝の植民地朝鮮における内鮮一体という同化政策とは、事実上差別構造を強化するもので、むしろ強い差別意識を内包したものであったと考えられる。

「真の内鮮一体の具現」¹³や「大和民族と渾然一体となる日」¹⁴を宣伝文句に強調していた創氏改名においての本質的な矛盾が感じ取れる。皮肉なことに朝鮮の知識人たちが同化政策に参加することによる、宮田がいう「差別からの脱出論理としての内鮮一体¹⁵」を夢見ていたのは、まさに同床異夢であったといえる。

第二節 創氏改名の歴史的な背景と教育令との関連

日本の歴史の中で創氏の事例を検討することで、朝鮮での創氏改名の歴史的基盤及び社会的意味が確認できると考えられる。

まず、創氏改名の宣伝文句としてよく引用されていた古代日本の「歸化人政策」があげられる。当時総督府囑託であった奥山仙三は、「内鮮一体と内地式改姓」という文書で、古代日本に帰化した朝鮮人たちの姓を「新撰姓氏録」の序文で見つけ出し、「古代の天皇が歸化半島人等に対して日本式の姓を賜ひ、一視同仁、内鮮一体の實を挙ぐるに如何に大御心を注がせ給うたかを拝察し奉ることが出来、...¹⁶」と述べている。また、南朝鮮総督は内地人式氏の設定について、

「...(前略)...半島人が内地人式の氏を称することは新しい問題ではない。昔、内地に渡航し、内地人式の氏を称へた多数の半島人が全く大和民族と融合して、今日に於ては、毫も半島人たる裔を留めていない程度に完全に皇国臣民

と化している状態である。したがって、内鮮一体の理想から謂べば、全半島民衆が近き将来に於て往時の渡航半島人の如く、形容共に皇国臣民化する日の到来することが望しい次第である。...(以下省略)...¹⁷⁾

と創氏改名の根拠をその歴史に求めて強調している。

次に、アイヌ民族に対する創氏政策があげられる。朝鮮総督府は、アイヌ族の創氏経緯、創氏方法、アイヌ人口現況などを照会しており¹⁸⁾、朝鮮での創氏改名の実施において参考にした¹⁹⁾。アイヌ民族は江戸幕府によって北海道に追いやられ、その民族の歴史的な権利は徹底的に否定され、同化政策が推進された。すなわち、「陋習」の禁止、日本語奨励の布達を出し、戸籍法の施行によってアイヌ人を平民籍に編入し、1876年にはついに日本人風の氏名を名乗らせた。1878年制度的には和人と同等になったにも関わらず、アイヌ人を法律的には「旧土人」と呼ぶこととなったのである。

このように、日本の歴史のなかで「氏」は、外部の異質的存在を内部に包摂させ、同化させる重要な媒介体としての役割をしていたことがわかる。しかし、アイヌ民族のすべてが日本式の氏を用いたのは、異質との共存ではなく、支配に対して服従することの標榜であって、一方的な理解関係によって貫徹されるものであったと考えられる。日本の歴史のなかでこのような経験は朝鮮での創氏改名政策において重要な基盤になった。

また、日本の朝鮮植民地統治において思想的・理論的な背景としたのは、日本と朝鮮は同一の先祖、根源をもち、血縁的な連帯を持っていると認識させた「日鮮同祖論²⁰⁾」がある。この考え方は、既に徳川幕府末期で登場しており、1910年の日韓併合と同時に、より重要な朝鮮植民地統治の正当性を示す理論的な背景となった。

この点に関して歴史学者である喜田貞吉²¹⁾によれば、「韓国の併合と国史」のなかで、朝鮮は実に貧弱なる分家で、我が国は実に富強なる本家とみて、当人も復帰を希望し、本家も喜んで之を引き取ったのが韓国併合であると記し、早く一般国民に同化して、同じく天皇陛下の忠良なる臣民とならねばならぬと日韓併合を正当化し

ている²²。

当然、これらの歴史観は朝鮮支配に利用されたが、総督府参事官である近藤儀一は、「内鮮の関係は人類学的・言語学的または人文思想的に同祖同根であることが次々と立証される今日、内鮮一体不能論を主張することは常識的には考えられないことである」と指摘している²³。

創氏改名のもうひとつの思想的な背景として、朝鮮人は日本人ではないが、日本的な氏名を付けることで、日本人になれるという信念、そして、日本人になれば信頼できる同僚として軍隊に送られないという前提があり、それが創氏改名の要因になったと考えられる。

以上のことから、創氏改名は日本固有の歴史的経緯及び思想的背景などに加えて、1930年代を通して行われた「朝鮮姓名及び同族部落に関する研究成果²⁴」などが基盤になって、創氏改名という同化政策の実行を容易にさせたと考えられる。

既述のとおり、1937年日中戦争の勃発は、日本の植民地政策を皇国臣民育成の徹底に大きく変化させた。日帝は朝鮮に対して戦時時局における中枢的な役割を担当すべきであると強調を繰り返しつつ、内鮮一体論をあげ、日本国体の象徴的な表現としての日本語に対する再認識を行った。すなわち、国語(日本語)普及は文化的な武器であり、日本国民は国旗が進むところでは必ず国語を常用すべきだ²⁵との旨を強調し、教育機関である学校だけではなく朝鮮全社会を通して日本語教育場化の形態に変えていったのである。

戦時時局に向けての志願兵制度(1938年2月)の実施とともに朝鮮での教育が改められ、教育において画期的な改革が必要となり、第3次朝鮮教育令改正(1938年3月)に至ったのである。

朝鮮の現状に強い危機感を抱いた朝鮮軍は、総督府に対して次のような教育施設の大刷新について具体的に要求²⁶した。

「朝鮮人児童全部ノ就学ヲ目途トシテ小学校ヲ整備シ、漸次義務教育制度ヲ採用スルコト。...(中略)...朝鮮児童ニ尊厳ナル国体ノ透徹セル理解ト旺盛ナ

ル国家的意識ノ涵養ト二関スル教育ヲ振作徹底セシメ、我等八皇国日本ノ臣民ナリトノ強キ信念ト矜持トヲ堅持セシムルコト。」

第3次朝鮮教育令改正の主な目的は、朝鮮人に皇国臣民である自覚を徹底化させるということがあったが、その皇国臣民というのは具体的にどのようなものだろうか。朝鮮教育会が描く皇国臣民の人間像は、次のように記している。

「天皇を中心とし奉り、天皇に絶対随順する道である。絶対随順は我を捨て、私を去り、ひたすら天皇に奉仕することである。この忠の道を行ずることは、我等国民の唯一の生きる道であり、あらゆる力の源泉である。されば天皇の御ために身命を捧げることは、所謂自己犠牲ではなくて、小我を捨てて大いなる御稜威に生き、国民としての真生命を発揚する所以である²⁷。」

結局のところ、第3次朝鮮教育令改正は、兵員資源の基盤を広げるために、朝鮮軍の意向を反映させて実施されたと読み取れる。

それならば、朝鮮教育令改正と創氏改名はどのような関連性があるのだろうか。塩原は日本軍が強い唯一の理由は、武器が特にいいわけでもなく、体が大きいわけでもなく、組織分子が純一無雑で、全て皇国臣民であり、陛下の赤子であり、日本人であるからだという²⁸。こうした思想のもとで朝鮮人に皇民化政策が実施され、日本人に改められたと考えられる。このことに関して、創氏改名施行後に創氏改名を評価する内務省文書においても、

「殊ニ徴兵制度実施セラレタル今日、皇軍トシテ些ノ差別ナク渾然一体トナリテ軍務ニ精励シツツアリ、若シ現在軍隊中ニ金某、李某等混リタリトセバニ思ヒヲ致サバ、其利弊自ラ明カナルモノアリ²⁹」

として、天皇の軍隊の中に金某、李某が混じるのは耐えがたいという思いが読み

取ることができる。

このように、第3次朝鮮教育令改正は、創氏改名政策の実施を可能にさせる物理的・論理的基盤を提供する重要な役割を担っており、これは単純に朝鮮人が日本国民であるという自覚をさせる教育理念上の問題だけではなく、このような理念を具現化する事実上の方策であった。

第三節 学校を中心とする創氏改名への服従と抵抗

ここで、創氏改名について考えるとき、教育領域を検討する理由は、すでに学校が植民地を効果的に統治するための社会的な装置としての位置を占めていたことを把握するためである。

学校は内務部の管轄下であり、植民地イデオロギーを内面化・規律化する役割をしており、学生を媒介として家庭を個別的に管理・調査するという重要な機能を果たしていた。学校は「国民精神総動員運動³⁰」という秩序の下において、重要な末端組織としての役割を遂行しており、朝鮮連盟の各種連盟に組み入れられ、学級は愛国班となって学生の活動を担当するようになったのである。

創氏改名はまず、官・公職員と生徒に強要された。学校は教職員の全員に創氏に関する講演会に参加することを義務とし、また学生を対象に「氏の創設講演会」、「氏制度の趣旨普及講演会」などを開催して参加させていたのである。次の「法秘」文書からも教員と学生が先立って創氏改名について一般民衆を啓発させ、導くことを強く要求していったことがうかがえる。

「朝鮮民事令の改正に従って創設された氏制度を皇紀 2600 年の建国の佳節から施行した。ところが、この趣旨と精神は半島の民衆一般には十分周知されていない。この制度は氏の設定を強制することではなく、創氏の道を開くことである。この制度は半島民衆の要望を受容することと同時に内鮮一体の精神を促進する制度なので、各位は従事部門の如何を問わず、時期に応じて、

場所に臨して、この制度の趣旨と精神を闡明することで、民衆一般に徹底的に周知させるよう特別な努力を注ぎ、わずかな遺憾もないことに期する³¹。」

これら以外にも学校は、さまざまな方策を練っており、創氏をしなかった学生は登校を許可されず、普通学校への入学をも拒否され、上級学校への進学もできなかった³²。特に、教師は理由もなく生徒を叱責、殴打をすることで、生徒が親にせがみ創氏を行うということも起きていた³³。

教職員は率先して創氏することが求められ、また、生徒の家庭を訪問して創氏の説得³⁴にあたらされることもあった。学校長と教師に創氏の責任を負わせ、創氏改名の状況を報告することについて以下のように指示していた。

「...(前略)...創氏期限が残り少ないので創氏することを慫慂すること。学校職員の創氏状況を左記に従って8月10日現在の状況を8月20日まで必着するよう報告すること。同時に創氏及び改名手続き完了者の戸籍抄本を添付し、速報すること。...(以下省略)³⁵」

表(2 - 1)創氏改名状況の報告書³⁶

| | | | | | |
|-----|-----|-------|---------|------------|-----|
| 第一表 | 学校名 | 創氏年月日 | 改名年月日 | 改氏名 | 旧氏名 |
| | | | | | |
| 第二表 | 学校名 | 総人数 | 創氏した者の数 | 創氏していない者の数 | |
| | | | | | |

この報告の成績によって指導能力と行政能力を評価し、昇進に反映させた。また、この報告は学校が創氏改名を督励することにおいても相当な効果を発揮していたと思われる。特に私立の学校の場合は創氏改名が学校の存続とも関わり、創氏改名の選択は個人の意思ではなく、学校全体の問題でもあった。

内務部長の通達「朝鮮人生徒・児童の創氏改名に関する件」による学生の創氏改

名届け及び学籍簿などの処理方式は次のとおりである³⁷。

- 一、 届出は児童と生徒の保護者によって学校長に出す。
- 二、 届出書には戸籍抄本を添付すること。
- 三、 新氏名には振り仮名を付記し届出すること。
- 四、 学籍簿の処理は旧氏名を二線縦棒で抹消して、その側面に新氏名を記載し、新旧名ともに見やすく訂正し、欄の右側の下段に正式な変更の年月日を記入すること。他に公定帳簿に訂正の必要があるものは上の規準に従う。
- 五、 保護者の改氏名の処理方法も同一である。

また、「創氏に関する注意書³⁸」を各家庭に一部ずつ送っているが、その注意書とは「この機会を無くすと永久に後悔する」など脅迫そのものであった。

参考として学校以外の場における創氏改名実施における強要の例をあげると、鉄道局では創氏していない名前が書いてある貨物は扱ってくれなく、警察署では、創氏改名しない人を非国民と断定して警察手帳に記入し、尾行したり、監視したりした³⁹。そして、区長などの実行委員は未創氏者を優先的に労働動員の対象として徴用に行かした⁴⁰。また、食糧を含む物資の配給対象から除外したり、所属の愛国班全体責任としたりした。

植民地朝鮮社会はすでに生活において愛国班を中心とする配給制が定着しており、特に農村では村全体の共同体活動によって生活が成り立っていたことを考えると、日帝の創氏改名政策に応じないということは今までの生活の場を失うことを意味しており、彼らの存続にもかかわるものであった。このように創氏改名政策も当時のさまざまな同化政策と同様、全国的な統制網を中心に個々人にまで管轄できる植民地統治システムをフルに活用して政策実行に協力させていたことがうかがえる。

以上、創氏改名政策を実施する過程において、青少年はその同化要請の標的となり、彼らを通しての親の創氏改名を促していたことが明らかになった。

そこで、創氏改名に対して青少年と親世代では大きな意識の相違を見せていた。

学校や青年団などにおけるさまざまな教化教育によって、朝鮮青少年はいち早く創氏改名という同化要請に服従することとなったが、儒教に基づく価値観を形成していた既成世代は、現実には妥協せざるを得ない反面、多くの抵抗意識も示していた。

それでは、まず、創氏をしてもその形において朝鮮的なものを残そうとしていた多くの記録からその抵抗の一面をあげてみる。

創氏改名における「氏」を選ぶ際に、民族固有の姓から由来するものや、伝統的な特色を生かしたものを選んだ。その類型として多いのは、本貫と姓から由来するもの、本貫と姓の混合型、先祖の号、洞名、地域名から由来したものなどがあげられる。たとえば、本貫をそのまま氏として使用した場合、本貫が平山（ピョンサン）である^{シン}甲は氏が平山（ヒラヤマ）さんになる。姓をそのまま氏にした桂（ゲ カツラ）、南宮（ナムグン ミナミミヤ）、または姓あるいは本貫で一文字を取って、家、村、川、山などの字を附加したケースで朴田、白松などがあげられる⁴¹。

本研究におけるインタビュー調査での創氏改名に対するいくつかの実例を表で示すと次のようになる。

表(2 - 2)インタビュー調査による創氏改名の名簿

| 名前 | 創氏名 | 区分 | 名前 | 創氏名 | 区分 |
|------|-------|----------|------|------|-------------|
| 李 慶鎬 | 公州慶鎬 | 本貫 | 蔡 鳳錫 | 平康鳳錫 | 先祖の号から |
| 沈 一女 | 青松かずこ | 〃 | 韓 成雨 | 完山成雨 | 地域名 |
| 李 権炯 | 李本権炯 | 姓に本を付加 | 李 松岩 | 海山松岩 | 自然象徴物から |
| 金 萬鎬 | 金原萬鎬 | 姓に原を付加 | 林 花順 | 林 花順 | 発音をはやしに |
| 崔 鐘樂 | 山佳鐘樂 | 姓を二つに分ける | 徐 石煥 | 大峰石煥 | 故郷の大きな山を象徴。 |

諷刺的な氏名を届け出た記録⁴²からも創氏改名に対する朝鮮人の抵抗の示し方がうかがうことができる。たとえば「犬子熊孫」にしたケース、もしくは戸主の姓・

名(嚴・珥^{イビョン}変)の下に「也」字だけを添加して「嚴珥・変也」にすることで、嚴さん家族全員の氏が「嚴珥」になる場合などがあげられる。

以上のように、創氏に応じながらも、反対の意思を内包する形の抵抗を示した反面、全羅南道の柳建永は創氏に反対する抗議書を、朝鮮総督府の南次郎総督と中枢院に提出した後、自殺するという創氏改名に対する強い反対意志を示す例も見られた。彼の遺書には、次のように記されている。

「... (前略)... 30 年間屈辱を味わいながら生きてきたが... (中略)... 今日になっては血族の姓さえ奪おうとしており、同姓同本が結婚し、異姓を養子にし、婿養子が自分の姓を捨ててその家の氏になり、このような獣の道を 500 年の文化民族に強要するのに対して、私は獣の道よりむしろ死を選ぶ... (以下省略)」

全羅南道の薛鎮永⁴³の場合も創氏改名に反対しつつも、学校から子女を退学させるという脅迫を受けて、結局、創氏して子女を学校に送らせた後、「誓^{ハヒ}不^フ革^{カク}姓^{セウ}」という絶命詩を残して、井戸に身を投げて自決することで、姓を守り続けられず日帝の同化要請に応じてしまったことを先祖に謝罪した。

これらの事例以外にも、創氏開始前半 3 ヶ月目までは創氏率が 12.5%であったにもかかわらず、後半 3 ヶ月で 80.3%まで上昇したという数字からも、創氏改名政策実施において強要を含むさまざまな措置が取られたことは想像に難くない。

以下にあげるいくつかのインタビュー内容からも日帝の創氏強要の一面をうかがうことができる。

「僕は優等生で監護当番になったんだけど、創氏改名を実施した時、内のオヤジが頑固で絶対姓は変えられないといって、早く届けを出さなかったの。先生に何回も呼ばれて催促され、監護当番も当然止めさせられた。当時は子どもながら相当オヤジを恨んだよ。... (中略)... 別に創氏というのが何を意味

するものなのか分からなかったし、ただ創氏支配と学校で大変だったから、従えばいいのにと思っただけよ。...(以下省略)⁴⁴」

「...(前略)...当時の区長はいわゆる親日派の人で、創氏改名の届けを早く出すよう相当懇請してたよ。青年団長であった私も早く創氏届けを出したかったが、いくら何でも創氏に関しては他とは違って、お祖父さんの意見が第一だったからね。...(以下省略)⁴⁵」

「うちは祖父ちゃん代からクリスチャンで神社参拜のことで親父が拘留されたりしたが、創氏もまた同じく抵抗していたから、僕は学校にやっと入れたのに、進学は考えられなかったし、結局、兄ちゃんは村一番に徴用されていったよ。今になっては親父が誇らしいけど、当時幼いときから散々苦労したのを考えるとつらいし。学も短かったから、今これぐらいの身分にしかなれなかったよ。...(以下省略)⁴⁶」

このように、当時の諸般の状況は朝鮮人に創氏改名の届けを出さざるを得ない局面に追いやったことがうかがえる。しかし、創氏の届け自体は戸主の意志の如何によるものであって、青少年は学校や講習会などを通して得た知識を親に話して説得するまでで、直接創氏の行動には関連されなかった。そこで、青少年世代が親世代に相当不満を持つようになった政策でもあったことがうかがえる。つまり、植民地同化政策は、朝鮮人に日本文化を押し付けて、新しい日本人を形成し、戦争に動員しようとするなか、朝鮮人同士の分裂だけでなく、家庭内においても日帝の支持に対する意見の相違がみられたのが把握できた。

第四節 在日朝鮮人への創氏改名

以上、植民地朝鮮における創氏改名の実状について検討した。1940年2月から実施された創氏改名は、制令第19号の「朝鮮民事令中改正ノ件」と制令第20号の「朝鮮人ノ氏名ニ関スル件」に基づくものであって、この施策は朝鮮内の人だけで

なく、日本国内で生活していた朝鮮人に対しても同様に適用されるものであった。そこで、在日の朝鮮人への創氏改名はどのように実施されたのか、朝鮮での実施と比較しながら考察する。

日本国内での創氏改名の実施は、朝鮮での創氏改名実施と同時に、朝鮮総督府法務局が発行した「氏制度の解説 - 氏とは何か、氏はいかにして定めるか - 」というパンフレットを各市町村に配布することで始まった。そして、パンフレットに書かれている創氏の方法及び創氏改名の申し込み用紙の形式などをもとに協和会の集会の場を利用して創氏改名に関して指示していた。つまり、日帝は日本国内での創氏の実施のために朝鮮村に定着していた既存の協和会を大いに活用したのである。

ここであげる協和会とは、日本国内の朝鮮人の住む各地域の警察署管区に設立され、当時の朝鮮人の生活全般にかかわっていた機関である。協和会の会長には警察署長が就任し、幹事長は特高課長、幹事は特高課の内鮮係が担っていた。さらに、協和会では毎月、朝鮮人有力者を中心とした指導委員、または補導員と呼ばれた協力者の集会を行った。そして、彼らに対して警察署長や幹事長が神社参拝や国防貯金などの戦時協力のための諸般活動を強制、訓示を行っていた。創氏改名に関してもこの集会の場を借りて様々な指示とともにあげられていた。

以上の組織体系から考えると、警察の管理システムと朝鮮人の生活と密接に関連されている協和会が担当するのは当然のことで、朝鮮内での創氏改名の実施と同様に最も効率をあげる手段となったのである。

それでは、社会事業記録に残されている兵庫県下の協和会⁴⁷のことを例にして、創氏改名の実施過程について検討する。もちろん、日本全国の創氏の実施状況ではないが、当時の協和会の位置づけから考えると他の地域も同じ状況であったと考えられる。

まず、1940年2月の創氏改名政策発表と同時に、3月には朝鮮内で出された創始に関する朝鮮民事令を基に、協和会支会において幹事長が創氏に関して解説を行った。朝鮮人協力者である指導員に対して、警察署内において指導事項の支持を行った。また、これとは別に警察署管内の市町村ごとに創氏改名懇談会を開き、朝鮮人

に対して創氏改名について説明会を行い、申し込み用紙を配布した。そして、創氏改名の受付は各警察署内の特高課で行っており、その方法として多いのは朝鮮人を出頭させ、特高課員が「代書」するという形であった。さらに、指導員が管内の朝鮮人の家を巡回し、担当地区の人々に対して氏を付したり、相談に乗ったりして、文字の書けない人に対しては代書し、申込書を集めるなどの方法を取っていた⁴⁸。

つまり、創氏改名の手続きにおいて、特高課員の指示にもとづく指導員の役割は大きく、朝鮮内での区長を始めとする日帝の協力者の役割と同じく、指導員が在日朝鮮人各個人に及ぼす影響は相当なものであった。いわゆる、今までの生活の場において、「生」を存続させていくためには朝鮮人各個人は創氏だけでなく、指導員の指示に協力せざるを得なかったことは想像に難くない。

朝鮮では創氏改名政策を推進する前にすでに農村振興運動から始められた諸運動の組織体系や行政の改編を通して朝鮮人を統制・協力させる仕組みが整っていた。そして、その全国的な組織網を通じた政策実行の強制性は、日帝の協力者にさせた朝鮮人を通して最末端の庶民にまで管轄できる朝鮮植民地での状況を大いに活用できるものであった。

一方、在日朝鮮人の場合、日本国内での生活において家を借りたり、働き口を探したりする場合、日本人側からの差別のため日本名を名乗ることはあった。しかし、それは便宜的な使用であって、正式に日本式の氏名を名乗ることは極めて少なかった⁴⁹。けれども、創氏改名政策の実施とともに指導員に勧誘によって、在日朝鮮人は次第に日本式の氏名に変えていった。ここに、朝鮮での創氏改名の推進とは異なる部分があったと考えられる。

日本国内では創氏改名の手続きの期限である 8 月以後にも、手続きに関する説明や奨励が行われた。実際に生活の場において、米の配給簿、衣料切符の入手簿などに、日本式氏名がないと配給をもらえず、生活自体が保障されないということなどがあった。したがって、朝鮮人は日々の生活のためにも創氏改名の指示に応じるしかない状況であった。結局、1941 年の半ばには大多数の在日朝鮮人が日本式の氏を付けることとなった。実際に創氏改名した名前を日常的に使用したかどうかは別と

して、これは指導員の創氏強要がいかなるものであったのかを想像するに十分な結果と思われる。

以上の過程をへて、創氏改名は施行されていたが、実際の状況については以下の引用⁵⁰で何より客観的に状況把握できる。

「昨年創氏制度が布かれて内地同様の姓名が付け得られる様になったことは誠に結構なこと、思ひます。しかし半島同胞の中には創氏の主旨を間違へてゐるのではないかと思はれるやうな人がゐるやうです。例えば姓は山本として名は朝鮮名の道石としたり、又は朴木八述といった様な姓名にしたりしてゐるが、是では創氏の手数ばかりかけてその効果は無いと言ふうてもよいと思ふ。創氏の手続きをするなれば誰が見ても内地人同様の姓名にすることが創氏制度の主旨にそふのではあるまいか、尚読み方も折角内地人同様の姓を付けながら鮮語で読む人もあるが、矢張り国語で読むやうにして貰いたい。」

日本国内における在日朝鮮人の創氏改名政策実施は、実際には大多数の人は姓のみを氏に変更しただけで、名前の変更までは行わなかった。警察の会合、協和会の集会など公式の場合のみ改姓名を名乗って、日常的には朝鮮名で呼びあっていた。また、改姓をした日本名も朝鮮語で発音するとともに、当時在日朝鮮人は朝鮮人居住区を形成しており、朝鮮語の使用だけで用事を済ますことができていたため、当然名前も従来のままの朝鮮式の名前で呼びあっていたのである⁵¹。

結局のところ、内鮮一体の具現というスローガンの下で大々的に行われた創氏改名政策は、朝鮮内と同様に日本国内での朝鮮人に対しても同じく強要されていた。そして、創氏改名語の処遇においても何の変化もなく、相変わらず朝鮮人の戸籍の移動は認められず、出身地を示し、本籍を記入させて日本人との区別をしていたのである。

現在、在日朝鮮人が使用している通名(日本名)というのは、このような歴史的な背景を持っている。もちろん、朝鮮の植民地解放によって多くの人が創氏の姓を捨

てた。しかし、その後も日本社会において生活しながら差別構造の中で便宜的に日本名を使用せざるを得なかったと考えられる。

小活

以上、戦時時局下の植民地朝鮮における皇国臣民化政策の一環として行われた同化要請である創氏改名政策について検討した。これは、朝鮮人の名称を日本式に変えることで、朝鮮人自ら「日本人」という自覚をもち、精神の領域まで徹底的に日本人であることを信じさせるという意図を含むものであった。

つまり、朝鮮人のアイデンティティーの象徴ともいえる姓を捨てさせ、日本式の氏名にさせた創氏改名とは、新しい日本国民を形成する基礎的な作業であって、創氏改名を通して朝鮮的なものの痕跡を徹底的に否定することでもあった。

創氏改名は、日本の歴史の中における帰化人政策やアイヌ人への同化政策などの経験が基盤になっており、また日鮮同祖論の思想に基づき、厳密な朝鮮の姓に関する研究調査が創氏改名を可能にさせたことが明らかになった。

また、志願兵制度の実施を始めとし、朝鮮教育令改正を中心とする教育を通じた皇国臣民の強化育成は、創氏改名を可能にさせる物理的な基盤を提供していた。同時に学校という社会的な装置を提供することによって、個々の同化政策に相互の有機的な関係をもたせ、同化の効果を高めたと考えられる。したがって、植民地における教育制度の掌握は、他の植民政策の効果を極大化させる上で重大な意味をもつことが確認された。

また、創氏改名は文字どおり単純に氏を創ることに止まらず、教育現場を手段化していたことが内務部報告及び各事例から明らかになった。このように学校教育が手段化され、その中で教育を受ける青少年たちへの影響を考えると、創氏改名政策を単純に日本軍国主義の同化政策の一環として見るだけではなく、常に教育との関連も合わせて考察する必要がある。

創氏改名は青少年世代と既成世代間の意見の対立が多くみられる政策であったこ

とから、植民地教化教育によって新しく形成された青少年のアイデンティティーが
両者のギャップの原因となるものと考えられる。

第二章 言語政策における同化要請

序

言語は人間の思想と感情を表現し、人間が生きていくための根本になる文化を再生産する道具でもある。つまり、人々のアイデンティティの形成にもかかわる言語を奪われることが何を意味するのか、という側面から言語の重要性を考察する。

韓国のある年齢以上の人々は言語による植民地支配の証として今も日本語を憶えている。言語学者の金沢庄三郎は、「地と民と語」を一体とみて、「国語は国民の精神的生命を代表する」という。そこで、日帝が朝鮮植民地期におこなった言語政策を考察することで、母語を奪われたときの苦しみや、支配言語を習得できないことで失われる権利など言語のもつ影響力及び重要性を確認できると思われる。

本稿では、朝鮮植民地期における日帝の言語政策のなかでも、日本語を強制する側の思想・体制より、強制される側の言語体験、葛藤などに重点をおいて考察する。パウロ・フレイレの識字教育の思想から、識字と人間及び環境という軸を中心に、朝鮮庶民にとって沈黙の文化の反映として日本語と朝鮮語の識字に関して考察する。日本語強要に対する朝鮮民衆の苦しみや歪みに焦点をあてて母語を奪われた朝鮮民族のアイデンティティ形成と支配言語の修得から排除されることによる権利使用への制限に関して考察する。

以上を踏まえて、第一節においては、朝鮮語に対する識字運動として夜学活動を中心に公教育から排除されてしまった人々の言語習得について検討する。農民夜学を中心とした朝鮮語識字教育と女性夜学を中心とする婦人教育について考察する。母語を学ぶ機会を奪われてしまった朝鮮民衆のなかでも特にマイノリティ階層である女性と農村庶民の識字獲得への思いを具体的に反映させていく。

第二節では、学校教育における日本語教育に関して、4回にわたって改正された朝鮮教育令を中心に言語政策の変遷について考察する。そして、日本語普及に対して植民地児童・生徒はどのような言語葛藤を引き起こしたのか、その抵抗と同化の二重構造を把握していく。

第三節では、社会教育における日本語普及のための諸施設を中心にその実態を把握していく。まず、公教育ではカバーしきれなかった学齢期児童を対象とする応急処置としての簡易学校を中心とした日本語識字教育を考察する。そして、成人に対する日本語識字運動に関して国語全解・常用運動を中心に把握していく。これらの日本語普及政策に対する朝鮮庶民の反応を新聞記事やインタビュー調査を中心に総合的に検討する。

以上の構成をもって植民地政策下の言語教育がもたらしたアイデンティティ形成への混乱が朝鮮民衆の生活・文化・思考方式などにどのように影響していたのかを明らかにしていく。

第一節 朝鮮語識字運動としての夜学活動

第一項 農民夜学における朝鮮語識字学習

日帝による朝鮮での言語政策において著しい変化は日本語が主流言語として位置付けられ、戦時ファシズム期に入っては公教育において朝鮮語を取上げたことである。そして、多くの朝鮮の人々は教育機会から排除され、日本語の識字だけではなく、朝鮮語に関しても識字問題が生じていた。

第一部の第一章で考察したとおり、朝鮮の農村社会は植民地統制システムによって最末端の個々人にまで管轄できるようになった、このシステムを大いに活用して植民地統治を容易にさせるための手段として言語教育を用いたのである。日帝への協力者にさせるためには、日本語教育を通して日本精神の注入を意図しており、日本語の習得を強調した。当然、日帝の伝統的な教育場における朝鮮語や民族教育への統制が強まっていき、その中、朝鮮人は表での適応または夜学の増加で対処していった。

これらをふまえて、公教育における言語政策の考察に移る前に、日帝の社会教化政策の進行とともに日本語教育の普及の影で、朝鮮人はどのように母語への学習権利を実現してきたのか、その中心的な役割を果たしていた夜学について考察する。

夜学は、植民地朝鮮において自言語だけでなく、民族教育を通して朝鮮人である誇りを意識させる教育の場であった。もちろん、言語教育だけでなく、生活の場における教育と生き方を変えようとする文化批判をともなっていたので、朝鮮人にとっては自分たちの価値を求めて闘った「生」の現場でもあった。なお、誰でも夜学の学生になれたので、今まで正規の教育機関から除外されてきた多くの女性と零細農民、教育機会をなくした成人などにも教育の機会を与える場であった。したがって、本研究で主に焦点をあてているのは戦時ファシズム期においては、夜学活動への統制は相当厳しく、ほとんどの活動が禁止された状況であったが、夜学は朝鮮の庶民の生活とは切り離せない部分であるため、その展開過程について考察する必然性があった。そして、次章で日帝による公教育における言語教育との時代状況のつながりと両方の教育の相違が比較できると考える。

植民地朝鮮での教育のあり方は、植民地教育を目的とする官・公立学校教育と、民族教育を目的とする私立学校教育、そして近代的な教育の範疇に属しないが民族教育の性格をもつ書堂、講習所、夜学といった三つの構造に分類される¹。

ここで書堂とは、従来からの庶民の大衆教育の場であった。そして、植民地期においては日帝の植民教育に対抗する民族教育の拠点であって、自主的な農民社会教育として位置づけしていた。日帝の書堂規則に基づく規制が強まる中にも、農民夜学に転換して朝鮮の農村における教育を担ってきた。

日帝は 1918 年 2 月「書堂規則」の公布をとおして、書堂を抑圧し閉鎖させていた。当時の全国における書堂は、23,369 箇所生徒数 260,975 名であった²。1929 年書堂規則を改定することで、1935 年には 6,209 ヶ所に生徒数 161,774 名にまで減るという結果をもたらした³。

つまり、1920 年代に入ると日帝の弾圧によって、民族教育の拠点であった私立学校と書堂は大きく萎縮されていき、代わりに農民夜学が活発に拡大されていった。日帝の書堂に対する弾圧政策は、結局 90% を超える朝鮮の児童から識字を奪う結果となった。

一方、1919 年の 3・1 運動をきっかけに農民と労働者の主体的な覚醒とともに、

民族教育と社会教育に対する切実な必要性を認識することとなる。そして、当時の知識人、労働運動家、愛国的な指導者などが、積極的に愛国的な団体活動や社会教育活動に参加するようになり、そのなか農民大衆に朝鮮語を教えるなど社会教育活動を行ったのが農民夜学の始まりである。

渡部学の研究⁴によると、夜学は私設学術講習会の一形態であって、正規学校に通えなかった無産階級の子弟と就学の機会をなくした成人に対する基礎教育機関として定義されている。そして、正規学校教育とは異なって、朝鮮人に民族意識を鼓吹させるために設立された初等教育機関であると指摘している⁵。

農民夜学は、地域的に個人の有志や農民団体などを中心に多く設置・運営させたが、そのなかで代表的なものは、「朝鮮農民社」の農民夜学事業である。朝鮮農民社の農民啓蒙運動と農民社主導下の農民夜学は日々拡散されていった。

朝鮮農民社は従来の農民夜学と労働夜学、農民講習会などにおける農民啓蒙及び農民教育の形態と内容をより組織的・体系的に実行するため、農民教育の実行方法に関する一般的な基準⁶を樹立していた。

その基本原則は、中央に農民教育の指導を目的とする機関を設立し、地方にも部落を中心とする短期農民学校を設立することである。そして、農民啓蒙と農民思想を統一的に指導する農民雑誌、図書の刊行、農民教育のための基本財産確保のために寄附金など奉公的精神を発揮する財団の設立、農民・農村・農業に関して理解と識見を持つ人々との有機的な団体である。

また、中央農民教育機関の事業として、農民教師の養成と農民学校の経営及び農民雑誌の発行をあげている⁷。その具体的な項目については以下のとおりである。

第一に、農民教師については、社会的指導者として農村に派遣されて農民学校を組織し、農民読本を教材として教育を行い、「我等が現在忘れていたすべての幸福を恢復できる民衆をもつために、知識的方面でこれらの責任を持って不撓不屈の精神を発揮する教師」⁸になることを示している。この内容からも、当時農民教師に貯えていた期待は相当のものであったことを示唆してくれる。

そして、教師の養成のために、一年間学理的な研究と指導訓練及び農業経営の実

地的な経験と研究を行うことを記し、知識階級の青年を民衆事業に献身的に努力して農民指導者としての人格と知識を涵養させることを示していた。

特に、中間幹部の養成に力を入れて、教師が忙しく他の集まりに行った場合は代わりとなって学生を教える目的のためであった。

第二に、農民学校の経営⁹においては、農閑期を利用して11月1日から翌年2月末まで4ヶ月を教育期間と定め、生徒は、老若男女誰でも差別なく通えることを示した。そして、朝鮮語の識字を得ることができなかった児童と成人に対して朝鮮語の文字からの基礎知識を教える課程と、それ以外の方に対して生活教養教育を実施するという二つの課程に分けていた。教科書としては、中央機関が編纂発行する「農民読本」を無料または実費負担で配付し、すべて朝鮮語だけを使って教えることを定めていた。

農民夜学の運営においては、教師の確保と教科書などの教材問題を抱えていた。まず、教師には一般的に学校の教職員、中学校学生、知識層の人士などが担っており、いかなる報酬も代価もなく教師となる人の犠牲的な奉仕によるものであった。したがって、地域によっては教師がなく夜学を開設できない場合もあったので、教師の確保が一番の至急課題であった。そして、生徒はすべて無料であったので、運営においての経費は、地方有志と篤志家の協力でまかなっていた分その財政的な苦しさは少なくなかったはずである。

次に、教科書問題であり、特に朝鮮語教科書がなく朝鮮語教育に多くの支障を与えたという。大抵の場合、普通学校の教科書を使ったが、その内容とは実際に教育を受ける生徒に適合しておらず、朝鮮農民社の「農民読本」が夜学の重要な教材として多く活用されたのである。

以上、農村の夜学のなかでも代表的な組織であった朝鮮農民社を通して、夜学の具体的な構造を把握することができた。そして、朝鮮農民社の記録¹⁰によると、夜学での生徒数が公・私立普通学校の生徒数より多い地域もあることから、当時庶民にとって夜学の役割は相当なものであったことがうかがえる。

夜学に通っていた学生の構成をみると、農民、小作人、児童、青年、女性、しも

べ、召し使いなどで、庶民の中でも女性と側女など最もマイノリティの層で構成されている。ここでも、夜学は権利構造のなかで、教育機会から除外された庶民に教育の機会を与えたという意義をもたせるのができる。他にもインタビュー証言のなかで、抗日的な家庭環境では、公立の学校に通わせると日帝の教育受けるということから、貧困家庭ではないにもかかわらず、親がわざと子どもを夜学に行かせたケースもあった。

教育内容は地域によって異なっていたが、朝鮮語、漢文、作文、算数、簡読、歴史、地理、習字、書取、唱歌、講話、討論、修養読本など¹¹で、日本語を除外しているのが注目できる。特に、朝鮮語を重要科目として教授しており、教師たちも愛国的な知識人であったため、その授業雰囲気も民族意識を涵養する修練場となっていたといっても過言ではない。

日帝は1931年から農民夜学の弾圧策として「私設学術講習会認可制」を実施し、当局の認可なしでは、夜学の開設や教育集会の活動ができないように取り締まりを行った。その設立認可申請書¹²の書式内容をみると、「講習の目的、講習の期間及び場所、講習の事項、講習員の資格及び定員、実施時期、教科目、講師の住所・氏名・経歴、経費支弁の方法」となっており、その細かな項目から審査・統制の厳しさが推測できる。当然、教科目内容においては調整を行っていた。これらの複雑な認可制の導入で夜学は減っていたが、当時多くの識字問題を抱えていた農村におけるニーズから夜学を中断することはできなかった。

けれども、夜学は形式上において官の要求を受容して、制度的に妥協をしながらも、相対的に教育の機会を維持しつつ文化批判を行っていたのである。これは、あくまでも教育の機会を最大に保障され、教育権を確保するという意志の表れとして取られる。

夜学の運営経費は、生徒負担、有志の賛助金、学友会、青年会、社友会、義塾などで負担していて、朝鮮農民社の支部、郡・洞^{ドンリ}里農民社社友会が支援するところも多かった。

夜学を行う場所としては、私家、私家借用、義塾内、公会堂内、天道教堂、教会

内、青年会館などと地域と村の状況にあわせて多様であった。

朝鮮農民社は日帝の弾圧と取締り及び教師を含むさまざまな難点にもかかわらず、農民啓蒙運動と未就学児童の識字獲得を実践してきた多くの記録が見られる。そのいくつかの例として、場所に困っていたところ、朝鮮農民社の社友である^{キムサンソン}金相鮮氏が130坪の敷地を提供し、^{ビョンハクス}邊學瑞氏が30円の建築費を寄付して、夜学会館を新築し、40余名の生徒が3人の教師によって教育を受けることとなったという記録¹³から、主に夜学は村の有志の協力を得て維持できていたことがうかがえる。そして、洞里の皆の協力による65円の募金で、家屋一棟を買入して、農民夜学を開設したこと¹⁴と鏡城線の鉄道トンネル工事場で働く労働者たちが、一人当たり5日分の賃金を出し集めて、約3千円の基金で夜学を立てた¹⁵という記録からも、村人全員の夜学に注いでいた熱意を想像できる。

しかし、日帝は正規の教育機関が多く設立されたので、私立学校の形態で運営されていたすべての農民夜学と労働夜学などは必要なくなった、ということを利用して、すべて廃止する方針を立てた¹⁶。結局、1936年には朝鮮農民社も解体されることとなったのである。

1920年代の東亜日報、朝鮮日報の報道内容を見ると、ほぼ毎日夜学の開設及び行事に関する記事が掲載された。そして、各種青年会・青年団体の講習会及び講演会の行事に関して報道されていることからその活発なる社会教育活動の展開を推測できる。これらの夜学をはじめとする民族教育活動が拡散され、政策の批判と抗日民族意識を鼓吹されることに対して、日帝はいわゆる治安維持法及び私設講習会妨害などによって強化し、不穏な思想をもつといつては教員を検挙・投獄させたり、夜学を閉鎖したりした。結局、1930年代に入ってから、農民夜学と労働夜学を抗日民族運動と社会運動の拠点と認識し、「私設講習会認可制」を適用して弾圧を断行したのである。

当時の夜学を通じた民衆教育活動は、日帝の植民地教育政策によって教育を受ける機会と恩恵を受けず、疎外された勤労庶民を対象に民族運動を実施した社会教育活動であり、抗日民族運動であったという意義を見出せる。

特に、夜学は都市より地方に、そして正規教育機関がまったくなかった僻地に多く設置された¹⁷という特徴が注目できるのである。それは、日帝下の反日的な民族運動であったこと以外、社会運動として庶民教育に多く寄与した点を評価すべきだと考える。

村では、夜学に入らずしての生活自体が困難であった。それは、第1部第一章での農村の構造に対する考察で把握したとおり、農業とは野良仕事などの助け合いなどで成り立つもので、夜学という集まりの場を通して生活上の問題点を互いに協力しあって生活していたためである。

以上、夜学は植民地朝鮮において、特に農村でのマイノリティに教育の機会を提供してくれると同時に、朝鮮人としての認識と自言語への習得を可能にしてくれて、共同体意識を生む「生」の場であったことが明らかになった。

第二項 女性夜学を中心とする婦人教育

前述した農民夜学・労働夜学においても男女区別なくその教育対象としていたが、当時の儒教精神に基づく社会的・文化的状況と与件から女性の参加率は低かった。それを考慮して女性だけを対象とする女子夜学の必要性から、農民夜学と並行して女性夜学が存在していた。

ここでは、女性夜学における婦人教育に焦点を当てて考察する。女性夜学は第一部第二章での日帝による農村婦人の教化教育と対抗するもので、日帝の婦人教育が新しい日本式の習慣を押し付ける教育に重点をおいたことに比べ、女性夜学での婦人教育は朝鮮語の識字獲得を主とし、朝鮮人としての伝統を伝承する場であった。

女性夜学の背景としては、1919年3・1運動以後女性の社会参与と政治的な意識の高まりによって女性教育の必要性が強調された。今までの農民啓蒙運動、ハンゲル普及運動、ブナルド運動などが識字運動と農民の覚醒に貢献してきたが、男女青年児童を中心に展開されており女性教育問題は疎外されていた。そこで、農村婦女子に対して識字教育と農村生活の改善向上のために、農民夜学・労働夜学とともに、

青年団体、宗教団体及び女性団体が主導となって展開された。特に、キリスト教系の青年会、女子青年会、教会などが主体となって設立した。

その教育内容においては、農民夜学とあまり差はなく、家庭生活、衛生保健、児童心理、料理、裁縫など女性に必要な科目がさらに加わったのが特徴である。つまり、朝鮮語の識字だけでなく、近代的な女性として生活できる教育的な機能を担当していたのである。

女性夜学の一つとして「京城製糸株式会社の女子夜学」¹⁸が特に注目される。「女性に知識は与えず仕事だけさせると女性社会はその分劣るはずで、夜学を設置して女性に誠意を持って利便を与えるとその分一生懸命働いてくれる」と夜学開講の趣旨を明かしていた¹⁹。教育内容としては、朝鮮語と算数、修身、裁縫術をあげており、当時、企業が社会性を認識して、女性従業員を対象に女性社会教育を実施した最初のものであった。

これらの過程で生成され、女性教育として大きな役割を担っていた女性夜学について当時の社会全般にわたっての評価はいかなるものであったのか考察する。

まず、朝鮮日報の社説²⁰において、朝鮮社会の一番の至急問題は、女性の教育問題であると指摘し、男女が同一な権利と義務を持って社会に奉仕すべきで、女性の知識修練のために女性教育機関の増設とそれを支援する国民的な覚醒と奮闘を促求した。東亜日報においても女子夜学の開設と活動内容、女性団体の女性教養及び啓蒙のための講座、講習会開催に関してつづけて報道していた。

そして『月刊朝鮮農民』では、女性教育問題とは、民族文化向上の見地で重要な意義をもっており、封建的観念と教育機関の不足、農村経済の疲弊及び教育制度の民衆生活との不適などが農村女性教育を等閑視させる原因であると指摘している。

したがって、女性教育において、家庭教育とともに社会教育を並行して、特に社会教育においては学校教育を受けられない女性を対象にハングル学習が至急の課題であると強調し、新聞・雑誌などを大衆本位のハングルで刊行することと、女性教養のための知識と技術を普及することを促していた²¹。

朝鮮農民社の一つである^{ジョピョンリ}周邊里農民社においても、「何千年にもわたる古い習慣に

押され無名の監房で呻吟する女性を解放させることはもちろん、一般農民にも時代的な覚悟を持たせた」²²ことを実績としてあげている。

以上、夜学は、朝鮮植民地期において 1930 年半ばまで民族教育運動の拠点として農村庶民の生活のなかで、農民啓蒙と覚醒を促す社会教育的な活動として展開されてきた。もちろん、義兵と抗日民族運動の温床であって、庶民教育機関でもあったが、農民運動、労働運動、女性運動などの社会運動的な生活をもっていた点では間違いない。

いくつかのインタビュー証言をあげながら当時を再現すると、

「当時は男女老少はもちろん未成年者はほとんど行って習った...(中略)...年取った人だけ行かず、若い人は別に皆通ってた。²³」

「当時、田舎農村では適齢期の児童の中で普通学校に進学できるのは稀で、ほとんどの子どもたちは小さい時から親とともに農仕事を習うしかなかったの。...(中略)...不就学児童と文盲の婦女を集めて夜学を運営してた。²⁴」

「村の李両班のサランチェ(客間に用いる主人の居間または座敷に使う表に建てた別棟：筆者注)に集まってウリマル(我々のことば：朝鮮語のこと)ことばを習ったの。当時、女だといって学校に行かせず、僕の姉貴だけでなく、僕と同じ年齢でも学校に入れなかった人が多かった。家庭の都合で、大体授業料を払えないから学校に行けなかったが、親が頑固で日本語をならっちゃいけないといって行かさなかった家もいたの。²⁵」

「集まる人は小作人、しもべ、チョンミン(朝鮮の階級社会で一番下位に当る階級で被差別部落民を指す：筆者注)など家計の苦しい人たちを集めてやったが、たまに村の金持ちの朴さんは親に隠れて倉の穀物を分けてくれたりしたの。²⁶」

「ㄱㄴㅇ(アイウエに当るハングルの基礎：筆者注)からはじめたの。日本語のところか朝鮮語も全然できない人たちが集まったから。...(中略)...それも窓に黒い布をかけて光が外にもれないように隠してやったよ。²⁷」

「昼間は書堂に通って、夜は夜学で習った。夜学で歌をたくさん習ったの。たまに、村の入り口にある大樹の下で体操も習ったり、(何曲か歌を歌った後)こんな歌もそのときに全部習ったものだよ。²⁸」

「日本語、カタカナというものあるでしょう。それ習ったの。朝鮮語もやった。...(中略)...歴史なんかはうちはやってなかったの。たぶん幼かったから教えてくれなかったんじゃないの。それで、すぐに普通学校に入れるようになってしまったから...(以下省略)²⁹」

「後で夜学教師が捕まって、うちの村が全部パルゲンイ(共産主義者を指す朝鮮語：筆者注)になったじゃ。あ、習ったのは我がことばしかないのに。何年だか、結構長くつづいたの。うちの母が嫁にきてからだというから。でも、あの時習わなかったら朝鮮語はわからなかったかも。そうそう(自分でうなづいていた)。³⁰」

以上の内容から、夜学における学生構成、学習内容、財政、場所、弾圧などが読み取れ、インタビューの際の声色や表情などからいまだに残る苦痛が伝わってきた。

当時の夜学は民族啓蒙運動と抗日という政治的志向性に注目して分析する視点多いが、日常の経験から民族の価値を決定する教育機会であって、特に朝鮮語の識字獲得と生活においてのより豊かさを得るための運動であったと考えられる。そして、何より当時の植民地権力の下でも教育に対する熱望があって、教育が「生」の問題として認識され、朝鮮人の生の決定的な要素として作用されたことは注目すべきことである。これは、教育は「生」の方式として、生存につながる存在形態であって、日常的な生活習慣文化にかかわることを意味する。つまり、「教育 = 生の存在形態 = 文化」という方式が成り立つ。

夜学は当時の教育が植民権力によって統制されていて、教育から除外されてきた朝鮮庶民の生活の場において「学び」の意味と文化批判の過程はどのように進行されていくのかを経験させるなかで、自分の生に対して価値決定する能力を与える機会となったのである。

また、夜学は村において共同体文化を形成しつつ、生存方式でもあったので、特別に何かを学ぶという目的以外にも、村から除外・離脱されず、自然な関係を維持するためにも通う必要性があったと考えられる。生産のための共同作業だけでなく、婚礼式、葬儀などにおいて互いに手伝って、祝ってくれる村人が必要であったことは言うまでもない。つまり、夜学教師を中心に夜学連合体を構成し、体系的に組織化していたので、日帝は行政的な次元だけではなく、警察を動員する物理的な手段に依存することにつながったと考えられる。

ここで、夜学の意義をあげると、みんなのための教育であったこと、教育の自律性を土台にしていたこと、民族文化の持つ教育的な価値の再発見であったことがあげられる。支配階級や男性社会構造によって制限されずに全員を受け入れたことである。人材養成という政治的な目的を反映して、人を作り直す教育概念ではなく、「生の場」を土台においた教育概念として発展されていた点である。日帝の教育干渉に対抗しながら、庶民の「生の場」を基礎として教材を構成し、教育活動を続けていたことである。

植民地という状況下、供出という収奪に苦しみ、伝統的な共同体も崩れつつあった時代に、教師による啓蒙としてではなく、自言語・文化・歴史を習うことで、主体的に自分の「生」を考えていく能力を育てていた。つまり、主体的なアイデンティティーの形成で、自民族文化の教育的価値を再発見できる点である。つまり、村の共同体の中での自発的な拘束によって制度に躍動性を与え、そのなかでの社会的な経験が教師を通して後世代に伝承されていく点である。

夜学は村においての共同体生活を維持する場であって、文化的生存だけではなく、経済的な生存方式の場であった。つまり、皆で集まって議論・協議して問題解決をしていた村の公的な場としての役割をしていたことである。

以上、夜学は朝鮮内だけでなく、日本内においても在日朝鮮人労働団体の主導で夜学が設立されていて、東京・神奈川・大阪・京都・広島・愛知などで夜学が設置され、朝鮮語と朝鮮歴史などを教えながら民族教育と大衆啓蒙運動を展開していたことが報道されている³¹。当時朝鮮内でも日帝による弾圧と取り締まりは厳しかっ

たことを考えると、日本内での夜学活動は相当な受難を受けたはずである。そのなかでも母語である朝鮮語を習い、朝鮮歴史を通しての民族文化を継承しようとした根底にあるものの究明は今後の研究課題としてあげておく。

第二節 学校教育における日本語教育

第一項 朝鮮教育令を中心とする言語政策の変遷

日帝の植民地言語政策の始まりは教科書編纂であった。1904年教科書編纂に着手し、日本語読本という教科書を発行した³²。学校は植民地民衆に日帝への従順を植え込むための重要な道具となり、教育が民族同化のために手段化されたことは、学校教育課程においての朝鮮教育令の改正過程にもよく表れている。

まず、日帝の朝鮮植民地言語政策の変遷を把握するため、各朝鮮教育令における学校教育政策での日本語と朝鮮語の位置づけを把握する。

日帝の植民地言語政策の基本は第一次朝鮮教育令（1911.8）が公布されることで具体的に明文化された。この朝鮮教育令³³で設定された教育目的と教授法をみると、教育は「教育に関する勅語」の趣旨に基づいて「忠良たる国民」を育成することを本意とし（朝鮮教育令第2条）、時勢と民度に適合するように（同令第3条）、普通の知識・技能を授与し、特に国民としての性格を涵養し、国語（日本語）を普及することを目的（同令第5条）とすることを記している。そして、国語は国民精神が宿るもので、知識・技能を習得するのに不可欠であり、あらゆる教科においても国語使用を正確にし、自由にその適用を期する（普通学校規則第7条第32項）と教授用語を日本語にすることを定めている。これは朝鮮語と漢文を除いたすべての教科での教授法³⁴として重要な位置を占めることになるのである。つまり、植民初期において朝鮮人を包摂していく手段として、忠良、また順良なる国民を形成していくことを目標とし、植民地に於ける同化要請として日本語教育を位置づけていたのである。

1919年3・1運動を契機に日帝の植民地支配イデオロギーも武断統治から文化統

治に変化し、朝鮮植民統治の行き詰まりを打開するよう努めた。教育政策も改められ、1922年2月第2次改正教育令を公布した。その内容の特徴は、学校の種類及び授業年限を日本の学制と同一にし、内鮮共学を定め、普通学校において朝鮮語を正規科目と定めたのである。ちなみに、普通学校の教科目は修身、国語、朝鮮語、算術、日本歴史、地理、理科、図書、唱歌、体操とし、女兒のためには裁縫を加える（普通学校規程第7条）と定められている。

しかし、言語政策においては、朝鮮内で国語を常用するもの（日本人）のための教育制度と国語を常用しないもの（朝鮮人）のための教育制度を別々に用意する（教育令第2条と第3条）基準を定めており、「内鮮共学」というスローガンに見せた言語の共存とは巧妙に違う方向へ進められているのが現実であった。

なお、1937年日中戦争の勃発は日帝の植民地政策を皇国臣民育成の徹底に大きく変えたのである。何より教育においてもその影響は著しく、第3次朝鮮教育令（1938年3月）が公布されることとなるのである。

それは、朝鮮語が正規科目から随意科目となり、教科課程においても朝鮮語を除外するよう（小学校規程第13条、中学校規程第10条）各学校の代表者に指示を与えており、日本史を「国史」に変えたのである。教育方針としては、国体明徴、内鮮一体、忍苦鍛錬をあげ、あらゆる行事において皇国臣民誓詞³⁵を暗唱させ、日本人化を求める同化政策に総力をあげたのである³⁶。

学校における朝鮮語の随意科目化に加えて、諸般の言語政策においても朝鮮語の統制は厳しくなっていた。1939年から断行された言論機関の統制のあげく、1940年8月10日朝鮮人によって発行されていた代表的な新聞である東亜日報、朝鮮日報を民族的偏見に傾いており時局に合わないという理由で閉刊させたのである³⁷。同時に日本語の普及のためさまざまな施設を講じており、簡易学校の増設と国語全解・常用運動へとつながっていったのである。

結局、これらの言語政策は学校における日本語と家庭における朝鮮語という二重構造を生み出すこととなり、既成世代と青年世代での意識ギャップを広める要因として作用していくのである。

戦争の厳しさが増すなか、1943年3月朝鮮教育令は第4次改正となり、「教育に関する戦時非常措置令」として教育体制を戦争遂行のための軍事目的に合致するよう改編したのである。その主な内容とは以下を意図していた。

- 一、 国民学校は大陸侵略に利用する兵士の準備と関連し、義務教育制の準備を実施すること、
- 二、 中学校は日本に準じて措置すること、
- 三、 理科系統の専門学校は学生数を増やし、文化系統の私立専門学校は理科系統の学校に変えて、文化系統の専門学校は統合する方向に措置すること。

なによりこの教育令での注目点は、朝鮮語は教科課程において完全になくした点である（国民学校規程第33条）。

このように、戦時時局での言語政策が学校と社会教育全般にかけて日本語普及という点に集中して取り組んで、皇国臣民育成に総力をあげるようになった直接的な契機は、1944年に予定されていた徴兵制実施の準備のため³⁸と言っても誇張ではない。

4回にわたった朝鮮教育令の改正とともに、朝鮮植民地における日本語教育を始めとする言語による同化政策の基盤を以上のようにして作っていたのである。

第二項 日本語普及に対する学生の抵抗と同化の二重構造

日帝の朝鮮植民地においての言語政策は漸次朝鮮語の教授時間を減らしていき、日本語教授に重点をおきながら日本語普及とその使用を強要したものである。これらの言語政策は学生を始め朝鮮民族にいかなる影響を及ぼしたのか、そして朝鮮人はどのように反発し、適応していたのかについて考察する。主に、新聞記事³⁹を中心にその一例をあげながら、インタビュー調査も加えて検討する。

学校において普通学校規則第10条に基づき、朝鮮語及び漢文の教授において常に国語との連絡を維持し、時には国語で解釈した⁴⁰。教育用語を日本語にすることに対してその廃止を求める朝鮮人の新聞社説での意見をみると、

「十歩百歩譲って、言論の弾圧・集会・結社の拘束、出版・通信自由の剥奪、信教自由の侵害に対する苦痛はすべて我慢できるけれど、朝鮮語の圧迫、即ち教授用語を、日本語を以って強制する弊害と苦痛に対しては耐えられない。...(中略)...吾人は民族的自負心と区々な感情に依存して、此を要求、唱導するのではなく、我慢しようとしても耐え難い苦痛と絶叫せざるを得ない事勢に依拠して此を要求し唱導するところである。...(中略)...然則、教育用語を、日本語を以って強制するのは、朝鮮人の能力を消耗し、耐え難い苦痛であり、朝鮮人独特の文化を破壊することなのでこれが絶叫せざるを得ない事勢である。(以下省略)⁴¹」

といかなる抑圧より、母語への権利を奪われる苦痛と、それにとまなう自文化の破壊を危惧していることがよく表れている。そして、日本語による教授の廃止を求める理由を詳細に述べており⁴²、その要約は以下のようなものである。

「朝鮮人の能力を消耗させる所以：

幼いころから自ずと身についた朝鮮語を捨て、成長し日本語を学ぶことは朝鮮人の二重負担となる。(傍点：筆者)

日本語を国語というのは、単なる制度・形式上のことで、母国語を持つ朝鮮人にとって日本語は中国語や英語と同じく事実上の外国語である。

理性が発達していない子供に学問を教えることだけでも大変なのに、朝鮮語と全く違う日本語で教えるということは言語と学科を同時に勉強しなければいけないので、児童に無限の苦痛を与える。

朝鮮人の独特な文化を破壊する所以：

言語と文化は不可分の関係にあるので、朝鮮語を使わず、日本語を使うということは朝鮮独特の文化を破壊する。

言語を変更し変化を招くのはその民族の文化発展の妨げとなる。」

ここで、注目すべき点は、教育用語の日本語による朝鮮人児童の学習への二重負担のことである。つまり、教科の学習能力にも非効率的であって、かつ、朝鮮文化への妨げになると主張している。この指摘どおり、実際に朝鮮人の児童からは日本語の習得に苦労しながら、家庭における使用言語とのギャップから民族的な反感をかう逆効果を引き起こすこととなるのである。

学校内での日本語使用と朝鮮語禁止に関する実態をあげると、

校内では朝鮮語を使って見つかったら罰金を払った。

朝鮮語の使用一回ごとにシールを貰って、10枚集まったら罰金またはトイレ掃除など罰則。

黒板に名前を書かされていて、朝鮮語を使う他の人を見つけると代わりに名前を書いて自分の名前は消せる。

監護当番というのがあって、同級生である彼が僕らが日本語を使うのか監視していて、記録し、先生に報告する⁴³

などがあげられる。

監護当番には学校内だけではなく、放課後も廃品収集や松やになどを集めることを手伝ったりして自分の行いをよく見せるため努力したという。ここで、子ども同士の間でも権力を持たされた時の恐怖と、その権力の使い方は人間の想像をはるかに上回るものであって、その恐怖がうかがえる。

また、「朝鮮語に罰金、一句使用に罰金一銭...(中略)...朝鮮語を使ったという理由で訓導が生徒を殴打...(以下省略)⁴⁴」及び、校内に「国語愛用箱」という箱を作って教室及び廊下において、朝鮮語を使用する学生たちをみつけると名前を書き入れ、週末に一度その箱を調べ、投書されたものに対して処罰を与えるなどの手段まで導入⁴⁵しており、日帝が日本語普及に総力をあげている多くの記録が見られる。

当時、小学校に入学する児童の平均年齢は7、8歳であってそのほとんどは家で朝鮮語を使用しており、朝鮮語と日本語に対して無学文盲であったことを考えると、学校に入るなりすべて日本語での授業とは相当に厳しいものであり、苦痛に近かつ

たのは十分に想像し得るものであって、インタビューの証言においても多数の方々が語ってくれた。

なお、日本語教育をより強化するため、日本人教員の採用にも力を入れるようになった。つぎの新聞記事でそれが表れている。

「普通学校において多くの朝鮮人教員の採用を呼びかける各地の世論は以前から高い。その理由は人情と風俗を理解できない日本人教員では児童教育に支障が多いということと、貧弱な地方財政の節約のためにも切実な問題である... (中略)...昭和6年現在日本人教員は3割8分を占領... (中略)...同じ資格の朝鮮人教員に比べ約倍の給料... (中略)...全て朝鮮人教員に換算すると一千九百余りの学級を増設できる... (中略)...早速実施することを希望するのは難しいが、窮乏な地方学校費財政のためには極めて有利なことになる。⁴⁶」

「^{テグフヒョ}大邱府会で^{ベグッイン}裴國仁議員は、普通学校校長に朝鮮人校長も置くよう要求... (中略)...朝鮮語科の軽視は実生活に影響があり学校内での師弟間の良からぬ、不憫な事件の発生は教師としての愛の精神が欠如しているためだと責める⁴⁷」

朝鮮語と漢文に対する弾圧も日々厳しくなり、結局朝鮮語文と関連された朝鮮語漢文が廃止⁴⁸され、朝鮮語は随意科目となった。これについての論説をみると、

「...(前略)...そうでなくとも父母たちの間には現在高等普通学校を卒業しても朝鮮文の手紙ひとつ書けないという非難が高い時、...(中略)...生徒たちには漢文の実力に対する影響より直接関係を持っている朝鮮文の学習実力が減退...(中略)...明らか(以下省略)⁴⁹」

「必要は認めるが教えないということは余りにも不当ではないか。⁵⁰」

「...(前略)...朝鮮語を随意科目に...(中略)...その結果朝鮮語に対する朝鮮人の知識が次第に落ち、朝鮮文化の向上にも支障が出るのが憂慮される。学制の画一化制が朝鮮語を随意科目にすることで実施できるものなのか、学務当局で我々の苦心を考え、もう一度考慮する必要はないだろうか。⁵¹」

日本の植民地言語政策に対して何より学生たちの反発が多かった。その代表的な事件をあげると、花洞第一高等普通学校では、朝鮮歴史は朝鮮人先生を招聘して教授すること、朝鮮語教授の徹底と朝鮮語文法を教授すること⁵²を主張して同盟休校に入った。そして、1928年起きた光州学生事件でも、

「...(前略)...朝鮮人本位の教育実現を要求...(中略)...日本語だけを使う日本人教師より朝鮮人教師を多く採用すること、朝鮮の歴史を教授、朝鮮語文法を教授、日本語の時間を減少すること(以下省略)⁵³。」

などを要求、同盟休校に入った。しかし、学校当局は27名に退学、28名に無期停学処分を下し、4ヶ月に長引いたあげくには、8名の学生が懲役刑を受けたことで同盟休校は終わる結果となったのである。

釜山第二商業学校では、図書館に朝鮮語文に書かれた新聞、雑誌、書籍を購入させるよう陳情書を出し、盟休に入り⁵⁴、春川高等普通学校でも、私宅にまで学生を連れて行き、殴打した日本人教諭を罷免させることと朝鮮語の時間を増やし、専任教諭を置くことを要請し、同盟休校⁵⁵に入ったことがあげられる。

また、保護者側の講義も多く、馬山公立普通学校の学父兄会では、朝鮮人教師の採用に関して以下の条項を提出していた。

「...(前略)...専用看護婦は児童の言語をよく理解できる朝鮮人看護婦の採用を要請し、...(中略)...朝鮮児童の教育において言語及び其の他の関係から考えると朝鮮人教育者が教導することが完全で有益...(中略)...校長以下訓導全

てに朝鮮人を採用するのを早く実現させるよう要請(以下省略)⁵⁶」

全羅北道議会で議員のひとりが現下教育政策について、

「...(前略)...初等教育において4年制は朝鮮語教科書を朝鮮語で教授するとしても十分な教育をさせるには困難なのに、7,8歳の児童に日本語で書かれた教科書で教授するのは語学関係上大きな矛盾...(中略)...朝鮮人教員を採用可否について質問(以下省略)⁵⁷」

など、学生たちだけではなく一般社会人も異口同音で朝鮮語の教育を強く希望しており、多くの日本人教員を採用して日本語で教授することに対して相当な不満をもっていたことが伺える。

以上、日帝の朝鮮植民地における言語政策について、日帝の教育支配体制を制度的に確立した朝鮮教育令を中心に考察した。また、学校教育を通じた計画的な日本語教育の生活化と相対的に朝鮮語教育の没落との関連を時代的に分析し、考察した。そして、言語政策に対する朝鮮民族の苦しみや葛藤に焦点をあて、新聞記事を中心に抵抗事例をあげながら検討した。

つまり、日本の朝鮮植民地における言語政策は、各朝鮮教育令と施行規程によって徐々に朝鮮語を取り上げ、日本語を徹底的に強要して皇国臣民に育成するというイデオロギー的同化教育であったことが明らかになった。

したがって、次節においては学校教育のみならず、社会教育における日本語普及政策に関して、学齢期児童に関する教育の中心であった簡易学校と成人に対する日本語識字教育運動であった国語全解・常用運動を中心に検討を進める。そして、植民地政策の根本であった母語への学習機会の剥奪と支配言語への識字獲得がもたらす影響について考察していく。

第三節 社会教育における日本語普及政策

第一項 学齡期児童に対する日本語識字教育(簡易学校を中心に)

(1)簡易学校の設置背景及び組織体系

簡易学校とは、1934年から農村振興運動の基本施設として意図的に設置されたものである。植民地朝鮮における言語政策は戦時時局に当面して日本語の必要性が強調され、前述した学校教育だけでは対応しきれない限界を実感していた。そして、より広範囲にわたる日本語の普及のため講じられたのが農村振興運動とともに簡易学校を普及させることであった。

つまり、簡易学校の設置背景として、まず、初等教育の普及政策上の問題があげられる。日帝は1928年から「一面一校」という公立普通学校の設立政策を推進してきたが、現実的に面⁵⁸という行政区画は広く、通学距離、交通の不便などで就学が困難なケースが多かった。1930年代初めの就学率が全体の20%に満たないことは、他の要因も影響しているが、その就学の困難な状況は予想できる。

第二に、授業料の問題があげられる。当時の普通学校の一ヶ月授業料は約50銭から1円ほどであった⁵⁹。当時の経済事情と物価水準から見て、農村の家計にこの授業料は大きな負担となり、兄弟姉妹のなかでは男性が優先的に入学できて、当然女性の就学率は低かった。そして、授業料の負担で途中退学者が続出していた⁶⁰。

第三に、農村振興運動の推進があげられる。農村振興運動の推進のためには何より中心人物の養成が急務であった。つまり、公教育機関の卒業生の指導を通してすでに中堅人物を養成しており、彼らを補佐して農村の隅々まで運動を展開させてくれる多くの人材養成が要求されていたのである⁶¹。

次に引用する宇垣総督の中学校長会同においての講演⁶²から、簡易学校の意図する一面を歴々と示してくれる。

「教育上非常に恵まれて居ると申して居りましたが、吾々はけして現状に満足すべきでなく、一日も早く文盲退治を完成したきものと考えて居りますが、

...(中略)...財政其の他各種の関係上、尚数十年も掛らねば國民普通教育の眞の徹底は期せられませぬから、今年度二年制（十歳内外のものを入れる）簡易学校数百校を創設して國民性の陶冶、勤勞好愛の訓練の外、單に読・書・算のみを教ゆることに致し...(以下略)」

つまり、簡易学校の設立動機は、公教育の普通学校では対応しきれない朝鮮の農村児童の 8 割近くの未就学の子どもたちに対して、初歩的な基礎教育をあたえる一時的な手段として作られた代案であったのである。日帝が意図した植民教育の機会から除外されてきた彼らに、教育をとおして農業に対する理解と能力を身につけさせ、農村振興運動の推進とともに農村社会に寄与させる人物へと養成する意図も含んでいたと考えられる。そして、植民地教育機関として教育をとおして全朝鮮のいたる所にまで日本精神を注入させることの実体化であったと解釈できる。

簡易学校の設置条件は、まず、農村振興運動との連繫のために農村更生指導部落のなかで選定された。その他に、普通学校と距離が遠くて通学が不可能である僻地農村、教室として使用できる建物、つまり部落集会所、共同作業場、改良書堂などがあるところ、10 歳以上の未就学児童が多いところ、学校設立に対する理解度が高いところが優先的に選定された。

そして、教室として使用できる建物がない場合、教師、学生、親会等で共同作業をとおして部落内で資財を調達し建設した。しかしそれは、従来の学校式の建物ではなく、部落集会場や共同作業場を標準とし、20 から 30 坪の作業室を兼用するようにはしていたのである⁶³。

以上の背景と動機から設立された簡易学校の目的を中心に当時の社会教育における日本語教育について考察を進める。

初等教育機関としての簡易学校の公式な名称⁶⁴は、「公立学校付設 簡易学校」と称した。一般的に付設学校となると、本校の施設を公用することが特色であるが、簡易学校は公立普通学校とは相当遠くの農村僻地に位置しており、独立した別個の学校として、必要とされる場合のみ本校の職員の援助と便利を提供⁶⁵される

というシステムであった。すなわち、簡易学校とは他の普通学校とは完全に異なる体系の学校であって、相互連携はもちろん転学や卒業後の進学に対しても何の保障も認められなかったのである。

つづいて、簡易学校の規定を中心にその詳しい内容について検討する。簡易学校の目的及び校則についてはその独立した規定を定めず、朝鮮教育令第4条及び普通学校規定第6条に準拠するという措置を取っていた。その朝鮮教育令第4条の内容⁶⁶は、以下のように記している。

「普通学校ハ児童ノ身体ノ発達ニ留意シテ之ニ德育ヲ施シ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授ケ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ習得セシムルコトヲ目的トス」

このように、国語習得を通して国民たる性格の涵養を意図していた。植民地朝鮮における公教育の目標と同じ脈を取っていたことが読み取れる。そして、簡易初等教育機関設置要項では、簡易学校は特に国民性を涵養し国語の習得を主力にするとともに地方の実情に適合する職業陶冶に重点をおくと示している。この二つの内容から考えられる簡易学校の設立目的⁶⁷とは、朝鮮児童に日本語の読み・書きと会話ができる日本国民として形成することが優先目的となり、そして、職業特に農業に対する理解能力を育てて農村振興に活用できる人物を育成することであったと解釈できる。

一方、簡易学校の教育体系⁶⁸は、その授業年限が2年制で、学級数は一学級とした。入学年齢は前述した宇垣総督の講演にも示されているように10歳を標準とし、受容定員は80名とした。教師は一校一人として、公立普通学校の教師の定員を増加させてこれに充当するとして、該当簡易学校の所在地に居住することを要件としていた。

当時総督府が定めた教科目の標準時間数をみると、次の表になる。

表(2 - 3) 簡易学校の週当教授時間⁶⁹

| 教科目 | 修身 | 日本語及び朝鮮語 | 算術 | 職業 | 計 | |
|------|----|----------|----|----|----|----|
| 第1学年 | 2 | 12 | 2 | 4 | 10 | 30 |
| 第2学年 | 2 | 12 | 2 | 4 | 10 | 30 |
| 計 | 4 | 24 | 4 | 8 | 20 | 60 |

上記の表からも簡易学校で教えている主な教育内容とは、日本語教育と職業教育であったことが読み取れる。職業教育を通して農村振興運動の中心人物を育成し、農村での食糧増産の目的達成に寄与させる⁷⁰ためであったとみられる。教科目に関しては、修身、国語及び朝鮮語、算術、職業とし、修身科目において唱歌⁷¹と体操を加えることができた。毎週の授業時間は30時間とし、普通教科と職業科との時間割は2対1と定めていた。ただ、一年間の総比率を変更しない範囲内で季節によって適当に調整できるとしていた。これらの教育内容から、日本語教育を通じた皇民化政策の実施と日本語のできる人を植民地政策に動員するという戦時時局での日帝の意図を含んでるものと考えられる。

簡易学校における教科書は、1934年設立当時に4年制普通学校の教科書を使っていたが、1935年からは別途に「簡易学校用教科書」⁷²を作って配布していた。しかし、生徒の購入率は6割程度に過ぎなかった。そして、インタビュー証言においても、本を買えない児童は夜中じゅうに友人の本を写したりしていた多くの経験談を聞くことができた。そして、夜遅くまでやると油壺の油がなくなるといって叱られたということから当時簡易学校に通う生徒の家庭環境を想像するのは難しくない⁷³。毎日の生計自体が困難な環境のなかでも日本語を覚えておくと将来何か有利なことがあるという希望で苦労しながらも簡易学校に通わせたのである。

簡易学校の教師は、官と庶民を結ぶ大きな役割を果たしており、総督府が農村社会を管理し、実体を把握するのに重要な位置を占めていた。その主な役割は、学校の運営以外にも、部落に居住しながら全村指導という名目下に青年団の指導、婦女会の結成、夜学活動、書堂指導などがあげられる。部落における簡易学校の教師は、

農村振興運動の実行責任者としての役割も担っていた。

しかし、教師一人ではこれらすべての役割を果たすに及ばず、部落の青年を指導養成することは重要な任務の一つであった。すなわち、教師は部落内の公立普通学校の卒業生たちを中心に青年団を組織することを義務付けられていた⁷⁴。そして青年団を通して、農村庶民への教化を意図していた。その実践の一部としては、毎朝早起会、堆肥の造成、道路直しなどがあげられる⁷⁵。第三章で改めて青年団の組織から役割については詳しく検討する。

その他にも、教師は夜学を開設して、普通学校卒業生を教師とし、3～4名ずつ人を集めて日本語教育をさせていた。これは、第一節で考察した朝鮮人の民族教育と朝鮮語教育のための夜学とはまた別に官の支配下に組織されたものである。そして、婦人たちに対しても、簡易学校の教師夫人が日曜学校を担当し、婦人を集めて、日本語の綴り方や染色、屋外労働の美風、野菜共同栽培など第一部の第二章での婦人教化で考察したのと同じ流れである。

以上から、総督府の行政統治が届きにくい農村僻地などにおいて、簡易学校が大きな軸となり、官と民の架け橋になり、農村振興運動の推進にも大きな役割を果たしていた。簡易学校教師はその部落で生活しながら、部落全体を官制組織化する協力者となっていたのである。

これは、序で述べたように、日本国内での青年団の経験を生かして朝鮮でも同じく、日帝の望む体制の維持に協力できる味方として朝鮮青年づくりに励んだのが明らかになった。

(2) 簡易学校の再編及び生徒の実態

日帝はこのような農村における簡易学校の開設に続き、1937年からは都市においても簡易学校を開設した。都市簡易学校は今までの農村の簡易学校とその趣旨において大きな差はないが、学校の組織体系において少し異なっていた。その主な内容とは、学校組織では教員を一人以上配置するとし、普通学校の教員が兼任すること

であった。そして、普通学校に準ずる学級定員をもち、付設本校の設備を共用できることである。教科書においても4年制の普通学校の教科書を使っており、職業科は商業をその内容とし、女子には家事及び裁縫の科目を附加できるとしていた。つまり、都市簡易学校は名称を別にしているだけで、普通学校とあまり差がなかったのである。

下記の表(2 - 4)の1934年創設から1943年までの簡易学校設置状況における数値の変化からも簡易学校の流れを読み取ることができる。

表(2 - 4) 簡易学校設置現況⁷⁶

| 年度 | 学校数 | 職員数 | | | 学生数 | | |
|------|-------|-----|-------|-------|--------|--------|---------|
| | | 日本人 | 朝鮮人 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 1934 | 384 | 88 | 305 | 393 | 16,393 | 1,274 | 17,667 |
| 1935 | 579 | 109 | 514 | 623 | 31,980 | 3,715 | 35,695 |
| 1936 | 746 | 119 | 655 | 794 | 41,502 | 6,702 | 48,204 |
| 1937 | 927 | 123 | 814 | 946 | 49,472 | 10,605 | 60,077 |
| 1938 | 1,145 | 163 | 1,076 | 1,239 | 59,691 | 16,499 | 76,190 |
| 1940 | 1,488 | 171 | 1,337 | 1,508 | 70,623 | 28,483 | 99,106 |
| 1941 | 1,618 | 169 | 1,613 | 1,782 | 75,800 | 35,069 | 110,869 |
| 1942 | 1,680 | 128 | 1,746 | 1,874 | 77,607 | 39,602 | 117,209 |
| 1943 | 1,563 | 40 | 1,253 | 1,293 | 61,070 | 31,107 | 92,177 |

当時総督府の財政の面において、公立学校増設が困難な状況の下で、朝鮮児童への日本語教育の必要性は高まっており、その状況解決のため一つの方策として都市での簡易学校設立は不可避な選択であったに違いない。同時に日中戦争による朝鮮半島の兵站基地とする政策との関連をも考えられる。

つづき、1938年朝鮮教育令の改正によって、小学校規定が公布されると、簡易学

校は小学校付設機関となり、1940年の国民学校令の制定による国民学校規則が公布されると再び国民学校付設機関となっていくのである。

農村振興運動の推進とともに簡易学校が増設されていくなか、一方では簡易学校において総督府の期待通りの教育効果はあげられず、1943年からは第3次朝鮮人初等教育普及拡大計画の推進とともに国民学校の分校場⁷⁷として改造されることとなる。

次に、簡易学校に通う生徒の状況について検討していく。当時、簡易学校に通う生徒の服装⁷⁸は、家で織った白の木綿や麻布の上着(チョゴリ)に男子の場合ズボン、女子の場合黒の裳(チマ)を着ていた。この白の服装は職業科の作業実習において大きな支障を与えていたという。つまり、白というのは汚しやすく、洗濯にも不便であり、着替えもあまり持ってない状況だったので、たんぼなどに入って草刈りなどの作業に熱心にできないという指摘であった。

全北の進鳳^{シンファン}簡易学校では、作業の収益金で布を購入し、教師夫人がデザインをし、村の主婦たちが集まって児童服を作って着させたという⁷⁹。この状況をも、当時村での生活とは、村共同の作業が多く、互いに協力し合っただけだったので、村の指示に背くことはできない状況であったことが伺える。

当時、簡易学校に通っていた文さんの話⁸⁰によると、

「朝になると学校に行く兄と友だちがうらやましかった。やっと部落に簡易学校ができて通えるようになったので空にも飛ぶ気分だった。...(中略)...朝早くから準備して、一番の服を着て学校に行っても、午後のたんぼでの実習で服がめちゃくちゃになって帰ってくるの。次の日の着るろくな服もなかったし、夜洗ってオンドルの上で乾かしたり、ご飯を炊いてる火の前で乾かしたり大変だったけど、学校に通えるだけでも嬉しかった。」

という当時の生活一面を話してくれた。苦しい家計の中、女である理由で学校教育を受けられなかったが、簡易学校で学べる機会に感謝していた。むしろ、日本語を

覚える機会を与えられたことに感謝していたのである。文さんだけでなく、実際に簡易学校に通ってた多くの子どもたちは、

「日本語を話せないと就職口もなかったから、日本語を覚える機会が与えられるだけでも良かった⁸¹」

「小学校に通う誰かさんはいつも日本語を習ってきて自慢してたの、彼よりうまくなるため寝る間も惜しんで勉強したよ⁸²」

など環境に敏感で影響を受けやすい青少年たちにとって、日本語というのは一身の功利のためというほかにも、すでに社会における優位の識字として位置づけられていたのである。つまり、日本語とは学校に行っこそ習える高級言語であって、日本語ができる人こそ学識のある人で、社会に出ても評価されるという認識が刷り込まれていたのである。

そして、靴は草鞋やゾウリという自作のものや、木を彫ってゲタをまねた靴であって、運動靴やゴム靴などは見れなかったという。

「雨でも降ったらゾウリは両手に持って素足で学校にいった。⁸³」

「ゾウリはすぐに擦り減るから、親は農事で忙しいし、当然直接藁で織ったり、木を彫ってゲタをまねて作ったりしたよ⁸⁴」

昼間のお弁当にたいしても、親たちには大きな負担であって、良くて麦ご飯であり、通常はジャガイモ幾つかなどで、欠食児童も多かった⁸⁵。お腹がすくお昼の時間が大嫌いで、外に出て水ばかり飲んで飢えを凌ぐことが多かったという⁸⁶。

以上、相当きびしい農村環境においても青少年たちの学習への願望は強く、そのような機会が与えられるだけでも感謝と歓喜を隠せなかったようである。そして、日本語習得への執念とは成人に比べ相当強いもので、その裏に存在するのは植民地後に生まれ育った、朝鮮植民地という環境の何らかの影響だと考えられる。

第二項 成人に対する識字教育(国語全解・常用運動を中心に)

(1) 全面的な国語普及への政策変換とその背景

以上、主に学齢期に該当する青少年への日本語普及について、小学校と簡易学校を中心に検討してきた。戦時時局下の朝鮮児童への日本語普及は必須不可欠のもので、徴兵制の実施と多く関連した課題であったことが明らかになった。

次に、成人のための日本語教育とはどのように行なわれていたのかについて考察する。

日帝の朝鮮植民地統治において日本語普及運動は、国民総力運動の一環として全朝鮮で大々的に推進されてきた。そして、すべての官制運動の目的及び植民政策の本質とも多くかかわる部分でもあった。つまり、戦時体制期に入って徴兵制の実施と何より深く関わったのが朝鮮青年への日本語普及であったといっても過言ではない。もちろん、日帝が臨む皇国臣民化も日本語の普及なしでは考えられないもので、日本語の普及のためのあらゆる政策は、朝鮮人にとって供出を始めとする物的資源の収奪、労務動員・徴用などの人的資源の動員に劣らず、精神的な面で相当苦しみを与える経験であった。

まず、日本語の普及に関するイデオロギー的な特性をみると、1911年朝鮮教育令の公布とともに日本語が国語となり、韓国語が朝鮮語となった。そして、学校教育を中心に日本語普及政策を推進した。しかし、第二節で考察したとおり、朝鮮人の就学率も低く、学校教育を通した日本語の普及には限界があった。そして、第一節での夜学活動に表れるように多方面から多くの朝鮮人の抵抗が頻発していた。

このようななか、1937年の日中戦争の勃発とともに内鮮一体というスローガンのもとに皇民化政策が進められ、この植民地支配イデオロギーの変化は日本語普及政策にも大きな転換を見せていた。第3次朝鮮教育令の改正によって朝鮮語を選択科目とし転落させ、志願兵制度の実施と徴兵制計画及び創氏改名政策を前述した国民精神総動員運動と国民総力運動という官制運動とともに推進していったのである。

つまり、石剛のいうとおり、植民地統治において日本語はすでに単純な意味伝達の

道具ではなく、その習得を通して日本文化と風俗、伝統を体得させる以外に、日本語自体が日本精神と日本国体の権化として、大東亜共栄圏の確立という、日本語に対して「宗主国家語」という地位を付与した⁸⁷のである。

1938年の第3次朝鮮教育令の改正とともに、「国語ノ全面的普及ニ関スル件」⁸⁸という通牒には、全朝鮮を対象とする日本語普及計画がうかがえる。

「国語ノ普及ハ單ニ日常生活ノ利便ノミヲ目的トスルモノニ非ズシテ之ニ依リ眞ノ日本精神ヲ把握シ國體ニ對スル信念ヲ堅持セシメ以テ内鮮一體ノ根柢ヲシメントスル半島統治上ノ重大施策...(中略)...將來ノ人口増加率ヲ勘案スルトキハ公立小學校増設計畫ノミヲ以テシテハ到底之ガ急速ナル普及ヲ期シ難キニ鑑ミ總ユル機會機關ヲ利用シテ之ガ徹底ヲ圖ル...(中略)...小學校又ハ簡易學校ヲ中心トスル簡易國語講習會ノ開催ニ付...(中略)...進ンデ現在啓蒙施設トシテ実施セル諺文普及會ヲ改組シ國語普及會トシ...(中略)...全面的國語普及徹底ヲ期スルコト...(以下略)...(傍点は筆者)」

この文書で示した趣旨のもとで、日本語普及に全力を尽す措置を取っていたのである。傍点をつけた小学校または簡易学校を中心とする日本語普及の趣旨のように、簡易学校を急激に増やすことでそれを実行に移していたのは、前項での考察でその様相が検討された。

また、^{オンマン}諺文(朝鮮語:筆者注)普及会や夜学を改組して国語普及会と記したように、朝鮮語に関する教育を日本語教育に代えていくのがうかがえる。その実行のための措置とは当時、並行していた国民精神総動員運動を勘案すると十分に想像しえるものである。そして、その講習対象について以下のように示している。

「...(前略)...十ヶ年間ニ於テ本年(1938年:筆者注)三月末日現在十一歳以上三十歳以下ノ者ニシテ国語ヲ解セザル者全部ニ對シ普及...(中略)...但シー戸ノ中ニ国語ヲ解スル者無ク而モ該當年齡ノ者在ラザル家ニ對シテハ特ニ家族

中一名ヲ選定シテ各戸洩ナク普及セシムルコトトス⁸⁹⁾

このように、対象年齢を 30 歳までとし、「修得能力ノ旺ナル者ヨリ漸次普及」するという文字どおり若者の教育を通して、家族全員に普及することをその狙いとしていたのである。そして、当時の徴兵、徴用の対象となる年齢を含めている事から、彼らへの日本語普及が優先されたとも解釈できる。

なお傍点の、「各戸洩れなく普及」するというように、家に誰も日本語をわかる人がいない場合は年齢に関係なく一人を選んで教育を受けさせることを定めていたことから当時の日本語普及は全鮮全員を究極の目標としていたことが伺える。

これを受けて、国民総力運動の一環としての「国語全解・常用運動」がもう一方において本格的に進められた。それは、今までの日本語普及政策にもかかわらず、日本語を理解する朝鮮人の数は 1937 年約 11% から 1940 年に約 15.5% ほどで、日本語の理解というものが、少し理解することから普通会話に支障のない程度までさまざまであって、実際に農村地域と女子に対してはその普及率は相当低かった⁹⁰⁾。

表(2 - 5) 道別日本語の普及状況(1939 年)⁹¹⁾

| 道別 | 区分 | 日本語解得率(%) | | 日本語解得率(%) |
|------|----|-----------|------|-----------|
| 京畿道 | | 19.38 | 慶尚北道 | 11.70 |
| 忠清北道 | | 12.13 | 慶尚南道 | 17.08 |
| 忠清南道 | | 10.90 | 平安北道 | 12.76 |
| 全羅北道 | | 11.07 | 平安南道 | 13.05 |
| 全羅南道 | | 10.46 | 咸鏡北道 | 19.01 |
| 江原道 | | 10.38 | 咸鏡南道 | 12.40 |
| 黄海道 | | 11.96 | | |

この表で明らかなように朝鮮の南部地方に行くほど平均 13.89% にも満たない数値を見せており、日帝にとって、徴兵の格好の対象となる農村地域のおいての日本

語普及率の低調は深刻な状況であったに違いない。

そして、もう一つ考えられるのは、農村地域といっても慶尚南道における 17.08% という日本語解得率とは相当高いもので、もちろん道行政による官制運動の良い結果かもしれないが、多くの慶尚南道出身のインタビュー証言からはまた違う観点からの解釈が必要であった。それは、慶尚南道とは、日本と地理的に隣接していて、当時、密航などによる日本への渡航者が一番多い地域でもあり、日本への出稼ぎのためにも日本語の修得が必要であった。そして、日本からの船が多く出入りした港があったことから日本人との接点により商売など、両方とも生計と関わるもので、日本語とは苦しい朝鮮での生活からの脱出の手段となり、生計を立てる手段となっていたと考えられる。

生計とのかかわりの側面からみると、全羅道においての平均未満の数値も理解できる。つまり、当時朝鮮において食べることに一番苦勞がなかった地域といえどももちろん穀倉地域と呼ばれた全羅道であって、特別な方法を考えなくても生きるための食は得られたのである。

そして、咸鏡北道における高い日本語解得率とは、満州への商売などのために多く必要であったからと思われる。次のインタビュー証言でそれが伺える。

「...(前略)...満州や牡丹江を行ったりきたりしながら、木綿や絹、生活用品などの商売をやったよ。当時朝鮮ではそれらが配給品であって高かったから、隠れて満州で行って売ると倍以上も儲けたからね。もちろん、列車など監視が大変だったけど、捕まえられたら懲役だよ。でも生活が苦しかったからそんな儲けに命かけるしかなかったよ。それも僕はことば(日本語：筆者注)ができたから...(以下略)⁹²」

このように、日本語の習得は生計のための手段として多くかかわるほど必要不可欠であったとみられるが、しかしながらもその普及率は 20%に満たないというのは、戦時時局での日帝にとって大きな当面課題となった。

(2) 国語全解・常用運動の実施

既述した状況のなか、1942年5月1日国民総力朝鮮連盟の主唱によって大々的な国民運動として「国語全解運動」という日本語普及運動が展開された。そして、日本語を習得した人も日常生活においてその使用をためらう現実を勘案して教室での日本語ではなく、生活国語化のための「国語常用運動」というスローガンのもとに並行されたのである。

第一部で検討してきた国民総力運動の根本趣旨であり、植民政策の基本方向でみられたように、国民総力運動の徹底的な組織体系を日本語普及運動と一体化させて、日本語の全解・常用だけではなく、すべての生活において皇国臣民という意識を高める効果を狙っていたのである。

国語全解運動においては、その代表的な方法として日本語講習会の開催があげられる。講習会を通した日本語普及は以前から国民総力運動の一環として部落連盟を単位として農閑期を利用して開かれていた⁹³ことはすでに述べてある。そして、最も効率高く、積極的に奨励できる方法としては既存の愛国班ごとその必項事項に定めることで義務付けして、愛国班の機能を大いに活用したのである。

愛国班を通した国語全解運動の具体的な実行方法をみると、愛国班長は班内の日本語の未解得者を調査して、講習員の名前と場所、期間、講師などの計画を上部に報告して、^{フユン}府尹の承認を得ていた。そして、府及び学校の職員は随時講習会の実施状況を監視、指導するように定めていた。なお、国語講習会に参加しない人には物資の配給を停止する、また、国語全解の家に到達した家庭については物資の配給に相当な配慮をすることを定めており、愛国班を通した日本語普及とは生存することと直結していたことは注目すべき点である。戦時下の酷い物資の不足状況を考えると朝鮮人にとって配給と関わる措置とは苛酷なもので、日本語の習得に参加せざるを得なかったのは想像できる。

そして、講習会を終了した者や日本語の習得を終えた人には国語全解マークをつけて、日本語の識字を識別しており、日本語を完全に解得した家庭や愛国班に対し

て表彰を行うことで朝鮮庶民の競争心を誘発させていた。これにとどまらず、児童の入学においても家庭の日本語全解の状況を調査して、入学の優先権を与えたりしていた。

つまり、日本語の習得は、生存権と子どもの教育権に多く関わっており、植民地統治における権利剥奪のなかでも一番朝鮮人を苦しめていた部分であった。しかし、日帝の意図とは異なって、日本語普及は思わしくなかった。それは、戦時下の協力のために昼間は労働をするため、当然講習会は夜間に行われるが、昼間の労働の後の講習とは言葉どおりには行かなかったためと思われる。そして、教科書もろくに供給されず、灯油の配給も不足していて夜間の活用にも問題があった。そして、戦争の激しさが増すことによって縄吠の供出が増え、夜中じゅう全家族が動員されて縄吠織りに励むようになっていたことも大きな理由と考えられる。

つづいて、国語常用運動は、日本語の普及結果が教室国語に止まることの措置として、生活国語として日本語を常用させるためであった。当時、日本語を理解し、十分にこなせる人でも公式席上または日本人との対面以外の場合はほとんど使用しておらず、これは日帝に対する無言の抵抗として取られたのである。そして、日常生活と密接に関係させて実際に日本語を使うように仕向けたのである。その方法については、学校における実態は前述しており、ここでは職場とそのほかでの実態を中心に取り上げることとする。

| | |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 職場の実態 ⁹⁴ (官公署、商店、各種団体など) | |
| | 職務において必ず日本語の使用、破った時は大金の罰金。 |
| | 官公署において朝鮮語を使用して書類などを請求する人には対応しない。 |
| | 朝鮮語使用の電話の場合、そのまま切る。 |
| その他 ⁹⁵ | |
| | 駅で切符を買う時も日本語を使用しないと購入できない |
| | 配給を受ける時も皇国臣民の誓詞の暗誦及び日本語での対応に応じる |
| | 朝鮮語の出版物、映画、演劇、放送などをなるべく抑制する。 |

以上、日本語の使用なしでは日常生活事態が不可能という雰囲気をもたらし、子どもの教育問題を含め、日帝の政策に順応していくしかない状況を作っていたことがわかる。

小活

既述したとおり、第二章においては、朝鮮植民地期における同化政策の一環として強力な手段を用いて進行された日本語普及をその柱とする言語政策について検討した。植民地近代教育という名目で行なわれた日本語教育は、今も当時の経験者たちの内面に無意識の内に残されており、さまざまな日常用語において残されている日本語は、当時の言語教育がもたらした植民地支配のなごりである。

本研究ではその言語教育によってもたらされた識字問題に視点をおいて、日本語の習得によって失った朝鮮語への識字問題と一方、教育の機会から除外された人々の日本語への識字に関して検討した。

第一節では、朝鮮植民地期における言語政策のなかで当時多くの朝鮮人は教育機会から排除され、日本語の識字だけではなく、朝鮮語に関しても識字問題が生じていた。そこで、日帝による日本語教育の普及の陰で朝鮮人の母語への学習権利はどのように実現されていたのかについて、戦時ファシズム期以前の朝鮮の農村において日帝の公教育よりはるかに朝鮮人の教育の場として位置づけられていた夜学を中心に考察を行った。

夜学は戦時ファシズム期に入って日帝の強制によって禁止されるまで、識字教育を含む近代文明の教育の場で、朝鮮文化及び民族教育が行なわれた場でもあり、部落においては諸問題を議論する場として部落の中心軸の役割をしていたのである。

1930年代に入って農村振興運動によって日帝の行政の統制が強まるなか、夜学は形式上において官の要求を受容して制度的に妥協をしながらも、相対的に教育の機会を維持しつつ文化批判を行っていた。これは、あくまでも教育の機会を最大に保障され、教育権を確保するという意思の表れであり、何より、多くの朝鮮青少年に

対して教育及び伝統文化を継承する機会を与えており、ここでの民族教育の脈絡が維持され、日帝の政策システム化で統制されていく農村の現状に対して独立や抵抗という民族意識へとつながったのである。

すなわち、当時の夜学を通じた民衆教育活動は、日帝の植民地教育政策によって教育を受ける機会と恵沢を受けず、疎外された勤労庶民を対象に民族運動を実施した社会教育活動であり、植民地以前の朝鮮社会の仕組みを維持できた場であった。

特に、夜学は都市より地方に、そして正規教育機関がまったくなかった僻地に多く設置された特徴から、女性と農村庶民の識字獲得への思いを具体的に反映させており、朝鮮語識字教育と婦人教育においても大きな役割を果たした社会運動として庶民教育に多く寄与したことは評価すべきであると考えられる。

第二節では、学校教育における日本語教育を中心に朝鮮青少年の意識の二重性について考察した。

植民地朝鮮においての日本語普及政策は、豊田国夫⁹⁶が用いた民族同化のための「有意的な努力」というのが日本語を国語化する形として表れた。そのような同化をもとめる言語政策は、被植民地国の言語に一番悪い結果をもたらす類型でもあったと表現されるとおり、特に朝鮮の青少年には日本語というのはすでに識字言語として優位を占めていたことが明らかになった。

しかし、これらの朝鮮でのあらゆる政策実行にもかかわらず、日本語の普及率が約 20%にとどまったことは朝鮮人の間に内在する抵抗意識から由来すると考えざるをえない。それは、朝鮮人の日本に対する認識と言語と文化を守ろうとする意志の一面を表していたとも考えられる。夜学の活動においてもその民族性と意図は明確に現れていた。

言語政策に対する朝鮮民族のさまざまな反発からも、日帝が母語を取り上げ、日本語を強制したことがむしろ眠っていた民族意識を呼び起こす逆効果になったことがわかった。

第三節では、社会教育における日本語普及に関して学齢期児童中心の簡易学校と成人を含む国語全解・常用運動について検討した。

簡易学校は、公教育の普通学校でカバーしきれなかった朝鮮農村児童の約 8 割近くが未就学であったことに関して、初歩的な基礎教育を与える一時的な手段として作られた代案であった。日帝が意図した植民地教育の機会から除外されてきた彼らに、教育を通して農業に対する理解と能力を身につけさせ、農村振興運動の推進とともに農村社会に寄与させる人物へと養成するという意図も含めていたと把握できた。植民地教育機関として教育を通して全朝鮮のいたる所に日本精神を注入させることの実体化であったと解釈できる。

青少年の日本語習得への執念とは成人に比べ相当強いもので、その裏面に存在するのは植民地後に生まれ育った、朝鮮植民地という環境の何らかの影響だと考えられる。強い民族性と保守的な傾向を見せる成人に比べ、青少年においては日本語への抵抗はそれほどなく、特に学力が低く、教育の機会から除外されてきた人々こそ、識字獲得への熱望は強く、教育の機会を得られるだけで満足する傾向もみせていたのも看過できない。むしろ、日帝は青少年の意識変化を意図していたことで、それは次章での青少年の動員のための教化訓練を通じた意識変化への働きかけからその一面をうかがうことができた。

1942 年になると、これまでの日本語普及を一層強化した形で登場したのが、国民総力朝鮮連盟による大々的な国民運動である「国語全解・常用運動」であった。これは、今までの日本語普及政策によって日本語を習得した人も日常生活においてその使用をためらう現実を勘案して教室での日本語ではなく、生活国語化のための国語常用運動というスローガンで朝鮮の末端の統制システムである愛国班を動員して強力な実践を用いたものであった。

愛国班を通じた国語全解運動の具体的な実行方法をみると、愛国班長は班内の日本語の未解得者を調査して、講習員の名前と場所、期間、講師などの計画を上部に報告して、府尹の承認を得ていた。すなわち、日本語の習得が、配給制による生存権と子どもの教育権にまで影響させることで、政策への協力を引き出しており、植民地統治における権利剥奪のなかでも一番朝鮮人を苦しめていた部分でもあった。

いずれは共同研究により、台湾と満州での日本の言語政策及び、日本の内地異民

族であった北海道、沖縄での言語政策とも比較して、民族支配のための言語支配の位置づけから、人間の生来自己の言語を使用する権利への必然性を追究していきたい。

第三章 戦時時局下の青年動員体制と青少年教化教育

序

日帝は 1937 年の日中戦争の勃発を機に朝鮮植民地における今までのすべての政策を改め、1941 年の太平洋戦争によって本格的に戦争動員体制を強化していた。そして、すでに満州事変から兵站基地としての重荷を背負わせていた植民地朝鮮により大きな試練と役割を担わせることとなった。つまり、日帝は戦時体制を整えるために戦時ファシズムを強化しながら、本格的に朝鮮の人的及び物的資源の総動員政策を始めたのである。

この戦時動員のために、国民精神総動員運動に続き国民総力運動を実施して、朝鮮内での戦時総動員体制を構築し、それに基づく皇国臣民化政策を推進して内鮮一体を図ったのは既述とおりである。それは、朝鮮人の日本人化を意味するもので、植民地という資源を利用して、戦時時局において効果的な戦時協力をみいだせるためでもあった。前章で考察してきたように、創氏改名、教育令の改正を通じた朝鮮語使用の抑圧と日本語の強要、神社参拝を含む愛国日の各種行事の義務化などを通して皇民化教育の強化を図ったことはすでに論証してきた。

このような時局情勢の流れのなかで、日帝が朝鮮内で「皇民化」と「戦時動員」の主な対象として注目したのは青年層であった。それは、青少年は最も変化しやすく、柔軟な性質を持っている青少年を協力者にすることは、社会体制を維持することにも大きな意味をもつからである。青年は戦時時局という現実において、兵力としても、また、労働力としても大きな役割を果してくれる重要な人的資源であったためと解釈できる。つまり、日帝は植民地支配体制の維持にプラスとなる青少年を標的に彼らを協力者にさせるための教化教育を進めたのである。

したがって、これらの政策の核心となるのは、青年層を日帝のファシズムのもとで組織化していくことであった。青年層という教育対象において、学生については学校を通じて皇民化と動員政策を推進したが、その他、学生という立場に属していない多くの一般青年のためにも青年団と青年訓練所による指導統制をおこない、そ

の強化と拡充に努めたのである。

そこで本章では、青年団と青年訓練所を中心に戦時ファシズム期の朝鮮青年の教育実態を検討する。青年団と青年訓練所は主に普通学校卒業生を対象とするもので、すでに存在していたが、戦時体制期に入って日帝は青年層に対する統制と教育をより強化することとなった。そして二つの組織を併せて「朝鮮青年団」を結成し、今までの普通学校卒業生からその範囲を広めて、学校の卒業有無とは関係なく、すべての朝鮮青少年をその対象としたのである。

朝鮮植民地における諸般の植民地政策については多くの研究成果があげられているが、青少年に関する研究はまだ充分ではない実状である。そのなかでも、宮田節子は『朝鮮民衆と皇民化政策』²及び「皇民化政策の構造」³において志願兵制度と徴兵制度の展開を論証するなかで皇民化のもとでの朝鮮青年の錬成について論証している。

そして崔由利の「日帝末期内鮮一体論と戦時動員体制」⁴と、松村順子の「朝鮮における皇国臣民化政策の展開」では、1930年代日帝の青年政策を全般的に扱っており、日帝の青年政策を皇国青年の養成課程として把握しながらその施設としての農村青年訓練所と青年団を言及している。また、下恩眞の「戦時ファシヨ体制期青年層の認識と活動」⁵では、日中戦争以後の青年運動を扱っており、青年と学生層について統制強化する官製青年組織と学校教育及び学生指導のファシヨ化について青年団と青年訓練所の強化政策について言及している。また、国家ファシヨ的な青年養成体系の下で植民地朝鮮の大多数の青年が意識・無意識の中で教化されていく点を指摘している。

これらの先行研究に加えて、本章においては日帝の青年動員政策を考察し、どのように青年を日帝の政策実行に協力する人物として教育・訓練させていくのかを明らかにしていく。植民地戦時体制において青年団と青年訓練所を中心に、青年たちが動員されていく仕組みを分析することで、日帝がどれほど青少年に重点をおいて政策を進行していたのか、その重要性が浮かび上がってくると予測する。そして、青年に対する教育内容及び目的を明らかにしていく過程で、日帝の青年動員政策の

意図と植民地において教育が手段化されていくプロセスを究明できると考える。そして、植民地という状況でのファッショ的イデオロギーは、朝鮮青年のアイデンティティー形成にどのように働きかけていたのかを考えていく。青年団と青年訓練所という社会教育における教化教育訓練のなかで、青少年の意識変化と文化変容をインタビューによる証言とともに明らかにしていく。

第一節 青年動員政策に伴う青少年教化教育

第一項 青年社会教化としての青年団の強化及び組織の再編

1919年3月1日の独立万歳運動を契機として社会的情勢は一大革新をとげ、欧州大戦の影響を受けて内外の思想界に大変動をもたらしていた。これに刺激されて朝鮮の青年は次第に自覚していき、社会状況に対する認識を高めていった。そして、青年層の社会活動は著しく活発となり、各地方に青年団が組織されていった。このように青年団が組織されていく動きとその活動に対して、当時の日帝は以下の文書で表れているようにその警戒心を高めていた。

「...(前略)...多くは年齢の多い壯年者で、而も其の標榜する所は知育徳育體育の増進、學術の研究、文化の促進等にして既に青年團體たるの目的に乖離せるばかりでなく、...(中略)...実際の活動を見ると、或は政治を論じ、或は思想を語り、或は社会政策を云為し、...(中略)...徒に激越なる言動をなして却つて民心を動揺せしむる等青年團本来の目的に副はないものが多かったので、當時當局は其の設立を阻止し、其の言動に対しては嚴重なる取締方針を以て之に臨んだのであった。⁶」

この文書でみられる日帝の青少年の政治への関心と思想を取り締まるという危機感、本格的に植民統治政策に協力する青年層の確保に力を入れるきっかけとなる。当時、植民地朝鮮の青年層を形成する人は、日韓併合を前後にして生まれ、日本式

の教育を受けたか、あるいは少なくともその影響の下で育てられた世代である。彼らを日帝の協力者にさせる教化教育の一環としての青年団政策は、日本国内の青年団をモデルにしている。1915年の文部省訓令を通して日本各地における青年会の名称を青年団と変え、国家政策の重要な動員手段とした⁷ことを受けて、植民地朝鮮での青年動員にも適応していたのである。

1936年5月社第77号通牒「青年団ノ普及並ニ指導ニ關スル件」⁸によって、本格的に青年団政策を推進した。この通牒内容を基に、青年団が他の施設⁸⁻¹と大きく異なる二点について考察する。まず、青年団指導要項の指導基準⁹に示しているのは、以下の内容である。

「青年團ハ青年相互ノ修養共勵ノ機關ニシテ…(中略)…健全ナル国民、善良ナル公民タル資質ヲ涵養スルヲ目的トシ…(中略)…國體觀念ノ明徴…(中略)…團體的訓練…(中略)…教練等…産業的訓練、公民的訓練…(中略)…精神的教化ニ資スルコト…(以下略)」

このように、青年の団体訓練を通して、日帝の意図した善良なる公民である皇国臣民としての資質を涵養させるという精神教化を強調しており、それは徹底した教育訓練を伴っていた。次に、青年団の構成年齢を「十五歳以上トシ最高年齢八二十五歳ヲ常例トスル¹⁰」と定め、その組織においても「公立初等学校ヲ中心トシテ其ノ卒業者中志操堅實ナル者¹¹」とその構成員として初等学校卒業生を中心とすることを強調している。

このように青年団は時代の必要性によって、漸次その組織を強化されていたのである。その青年団組織は具体的にどのように再編されていたのか、その組織基準を中心に考察する。

青年団の組織については、政務総監官通牒の「組織要綱」の明示する通りである。その中の「組織基準」¹²には組織の特徴を示す四項目の注目すべき点がある。

- (一) 國民總訓練の趣旨に則り全青少年を團員とす但し現に學校教育を受くる者を除く。
- (二) 學校に於る訓練と共に國防國家體制の綜合的効果を獲得する為男女青少年を通じて一貫したる訓練體制を樹立す。
- (三) 青年訓練所、青年團の不離一體性を確保す。
- (四) 組織については豊富なる包擁性と嚴正なる規律統制とを主眼とす。

この組織基準に基づいて、従来の初等學校卒業生中心であった團員が改められ、現に學校に在學していない全少年が広く團員として網羅されることになった。すなわち、教育の有無に拘わらず、該当者は漏れなく團員となったのである。在學中はすべて學校教育の訓練に一任し、その他の者の總訓練は青年訓練所と相まってすべて青年團の中において施すということである。

第二項によっては従来の少年團、女子青年團、青年團など各獨立した団体組織が解除され、青年團という一本立てのなかに青年部、女子部、少年部の三部が設けられて、一貫した訓練體制を樹立したのである。

第三項によっては、青年團の青年部に三つの班が設けられ、第一班には青年訓練所生徒たる者が入り、第二班には青年訓練所生徒でない者（但し十四歳以上二十歳以下の者）が入り、第三班には二十歳以上三十歳までの者が入ることとなって、青年訓練所と青年團の不離一體性が確保されることになったのである。

第四項に基づいては、十歳以上三十歳までという團員組織が採られたのであるが、運営には嚴正なる規律統制が緊要で、従来の連合体的な体制から総合的な一体化へと轉換を図ったのである。

つまり、以上の基準によって改められた青年團の組織に関して従来と異なる特色について要約すると次のようになる。

第一に、青年部、女子部、少年部という三部制の確立である¹³。女子部には十四歳以上二十五歳までの未婚者で、少年部には尋常小學校第三學年該当年齡である十

歳以上の者にして、現に小学校・簡易学校などに在学せざる十四歳以下の者で構成した。つまり、年齢や教養の差によって区切りをつけて指導訓練上の徹底を期したのである。

第二に、青年隊の新設である¹⁴。青年団の基底組織たる単位団として概ね各公立国民学校を中心とする青年隊が設けられる。その尖兵的役割に相応する名を附するという趣旨から「青年隊」と名づけ、青年隊の上に学校名を用いて、例えば 国民学校を中心とする青年隊は「 青年隊」と称することとなっていた。特に邑面においては上記の国民学校中心に設けられる青年隊のほかに、邑面内の各青年隊を直接統制指導すべき「邑青年隊」「面青年隊」が設けられた。名称においても邑と面の名を頭に用いて「 邑青年隊」としていた。

つづいて、工場、鉱山、商店などにおいても職場単位の青年隊が設けられた。すでにこれらの職場においては青年従業員のために青年訓練所を設けてその教養訓練を図っているところも相当あるが、青年訓練所と相並んでさらに青年隊を設けて、国体生活による青年従業員の質的向上を期する意図であった。

これらすべて青年隊の立上げの際には府郡島団長の許可を要しており、また府郡島青年団の統制指導を受けていた。

第三に、少年部の特設である¹⁵。従来小学校中心に少年団、健児団などがあって、児童の校外生活において指導してきた。今度の青年団改組を機として今後は在学中の青少年の社会教育的訓練は一切学校に任せるということになったのである。そこで、従来の少年団や健児団に代って新設された少年部はその内容が著しく異なったものとなり、十歳以上十四歳以下の未就学児童が入るのである。いわゆる未就学児童の總訓練を意図したことに他ならないと言っても過言ではないのである。

第四に、青年部の団員年齢の延長である¹⁶。従来の青年団員の年齢は二十五歳までとなっていたが、今後三十歳までと延長されたのである。要するに団の人的要素の充実を図って青年団の社会的推進力としての役割を益々大なるものにする趣旨である。

第五に、総合青年団と学徒青年団の創設である¹⁷。上記した新しい青年団は全部

学校在学生を除いている。そこで、時々全青年の奮起大運動の必要な場合に備えて、在學生を学徒青年団として一括し、青年団と一体となり総合的な大行動を示すためである。

以上の基準に基づいて一般青年団の組織を図で示すと次のようになる。

図(2 - 2) 一般青年団の組織図

| 青年団 | | | |
|-------------------|-----------------|-------------------|----------|
| 青年部 | 女子部 | 少年部 | 青年隊 |
| 第一班(青年訓練所生徒) | (14 ~ 25 歳の未婚者) | (10 ~ 14 歳の未就学児童) | 公立国民学校中心 |
| 第二班(その他の 14 ~ 20) | | | 邑・面中心 |
| 第三班(その他の 20 ~ 30) | | | 職場中心 |

(在學生は別途学徒青年団を組織していた。比較のための参考として第三次朝鮮教育令施行からの学校制度について図で示しておく。)

図(2 - 3) 学校制度(1938年 ~ 1945年)

| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|-----------------|---|---|---|------|----|----------|----|----|----|----|----|---------|----|----|----|----|----|
| 尋常小学校(38 ~ 41年) | | | | | | 高等小学校 | | | | | | | | | | | |
| 国民学校(41 ~ 45年) | | | | | | 中学校 | | | | | | 大学豫科 | | 学部 | | | |
| 4年制尋常小学校 | | | | 簡易学校 | | 高等女学校 | | | | | | 専門学校(男) | | | | | |
| | | | | | | 高等女学校 | | | | | | 専門学校(女) | | | | | |
| | | | | | | 師範学校(男女) | | | | | | 演習科(男) | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 演習科(女) | | | | | |
| | | | | | | 実業学校 | | | | | | | | | | | |

時局下半島においては内鮮一体の大目標を掲げて邁進しつつある時に当って、青年の負荷すべき重大使命として、今後の青年団指導について次の五項目の指導基準¹⁸があげられている。

- 「一、皇國臣民タル性格ノ鍊成。
- 二、内鮮一體生活ノ馴致。
- 三、國防國家體制即應ノ心身鍛鍊。
- 四、團體的規律訓練ノ徹底。
- 五、生産力擴充ノ實踐。

上記の指導基準の各項についてそれぞれ実践要目を示している。それを詳しく検討することとする。

第一に、皇国臣民たる性格の鍊成には皇国精神の体得、敬神思想の徹底、皇国青年たる自覚の徹底、情操の陶冶、責任觀念の徹底、公德心の発揚、報恩感謝の念の啓培などの実践要目が示されている¹⁹。

そして、特に青年部第一班の青年訓練所生徒たる者に対しては「軍人精神ノ培養」が要求され、第二班である青年訓練所生徒たらざる者には「国語能力ノ培養」が、第三班である二十歳以上三十歳までの者に対しては「社會向上ノ推進的中核タルノ自覚ト垂範」が要請されていた。女子部には「社會奉仕活動ノ垂範」が示され、少年部には「明朗無邪氣ナル気分ノ培養」があげられている。

ここで注目したい点は、皇国臣民たる性格の鍊成は月に一度や二度の青年団の行事でできるものではなく、実に団員の日常生活において繰り返し習慣化させることでできあがっていくものであると示しており、そのための実践事項として、毎朝宮城遙拝、神社参拝、神社前通行の際脱帽低頭という詳細で具体的に指示されている。もっと詳しい事項に関しては第一部の第二章においての国民精神総動員運動の諸実行項目で考察済みである。

第二に、内鮮一体生活の馴致の具現のため、内鮮一体精神の徹底、日本の生活への馴致、日本の文化の浸徹などがあげられている²⁰。特に少年部は学校に在学していない団員であるから「国語力ノ涵養」と「衛生思想ノ徹底」とに力を致すわけである。実践事項としては、「日本的習慣、作法、感情への馴致」や「日本的衣食住ノ慣熟」などが指導者のもっとも心して努力すべき点としてあげられた。

このように礼儀作法を含むすべて日本式のを押し付けることで、朝鮮の青少年に無意識の内に朝鮮の文化に対して民族的な劣等意識をもつことに影響を与えた部分もあった。その詳しいことについては次章において検討する。

第三に、国防国家体制即応の心身鍛錬の実践要目として、国防思想の涵養、忍苦鍛錬の徹底、時局即応生活の強化、国民総力運動の推進や参加、聖業貫徹の信念強化などがある²¹。これに関する実践事項は、今後は単に個人の人格的修養と体力の増加などに止まらず、御国に捧ぐべきものとして、高度国防国家態勢に即応するように訓練・鍛錬することを強調している。すなわち、男子に対しては、戦力増強を主眼とする従来の軍事的訓練に加えて、機械化国防に関する訓練が急速度に加重された。例えば、自転車隊組織による訓練や自動車運転、滑空機操縦訓練などが益々受容性を増してきた。女子に対しても、救護作業や防空活動の訓練などが急務であった。これはまさに時局の要請にかかる最大部面であって、従来の青年団指導とは著しく異なる点でもあることは言うまでもないところである。

第四に、団体的規律訓練の徹底として団体活動の錬成と規律統制の訓練とが示されている²²。この場合の実践事項として中枢となるものは「規律ノ厳守」と「命令ノ服従」でこの故にこそ軍隊教練が重視されてきているのである。

第五に、生産力拡充の実践で、その実践要目として勤労精神の涵養、生産報国精神の徹底、増産の遂行、資源の愛護活用、開拓工夫培養心の涵養などがある²³。青年団が団体的活動によって開墾、共同耕作地の経営、勤労奉仕などに努力して生産力拡充へ積極的に参加することは半島現下の情勢に鑑みて極めて緊要なことである。

以上の五項目にわたる指導基準についての実践要目を中心として、青年団一般に通じる実施事項として忘れてはならないものは各種「合宿講習会」の開催による徹底した指導訓練、各種事項に関する成績優秀者の表彰などである。

指導方面の大綱については既述のとおりであるが、指導上の一般的留意事項²⁴として以下の三項があげられている。

(一) 上部ノ權威ト責任、下部ノ服従ト信賴トヲ根幹トスルト共ニ常ニ隊員

ノ自發的能動的創意ノ發揚ニ留意スルコト。

(二) 國民總力運動ニ對シテ常ニ理解ト熱意トヲ持タシメ同運動ノ推進力ヲラシムルヤウ指導スルコト。

(三) 内鮮隊員ノ融合一體化ニ努メ皇國臣民タル性格ノ涵養ヲ圖ルコト。

上記の項目の留意事項は指導基準のなかに内包されているものであるが、特に留意して指導上の遺憾なきことを期するため特記されたものである。さらに青年部、女子部、少年部の各別に指導上の留意が以下のように明示されている²⁵。

青年部においては「志願兵制度、青年訓練所ヘノ認識ヲ昂メ該當者ハ率先シテ志願乃至入所スルヤウ常時ヨリ其ノ氣風ヲ培養スルコト」が特記されている。そして、女子部においては「實生活ニ適切ナル知識技能ヲ鍊磨セシメ率先シテ生活改善ニ努メシムルコト」が強調され、少年部においては「国語力ノ涵養」「體操又ハ簡單ナル教練等ニ依リ動作ニ規律節制アラシムルコト」などが要望されている。

これに加え三つの部において共通する留意事項としては、實際指導に當って隊員の教養程度の差に特に留意して、有効適切なる指導を加えるべきだと記し、強調している点である。つまり、国語能力の差異、教育の有無など隊員の教養程度は複雑であるから、画一的の指導訓練のみでは不足なる事に徹底して管理できないことを熟知していたのである。

ちなみに、服装においては鋭意当局において研究の結果、青年部の服装「国民服乙號」と定められ、「女子部の団服は個人活動にも団体活動にも好適にして且つ乙女に相應はしく清新明朗なる感じを與へるもの²⁵⁻¹」が定められている。少年部の服装は少年は概ね青年部隊員に準じ、少女は女子部隊員に準じることを指示している。

以上の組織基準と組織体系に基づいて青年団はどのように強化されていたのか、その詳しい状況を考察する。

青年団は学校長を団長として、「振興青年団」または「共勵青年団」という名称で組織した。一方、既存の朝鮮青年が組織した青年団体も包摂していった²⁶。平安南道の^{ピョンワングン}平原郡の8個の公立初等学校の卒業生で青年団を組織した²⁷という

新聞のコラムからもその一面をうかがうことができる。つまり、青年団は公立学校を中心に形成される団体という特徴から組織的な動員が可能であった。

このような青年団は 1937 年日中戦争の勃発によってより重要視された。日帝にとって青年層は戦時体制に動員できる最も適切な条件を備えた階層で、日帝は青年団の使命を強調しながら、その強化の必要性和方針について言及していた²⁸。つまり、青年団員をもって後方の戦時体制の構築に動員し拡大するため、青年団の強化と精神指導に努め、一方団体の増設による団員の拡大を図り、道連合団を結成することで青年団の全国組織網を組んでいたのである。

以下の当時青年団の組織現況から団員の拡充状況を把握することができる。

表(2 - 6) 青年団の組織現況²⁹

| 区分 | 1937 | 1938 | 1939 | 1940 |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 団体数(個) | 3,047 | 3,365 | 2,887 | 3,195 |
| 団員数(名) | 128,984 | 161,552 | 161,188 | 166,066 |
| 農業 | 108,492 | 140,256 | 135,720 | 139,780 |
| 商工業 | 11,607 | 13,592 | 14,134 | 14,204 |
| 学生 | 954 | 781 | 1,262 | 1,125 |
| その他 | 7,931 | 11,923 | 11,072 | 10,957 |

上記の表から、1937 年と 1938 年の数値を比較すると、増加の幅が大きいことが見て取れる。それは、日中戦争による団員増加が直接的な要因と考えられる。また、1936 年の通牒「青年団ノ普及並ニ指導ニ關スル件」に示された青年団の組織項目で、「卒業生以外ノ青年ニシテ特ニ優秀ナル者アリテ之ヲ收容スルモ團ノ統制並ニ指導上障害ナシト認メタル場合ニ限り之ヲ收容スルモ差支ナキコト³⁰」として初等学校卒業生中心から非卒業生をも包摂していたことが影響したと考えられる。

1939 年には少し減少の傾向を見せているが、1938 年 2 月の志願兵令の公布によ

ってその応募者の確保に主力したことの影響であると考えられる。

上記の表で青年団員の職業において最も目立つのは、農業に従事することが圧倒的に多いことである。これは第一部の第一章で農村振興運動の推進過程においても検討されたように、青年団政策が農村振興運動とともに、農村での活動に大きな比重をおいたこととつながるといっても誇張ではない。

一方、道連合青年団の結成も農村振興運動とともに全国的な組織網を作っていた。1938年9月24日京城運動場において朝鮮連合青年団の発端式が挙行された。

具体的に青年団はどんな部門に団員を動員させたのかをみると、まず、労役に動員させたことがあげられる。すでに農村振興運動の時から日中戦争期になると戦時生産力拡充という名分のもとで、朝鮮人は各種工事と作業に参加させていた。いわゆる勤労報国運動で、荒蕪地の開墾、植林・植樹、道路及び河川などの改修、池沼や用排水路の浚渫、神苑の掃除などの活動があげられる。1938年7月7日支那事変記念日を機に「勤労報国運動」を起して、官公署はもちろん青年団とその他各種団体部落などに「勤労奉仕隊」を結成していた。全朝鮮各地に勤労奉仕隊が組織されてない所がなく、国民総動員運動においても大きな効果をあげていたのである³¹。インタビュー証言においても勤労報国の話はよく出ていた。その例をいくつかあげると、以下のような証言となっている。

「...(前略)...夏休みの時、扶與の博物館建設に十日間泊り込みで勤労報国として働いた。当時はうちの学校だけではなく、全国いろんなところから学生が来てて、繰り返し泊まりながら労働した。...(以下略)³²」

「...(前略)...邑の道路工事に動員させたの。報国隊の仕事って主にこんなもので、他にも夜は縄吠を供出分量を作らなきゃいけなかったし...(中略)...昼間報国隊の労働で疲れて、それは大変だったなあ...(以下略)³³」

「...(前略)...邑の裏にある低い山に防空壕を作る工事において、報国隊を動員させたの。勤労報国という言葉だけで、それは重労働そのものだった。そして、ちょっと危ないこともあって、けがをする人も結構いたし、...(中略)

...お昼の時間になってもお弁当を持たない人が多く、飢えを忘れるため、そこから辺にねそべていた。でも、労働の後だし、けだるくてたまらなかつたなあ... (中略)...今思い出すだけでも苦しい...(以下略)³⁴」

「...(前略)...せっかくの夏休みやのに、家にも仕事がいっぱいだったし...(中略)...家の家計にはぼくの収入の分が大きかったのに、勤労報国に行くと、労賃はもらえなかつたし、その分仕事ができなかつたから、うちはもっと苦しくなつたの...(以下略)³⁵」

以上の証言から自分の意思と生活とは関係なく、労役に動員された青年たちは何の抵抗や不満もなかつたとはいえないだろう。

一方、以下のような一面を見せるてくれるインタビュー内容もあった。

「...(前略)...ぼくは青年団団長を務めてて、...(中略)...戦争に出征した日本人農家の支援のため、毎日2時間早起きというキャンペーンで各種農仕事を手伝った。...(中略)...そして、警防隊を組んで、村のいろんな監視活動も行った。...(以下略)³⁶」

この話のように、進んで積極的に日帝の政策に参加した人も存在していた。しかし、当時の地域社会において、村の実力者ともいえる青年団役員の指示を拒否することは現実的に不可能なことであったのは第一部の第一章での考察を通して予測できる結果である。

これを裏付けるものとして、青年団の組織の中でも「国民精神総動員普及部」³⁷が注目できる。日帝が青年団員を国民精神総動員運動の普及・強化に動員するために青年団内に設置したもので、上記のインタビューの証言のように積極的に日帝の政策に協力した部署である。その役割は大きく、青年団のいろいろな部署のなか³⁸でも最も重要な部として評価されている。国民精神総動員普及部の部長とは、その青年団の団長が直接担当し、部員もその青年団の中で一番優秀と認められる者を配置していた。すでに、国民精神総動員道連盟付設として「連盟推進隊」が存在してお

り、そこには「精鋭³⁹」として認められた人で構成されていた。したがって、国民精神総動員普及部が設置されると連盟推進隊員として普及部の部員をも兼ねる人が多く存在した⁴⁰。結局、青年団は精鋭と呼ばれる連盟推進隊と国民精神総動員普及部のエリート団員が中心軸となって、青年団の効果をあげることに貢献していたといっても過言ではない。

以上のように、日中戦争を契機に戦時ファシズム体制を構築していくことに青年団を通して青少年を日帝の協力者にさせるための様々な基準を強化していくことをみてきた。続いては青年と団別に青少年教育に重要な位置を占めていた青年訓練所における青少年の教育の諸相を考察する。

第二項 青年訓練所の拡充及び中堅青年への指導強化

戦時時局下の日帝にとって、これらの朝鮮青年の状況とは深刻な問題として認識された。したがって、日帝の戦時ファシズムに協力できる新しい日本人の形成という必要性から、朝鮮青年の教化問題は急務な課題となり、中堅青年の養成によってその解決をみいだして行こうと考えた。つまり、基本的な植民教育を受けた普通学校⁴¹の卒業生を日帝の統制体制の協力者にすることであった。したがって、中堅青年の養成政策は農山漁村振興運動と重ねて本格的に実行を進め、卒業生指導及び農村青年訓練所設置など⁴²に努めたのである。

青年訓練所は、青年に対し国体観念を明徴にし、皇国臣民たるの資質を向上し、互いに信愛協力をもって団結を堅くするとともに、その心身を鍛錬し職業及び實際生活に須要なる知識技能を授けることを目的⁴³として青年団とは別に設置された施設である。

日本国内では 1926 年勅令第七十号青年訓練所令の発布によって青年の軍事訓練を実施させた。翌年朝鮮でもこの時局の変化に影響され、日本人退役軍人団体である在郷軍人会で日本国内の制度を学んで、上記の勅令と文部省令第 16 号青年訓練所規程の定めるところに準じて、青年訓練所を設置したのが始まりである⁴⁴。

そして、1929年総督府令第八十九号をもって青年訓練所規程が發布され、従来の在郷軍人会などで設置した私設のものは府邑面などの公立に引き直された⁴⁵。更に公立のものの増設とともに青年訓練を受けるべき資格者を多数に雇用している商店、工場などにおいても青年訓練所を設置した⁴⁶。

朝鮮人の青年中にも入所を希望するもの漸次増加しており、公立の青年訓練所は地域単位を中心に、私立は職場を中心に毎年相当数の増設を企画するとともに、内容及び設備の充実完備を期し、青年の教養に関する権威ある機関としてその実績をあげていた。

青年訓練所における中心的な教育対象は、徴兵制の下日本人青年であったが、その普及とともに漸次朝鮮人青年を包括していた。よって、1934年になると、全体生徒2,572名の中で朝鮮人が849名⁴⁷と約3割を占めていた。

青年訓練所の教育課程⁴⁸をみると、基本的に4年課程であるが、最小の規程時間として修身及び公民科が100時間、教練400時間、普通学科200時間、職業科100時間を終えて入営する者に対しても修了証を授与していた⁴⁹。これらの教科目はもちろん、教育水準を高等小学校卒業程度の基準にするという規程から、主に卒業生を中心とした中堅青年の養成という傾向をもっていたと考えられる。

また、これらの青年訓練所の学生数において朝鮮人の学生が日本人学生に比べ少ない理由としては、まず、初等学校卒業者の指導のための青年団及び農村青年訓練所と改租実業補習学校が成果をあげていた⁵⁰ことをあげられる。そして、当時まだ兵役義務のなかった朝鮮人青年に対して青年訓練所の入所を強要する状況ではなかった⁵¹ことである。

しかし、日中戦争を機に状況は変わって、本格的に青年訓練所の拡大普及と教育の強化が進められた。従来の青年訓練所規程を全面的に改正して、1938年3月に総督府令第54号改正青年訓練所規程⁵²を發布した。この規程によって、まず、第一条で国体明徴とともに皇国青年としての資質錬成を目的とすることを記し、第二条で、国憲に基づく国民の公的民的生活に必要な事項の獲得と実践を要旨としていた。

そして、1929年規程では16歳であった入所年齢を低下して尋常小学校卒業者と

変えた。これによって尋常小学校の最低卒業年齢である 12 歳から普通科の入所対象となった。一方、上級学校に進学しないすべての卒業者を義務的に入所させるという方針であった⁵³。本科には普通科終了者及び高等小学校卒業者が対象となり、普通科、本科及び研究科においてその組織内容において可及的に内地における青年学校に接近させた。

さらに、高度国防国家体制確立の意図の下に軍事思想の普及を計り、1940 年度より全鮮を通じて六年制以上の国民学校には悉く青年訓練所を設置する⁵⁴という計画によって、青年訓練所は 1940 年 786 ケ所から 1941 年には 836 ケ所⁵⁵に増加した。このような青年訓練所の増設とともに青年の入所強制の方針も強化しつつあった。つまり、1938 年には青年訓練所の入所をほぼ義務的にさせるという方針だったが、翌年の通牒によってより強化され、1940 年になると、初等学校を卒業する青年は義務的に入所させると明確に指示していた⁵⁶。

それでは、日中戦争の勃発を機に強化していく以上の青年訓練所において注目すべき二点を指摘したい。

まず、青年訓練所を通して中等学校教育を代替するという形式的な面をあげられる。当時皇民化教育の拡大のため初等学校は倍加拡充計画の推進によって、1936 年 4,094 校から 1940 年 5,293 校に増える結果を見せているが、中等学校は 323 校から 372 校とほとんど変わりがなかった⁵⁷。したがって、初等学校卒業者が中学校に進学することは他の条件を除いても容易なことではなかった。よって、中等学校の教育の代わりという名目で、青年訓練所という施設を利用していたと考えられる。

しかし、日帝は「大東亜戦争下生産力増強上朝鮮における、比較的豊富な労働力を動員し聖戦の完遂に寄與せしめる為...(中略)...皇国労務者たる資質の錬成をも必要⁵⁸」と国家的要請に基づく青年錬成により関心を示し、国家的重要性と認識していた。つまり、中等学校よりは生産現場における青年に対して労働時間外に教育させることの効果に期待していたと考えられる。それに青年訓練所は別途の施設を必要としてなく、既存の初等学校を利用できるという利点もあった。

次に、青年訓練所を通して志願兵制度を後押しするという内容的な点である。兵

役義務のなかった朝鮮人青年に対してその準備訓練をさせるということは結局1938年2月の志願兵制度の公布と時期的にも相まって、志願兵制度のための青年訓練所の拡充を意味している。実際に青年訓練所の主要目的として「その生徒の軍事思想の普及を計り、国民総訓練の実を挙げるとともに、朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所の応募率と応募者の素質の向上を企図する⁵⁹」と示している。

そして、志願兵として多くの応募者が集まった原因として、「日帝官庁の強制及び実績競争、そして経済的に苦しい人たちが糊口之策のための脱出口として応募した⁶⁰」ことがあげられる。それに、志願者はすでに植民地体制の教育を受けた世代で、当時の青年たちの間では日本軍将校に憧れていた⁶¹ことも看過できないであろう。したがって、青年訓練所はこのような志願兵制度の外形的な成功に伴って、その予備教育機関としての役割をも担っていたと考えられる。

公立の青年訓練所は例外なく学校内に位置しており、前述した青年団と同じく青年訓練所をも初等学校を中心に展開された。植民地において学校というのは植民教育をさせる教育施設としての役割だけではなく、日帝の統治政策の主要な拠点として位置づけられていたことは、創氏改名の実施において学校を手段化していたことと同じく、他の同化政策に関しても有機的な関係を持たせていたことは注目すべき点である。

このように志願兵制度は青年教育と密接に関連しているが、本項ではその概略的なことに触れるだけで、次の研究課題として労働力動員のこととともに研究する。

青年訓練所においても少し触れたように、志願兵制度は朝鮮軍の主導下に進行された。1932年から朝鮮青年の兵役問題を検討しながら、彼らを直接兵力として確保していくための徴兵制への考えとそのような時代状況がその必要性を確固たるものにしていった。そのためには何より朝鮮青年の完全な皇民化が優先されることであるが、志願兵の応募者の実状況においては教育勅語及び皇国臣民の誓詞すらろくに理解して暗誦できないものがある⁶²という遺憾を示していた。つまり、厳格たる審査に選ばれた中堅青年すらその皇民化のほどは極めて憂慮されるものであって、実際に朝鮮人が軍隊に入って戦争という極限の状況において生死を共にする仲間になる

ことに対する不安を含むものであった。したがって、朝鮮軍側から見ると朝鮮青年たちが完全なる皇国軍人にならない限り皇民化政策は決して成功とはいえないものであって、朝鮮の中堅青年を完全な皇国軍人に作り上げるとというのが志願兵制度とともに青年訓練所の強化・拡充につながるという構図を考えられる。

それでは、インタビューにおける証言者の多くが当時青年層であったこともあって、彼らは証言のなかでこのような青年訓練についてどのように反応していたのかを考えていきたい。

「... (前略)... 勤労報国隊、青年団、青年訓練所、志願兵、徴兵、徴発などとにかく数多くのことが学校や官公署なり区長さんから伝えられたが、とにかく食べていき生活苦におわれて、そんな複雑なことは考えたくもなかったな。言われるとおりにすれば大丈夫だったから... (中略)... 今みたいに親も学校のことについてそんな気を使う立場ではなかった... (中略)... 放課後はとにかく供出分の縄吠や馬草などを作る事に追われる一方だったの... (以下略)⁶³」

「... (前略)... 青年訓練所に行くことは該当者の本人だけではなく、家族にも大変だった。疲れきって帰ってくると、夜中にすべき仕事ができなかったし、(主に縄吠作りとのことであった：筆者注) ... (以下略)⁶⁴」

上記の青年団の検討からも窺えるように、当時の朝鮮において農山漁村振興運動の推進を含め、総督府の政策推進のため、青年の活動に俟つものは極めて多かった。それで、青年団と同じくその指導の基準を示して教養の徹底を期し、各青年団体に克くその使命をもって活動させるため団の中堅たるべき有力なる青年を養成することが極めて肝要なるものと判断していた。

これらの趣意を基礎とし、半島特殊の事情を勘案して社会の指導的地位に立つべき中堅層の青年男女に対し、皇国臣民たる矜持と内鮮一体の聖なる理想を実現するための精神力鍛錬が必要となった。よって 1931 年以来毎年農山漁村の青年に対し

て、春秋二回、都市青年には一回、団員の中から特に優良なる青年を選抜して「中堅青年講習会」を開催し、団体観念の明徴、国民精神の作興、心田の開發、農山漁村の振興、農道の本義、農業の特質並びに営農方法など物心両方面にわたって高度の教養訓練を施していた。その数一年に青年男女 500 名を 5 期に分けて入所させ教育した⁶⁵。

このように青年は、日帝の意図どおりその各郷において自家の職業に精励して、模範を示すとともに、社会的には各種の教化、愛国班並びに地方青年の活動を率先指導⁶⁶したのである。青年団と青年訓練所の教育を通して青少年を日帝の協力者にさせることで、その波及効果は大きいものであった。実際にも、1938 年に道費または府郡島郷校財産などにおいて経営する中堅青年養成施設は約 40 ヶ所あり、その成績は概ね良好で、農山漁村の振興に対する寄与は大きいと示している⁶⁷。

このように青年団の核心となる人物を養成するという政策の推進のもとで、この政策に編制された青年たちは存在しており、少なくとも他の青年に比べ思想的にも行動においても模範的であった。この青年たちが解放後積極的に政治と社会参加して、現在の韓国が成立されたことは注目すべき点である。当時の植民教育を受けた影響はその後に生れた世代とは大きく価値観の差を見せている。そして、解放後の教育にも日帝下の教育にあこがれ、教育面において批判していた。

朝鮮総督府は中堅青年訓練所の目的⁶⁸を次のようにあげている。

「...(前略)... 社會の指導的地位に立つべき青年男女に對し堅實なる國家觀念と單固なる國民的信念を涵養し皇國臣民たるの矜持を確保せしめ社會指導の中堅人物として活動すべき資質を鍊成する...(以下略)」

この目的にも表れているように、日帝の味方となる中堅人物を養成することで、彼らを全体朝鮮社會の教化指導に当たらせることを意図していた。そして、彼らの指導精神⁶⁹として以下の三つを記している。

- 「一、敬神尊皇の大義に立ち忠魂養膽の誠を效し以て皇運の扶翼に力むべし。
 二、一視同仁の聖旨を奉體し、義正、大和の精神を一貫し以て内鮮一體の實を擧ぐべし。
 三、心身を修練して質實剛健の氣風を振勵し勤儉力行以て本分を盡すべし。」

これにともなって指導要項⁷⁰として、修練所の目的達成に努力すること、日本精神の精華を發揮すること、善良なる所風を樹立すること、志気の振作に力むること、内鮮一體の完成を期すること、高所大局に着眼すること、修練に新鮮味あらしめること、尊き使命を自覚すること、愛の教育に立脚すること、行学不仁の修練に力むること、時局に対する指導などをあげている。

以上の中堅青年の指導に基づいて1937年9月25日から京城において開催された全鮮中堅青年大会状況について検討する。この大会には全鮮13道より181名が上京して、京城青年団幹部60名を加えて青年団旗を捧げ、早朝六時から大会行事を行った⁷¹。その式順にあわせて作成した表を以下に示す。

表(2 - 7) 中堅青年大会の状況

| | |
|-----------------|--|
| <p>一、朝鮮神宮参拝</p> | <p>一、一同赤誠をこめて国威宣揚武運長久を祈願する。 二、会場府民館に参集。 三、金社会教育課長の開会の辭より始まる。 四、国家合唱、伊勢神宮・皇居遥拝。 五、大野總監の詔書奉讀、金課長の経過報告。</p> |
| <p>二、南總督の告辭</p> | <p>一、小磯軍司令官の祝辭。 二、一同決意を宣言する。 三、出征皇軍に対し感謝慰問の電報を發する。 四、誓詞を一同斉唱する。 五、南總督の發声にて、天皇陛下万歳を奉唱。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 三、意見発表 | <p>一、演説と時艱克服の決意を吐露し、半島青年の意気天に冲する概があった。</p> <p>二、楽隊を先頭に隊伍整然街頭を濶歩する。</p> <p>三、総督府を訪問し、記念写真を撮る。</p> |
| 四、午後から講演会 | <p>善隣商業学校講堂において、二日にわたって開催する。</p> <p>講演内容として、</p> <p>一、我が国体の尊厳。</p> <p>二、農村振興と青年の任務。</p> <p>三、支那事変と国際状勢。</p> <p>四、青年団と銃後と任務。</p> |
| 五、夜は座談会 | <p>修養団本部寄宿舍の集会室にて、各地の代表は座談に、あるいは郷里の近況や活動、所見感想などを語り合い、本府情報委員会幹事長、社会教育課長、農家更生計画実際の指導者、青年団指導役などが例席していた。</p> <p>時局ニュース映画の上映で終わる。</p> |

上記の大会式順からも当時の時局状況がうかがえる。特に国家合唱、神宮参拝、天皇陛下万歳などは各村の愛国班行事においても定着しているもので、インタビューにおける多くの方たちの脳裏にも刻み込まれたものである。特に、講演会の内容に注目できる。農村振興と青年団と青年の任務に対して二日にわたって講演しているように、青年の教化教育を通して農村の各村の教化を図ったことがうかがえる。

第二節 朝鮮青年団の結成と本格的な青年動員の実施

第一項 青年団と青年訓練所の一体化

1941年の太平洋戦争を機に日帝は新体制として、高度国防国家を標榜し、戦時動員体制をより強化していた。第一部第一章で既述したとおり、既存の国民精神総動

員連盟という一元化された組織を結成し、より強力な統治体制を構築していた。そして、青少年の社会教化・訓練も例外なく、青年団の改編・強化を推進していた。つまり、官通牒第三号「青年団ノ組織竝ニ指導ニ關スル件」⁷²によって、国家活力の源泉であるべき青年層について国運進展に寄与すべきことを期待しており、既存の青年団を時局の進展によってより全面的に改訂を実施し、強力な指導統制下において、国家目的に即応させることが緊要であるとの趣旨を示した。

青年団の拡大・強化は、朝鮮連合青年団を朝鮮青年団と名称を変えることから始まった。そして、「従来の青年団の採った聯合體的な體制を止揚して綜合體的な一體化へと轉換を圖った⁷³」。さらに、青年団の基底組織として単位青年団を「その尖兵的役割に相應する名を附する」と記し、青年隊となった。特に、「公立國民學校中心の青年隊には其の名称として青年隊の上に學校名を用ひ⁷⁴」ことによって、学校の生徒を青年隊組織の中心メンバーにしていたのである。

それでは、日帝はこの時局において青年団の組織をどのように改編していたのか、その様相をみると、従来の青年団が主に初等學校卒業生を中心に形成していたことに比べ、教育の有無に関係なくすべての青少年を団員として包括することとなった⁷⁵。そして、団員の年齢も、15歳から25歳までということから、10歳から30歳とその範囲を増加させた。つまり、動員対象を拡大することで戦時体制への強化を図っていた。

そして、拡充された青年団員の効率的な統制と動員のため、単位青年隊に青年部、女子部、少年部を設置し、青少年男女の一貫した訓練体制を確立した⁷⁶。特に青年部は第1・2・3班に区分して、青年訓練所の生徒をもって青年部第1班を構成した。そして、その他の青年団員に対して年齢を基準に14歳から20歳までの青年で第2班を構成し、20歳以上から30歳までの青年を第3班とした。

日帝が青年団と青年訓練所を一体化した理由を次のようにあげている。

「... (前略) ...此の兩者の目的は共に青年をして皇國臣民たるの基本的性格を鍊成するにあることは言ふまでもない。たゞ其の組織を異にし、鍊成の手段

乃至方法等を異にするに過ぎないのである。然らば目的が同一の二制度を併存せしむる必要はなく之を一元的に統一すべしと...(中略)...目的到達の手段乃至方法に於て互に他のものを以てしては涵養し盡せない特質をゆうする...(中略)...特質を充分發揮することに依り兩者相俟って初めて最もよく究極の目的を達成し得る(以下略)⁷⁷⁾」

このように、青年団と青年訓練所二つの特性をすべて生かして同じ目的である朝鮮青年の皇国臣民化のためにその特質を充分に發揮できるようにするため一元化したという意図が読み取れる。つまり、青年団の特徴である労務動員を含む様々な活動に組織的に動員できることと青年訓練所の志願兵制度実施のための予備教育機関として基盤作りの役割を両方生かすためであった。

しかし、当時青年訓練所の拡充方針に基づくと初等学校卒業生はすでに青年訓練所に入所することを義務付けられており、結果的に青年団には公教育の機会から除外されてきた青年、つまり、日本語を習得できなかった青年たちが集まることとなった。したがって、「青年訓練所生徒は青年団組織の中核的推進力たる使命を負はせてある⁷⁸⁾」に示されているように公教育を受けて、日帝の協力者として能力を充分に發揮できる初等学校卒業生を、引き続き青年団の主要構成員として活用するためであった。

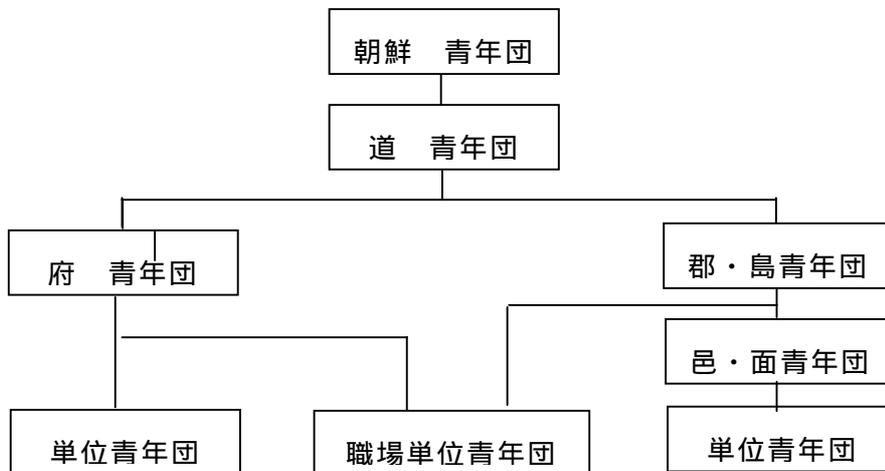
そして、初等学校卒業生を中心に女子青年団が組織されており、農村振興運動下において女性の教育と動員のために既存の女子青年団を改編・統合して作りあげたものである⁷⁹⁾。1939年9月学務局長の通牒によってその対象を結婚の有無に関係なく15歳から25歳の女性と拡大した。この女子青年団を改編、統合して青年隊の女性部となった。この際に、14歳から25歳の未婚女性にその対象を変えたのが特徴である。これは、女子勤労挺身隊の組織においても同じく主に未婚女性をその対象にしたことと同じである⁸⁰⁾。既婚の女性をその対象から除外した背景として考えられるのは、第一部の第二章で記述したように、当時農村における部落改良と家庭で

の協力を生むために婦人教化教育が進行されており、既婚女性はその範囲に入ったことである。

青年隊少年部は、初等学校在学生を中心に組織された少年団や健児団の代わりとして作られたものである⁸¹。少年部は尋常小学校第3学年の該当年齢である10歳から14歳以下の子どもをその対象とした。当時、学校に通えない多くの朝鮮の子どもたちが存在していた状況から、少年部は未就学児童の總訓練を目標とするという趣旨とつながる。

以上の3部体制とともに地域においても、既存の全国・道・府、郡・島・単位青年団の体系から、朝鮮青年団の結成とともに邑・面青年隊が追加された。そして、各職場においても職場単位の青年隊が設置された。その体系を表で示すと、次の図(2-4)になる。

図(2-4) 青年団の組織体系



この図で示したとおり府青年団と邑・面青年隊の下部組織である青年隊は公立初等学校を中心にしたことは従来と同じである。しかし、名称において「邑・面青年団」と使われたことから、青年隊がその邑・面の名前をもってくることによって、学校名を使用するようになった。

一方、私立の青年訓練所がすでに存在していたため、その統合のため職場単位に

においても該当地域の府、郡・島青年団長の認可をもらって青年隊を設置し、その府、郡・島青年団の統制を受けた⁸²。

青年団の役員構成をみると、朝鮮青年団団長として学務局長が勤め、道青年団団長は道知事、府は府尹、郡は郡守、島は島司が勤めた。しかし、邑・面青年隊の隊長としては公立初等学校長が勤めて、単位青年隊の隊長も同じであった⁸³。団長以外にも朝鮮青年団と道青年団には本部長がおかれ、本部を統括すると共に団長を補佐した。そして、各級青年団に顧問と参与、専門委員などをおいて、青年団の指導の諮問を任せていた⁸⁴。つまり、青年団に対して常に官の介入と統制は続けられていたことが読み取れる。

他方、日帝は青年隊長に対する教育にも多くの関心を示していた。中堅青年修練所を通して各青年隊長である初等学校長の修練実施に全力したのである⁸⁵。もともと中堅青年所は核心的な青年団員の養成のための施設であったが、朝鮮青年団の結成後、学校長や訓導など青年隊指導者養成機関と変わった。1941年4月からは3ヵ年計画として毎年1,200名ずつ教育するという方針⁸⁶を推進した。朝鮮青年の皇民化と動員政策に対する具体的な指針と内容を取得させるための官の統制はより強化されていたことは理解できる。

このような組織体系と役員構成をもって朝鮮青年団は結成され、青年部が約300万人、女子部が約100万人、少年部が約200万人と合計600万人⁸⁷という規模に至った。そして、1942年5月に各道で39個の青年隊を選んで「指定優良青年隊」とし、道青年団で直接指導させた。

そして、青年団の服装まで新しく定め、青年部員は「国民服乙號」とし、女子部員の服装も個人活動と団体活動に好適であるものと定め、少年部は男女別青年部と女子部に準ずる⁸⁸としている。

第二項 朝鮮青年団を中心とする戦時体制への動員

この時期になると国民総力運動の推進とともに朝鮮青年団の結成においても全青

少年と青年を網羅しながらその指導基準として、皇国臣民の性格錬成、内鮮一体生活の馴致、国防国家体制へ即応する心身の錬成、生産力拡充の実践⁸⁹などをあげ、国民総力運動とその脈を同じにしている。

実際に日帝は、青年を国家発展の中核として推進力とみなしており⁹⁰、事実戦時動員体制の強化に伴って徴兵制問題と関連し、皇国臣民意識をもつ日帝が求める望ましい朝鮮人像という人的資源が必要であったからである。

1942年5月、朝鮮で1944年から徴兵制を実施すると正式に公布した⁹¹。志願兵制度の実施とともに、徴兵制の実勢を予測されていた。そして、各青少年教化教育に実行されており、日本軍の兵力不足問題は深刻で、朝鮮人の完全な皇民化が前提条件であるが、朝鮮と台湾で特別志願兵制度を活用してきた。しかし、あくまで限度があったため、朝鮮人に対する徴兵制施行を要する⁹²に至った。

そこで、1944年から徴兵適齢の20歳になる青年部の第一班と第二班の青年の教育が最も注目された。徴兵制実施の公布による主な変化は次のことがあげられる。

まず、青年訓練所の拡充があげられる。軍事訓練の強化のために、生徒数が多い100個の訓練所を選定し、退役軍人を専任職員としてここに配置した⁹³。そして、その生徒たちを中等学校以上の在學生とともに徴兵制の施行初期において最も中心的な兵力資源とみなして⁹⁴いたことが青年訓練所強化へとつながったのである。

次に、青年特別錬成所の設置があげられる。初等学校卒業者を対象とする青年訓練所だけでは限界があったため、青年部2班の青年たちを動員できる別途の教育施設の設置を推進した。青年部第2班は青年訓練所の生徒ではなく、そして初等学校を卒業していない14歳から20歳までの青年で構成されていることから、彼らの教育を担当する青年特別錬成所が設けられたのである。

青年特別錬成令にみられる青年特別錬成所の定義はつぎのようである。

「...(前略)...國家總力戰體制に即する勞務動員の要請に應じ朝鮮青年が勤勞に依り、國家に奉仕し聖業を翼賛し奉ることは兵役に次で重要な債務で...(中略)...青年に對し眞に勤勞觀念を體得せしめ皇國勞務者たる資質の錬成を期

する...(中略)...極めて重要...(中略)...斯る國家的要請に基き生れたのが、此の青年特別錬成所である。...(以下略)⁹⁵」

このように青年特別錬成所は、朝鮮青年を日帝の求める皇国労務者として錬成することを目的としており、青年訓練所とともに初等学校に付設されたものと各事業場に設置したものに分けられる。その対象になったのは未就学の17歳以上21歳未満の青年であった。

錬成項目には、訓育、学科、教練及び勤労作業で、精神訓練と国語の取得に主力を注いで、特に国語習得に重点をおき、全錬成時間600時間の中400時間をこれに充てていた⁹⁶。結局、徴兵によって日本人兵士とともに生活する時に備えて、朝鮮青年たちの日本語教育は至急な問題であって、兵力として統率するのにおいても大きな問題を抱えるためである。

青年訓練所の普通科が2年に450時間、本科が4年に700時間であることに比べるとその教育時間の多さは想像できる。その理由としては、青年特別錬成所が未就学青年を対象とするので、短期間に効果をあげるためであると考えられる。

「...(前略)...1944年に徴兵検査を受ける者に對し錬成を施すこととし、...(中略)...産業戦士として決戦下の生産力増強戦の第一線に於て、中核的役割を擔當しつゝある勤勞青年...概ね都市にあつては夜間六時から九時迄、地方にあつては午後一時から四時迄一週四日を錬成日と...(中略)...農村にあつては農繁期には一時休み農閑期には連続的に錬成...(以下略)⁹⁷」

上記に表れるように、その対象の大半が農業と商業に従事する労働青年であることを勘案し、生産活動に支障のない範囲で教育を実施していた。そしてこの制度は義務制であり、罰則の規程があつて⁹⁸、正当な理由なく錬成を受けない時は拘留または科料に処する⁹⁹という強制性をもっていた。

「...(前略)...所生の大部分は國民学校未就學の青年で文化的にも社会的にも

いはば社会の下積の者で恵まれなかった者のみ...(中略)...有難き國家施設に於て、官費を以て錬成を受け...(中略)...名實共に皇國臣民として再生の機会に恵まれたのであるから、彼らの喜びようは一方ならぬもの(傍点は筆者) ... (以下略)¹⁰⁰」

この文書に示されているように、彼らが眞に皇國臣民として錬成を受けんとする眞摯な態度と指導に当たっている指導員(大部分が国民学校教員)の熱と誠と愛によって予期以上の錬成成果をあげていると示した。しかし、傍点で示したように教育の機会に恵まれなかった青年たちが教育訓練を受けることに大喜びしたような証言はどれも得られなかった。むしろ、次に引用するように、当時の朝鮮青年にとって、日本語教育を含め、諸訓練は相当な重荷であったことがうかがえる。

「...(前略)...青年団やなにやらなんかの名目下にたくさんの訓練を受けた...(中略)...本当に暇などくれなかったなあ...(中略)...そして、ろくにできない日本語での指導や宿題は大変だったし、家に帰っても誰かに聞く人がいる友達は羨ましかった...(中略)...父さんは朝鮮語もろくにできないくせに日本語でなんかやる暇があると縄吠でもあみなと叱っていたし...(中略)...学校に行くと先生からちゃんとできてないことで叱られた...(以下略)¹⁰¹」

「...(前略)...講習会だなにやでいつも集まられたが、寝不足だし、よく理解できなかったので、居眠りばかりした...(中略)...一層こんなことやりたくないと思ったけど、当時は区長や村での指示に従わないと生活自体が安定できなかったから...(中略)...本当にどんな不利な目にあうかわからないから、表では文句も言えなかったの...(以下略)¹⁰²」

このように、インタビューでは上記の官の資料¹⁰³とは全く違う傾向をみせていた。実際、家計に少しでも余裕がある家の子は当然学校に通えたとし、学校にも行けない家というのは本当に貧しくて毎日の生活に苦しんでいた状況であったことを考える

と、想像しがたくない。むしろ、青年は家計においても重要な収入源であるので、義務的に集められ教育をさせられていた時間がもったいなかったと言っている。

これらのなかでも教育の強度は高く、その効果を表す内容として、

「...(前略)...入所當時國語を一言も知らない無秩序のまるで烏合の衆に等しかった彼等が五、六箇月の短期間に一通りの國語を解し起居動作が規律的となり、...(中略)...別人の如き進歩を...錬成のお蔭...(以下略)¹⁰⁴」

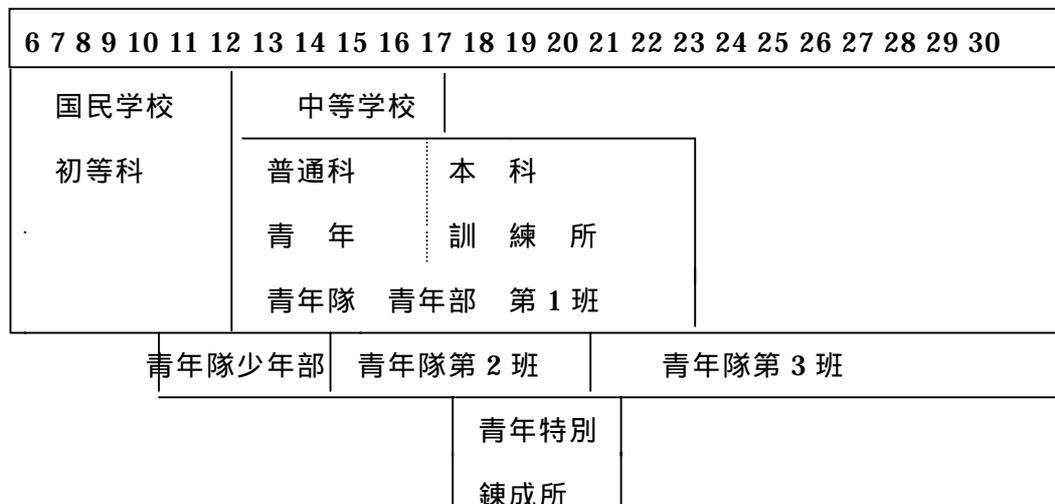
と示し、青年の指導に献身的な努力をした所長と指導員（国民学校長と国民学校教員：筆者注）の労苦をほめていた。なお、青年特別錬成は満州在住の朝鮮同胞に対しても同様の施設を実施していたのである。そこで、青年特別錬成所においてその期待される成果について、以下のように記している。

「...(前略)...朝鮮に於ける青年錬成は青年訓練所、青年團、青年特別錬成所の三機關が相互に緊密な聯繫の下有機的に一體となり、其の錬成目標を徴兵制實施の完璧を期するの一點に集中して錬成の成果擧揚に努めてゐる。...(中略)...相當の基本的教養訓練を積むことが絶対に必要...(中略)...錬成の目標は總て此の線に沿って...(以下略)¹⁰⁵」

このように、朝鮮での諸青少年施設における徴兵制實施のための有機的な関係を表している。朝鮮の全青年層の約 9 割が勤労青年であって、青年錬成機關の対象となり、日帝が望む朝鮮人像に青少年たちを教化・訓練させていたのである。

以上の考察でみられた青少年の教化教育施設の組織をまとめると以下の図のようになる。

図(2 - 5) 朝鮮の青年錬成体系図¹⁰⁶



以上のように朝鮮青年団は徴兵制の実施のため以外にも、彼らの国語全解常用を図ることで、彼らによって他の一般未解得者の解除に寄与できると期待していたのである。つまり、青年団員は一般民衆に日本語を普及する任務を持たされていたのは、本稿第一部の国民総力運動の考察において検討できた。そして、青年隊組織と愛国班組織での活動としては、町内の掃除、防犯当番、伝令、町常会場の準備、国民保健体操の指導、勤労奉仕作業、遺家族慰問、神社費徴収など¹⁰⁷があげられる。青年の労働動員において定期性と強制性をもって一層強化されたものに仕上げていると考えられる。

このような過程をへて 1941 年 9 月国民皆労運動とともに勤労報国隊は本格的に組織された。この運動において青年団はもちろん学校、国民総力町、洞、里、部落連盟ごと勤労報国隊を組織した。一般人の勤労報国隊の場合も中心軸はやはり青年団であった。これ以外にも青年訓練所修了生と勤労訓練所¹⁰⁸の修了者とともに海外徴用の優先的な対象となった¹⁰⁹。そして、1944 年 2 月からは女性の徴用のため、女子青年訓練所を設置し、初等学校を通えなかった満 16 歳の未婚女性を対象とし、国体観念と日本語を教育させた¹¹⁰。

結局、日帝末期の戦時体制期において朝鮮の青年は兵力と労働力という二つの重荷を抱えており、青年団、青年訓練所はもちろん、青年特別錬成所、勤労訓練所、

女子勤労精神隊、勤労報国隊など二重三重構造に絡められて、長時間の低賃金または無賃金労働を強要されていたのである。

そのなかには既述したような精鋭という日帝の政策に積極的であった中堅青年も存在したが、多くの朝鮮青年は仕方なくついていくのであった。それは、厳しい教育体制の中でも日本語を理解できない青年が大多数存在していたし、徴兵で選ばれた青年が逃亡したりする例が多くみられていることが示してくれる。

植民地朝鮮での経験者たちが当時の日帝に対して強い反感を持つ重要な部分とも考えられる。つまり、物的資源の収奪のための諸政策も朝鮮人にとっては日々の生存ともかかわって相当つらいものであったが、それよりもっと人的資源の動員のために行われた諸施策とその準備段階としての教化教育の中での意識変化への要請こそ朝鮮人の間で強い感情を生むものであったと解釈できる。

小括

以上、戦時ファシズム期における日帝の青年動員政策に関して青年団と青年訓練所を中心に考察した。

日帝は 1930 年代に入って青年層に注目して彼らを体制の協力者にさせるために諸政策を本格的に推進した。特に日帝の公教育を受けた普通学校卒業生を対象にした中堅青年の養成がそうであった。

第一部の農村振興運動の組織体系の整備においても青年の役割は大きかったことは立証済みである。つまり、農村の青年訓練所の設置及び卒業生の指導などを基盤にして、1936 年からは戦時ファシズムイデオロギーのもとで青年団政策も本格的に推進して、中堅青年を組織して諸青年層を統括できるように体系を整えていったのである。そして、戦争とともに青年団を動員するためにその政策すべてを強化させて、戦時体制へと向かわせたのである。

つまり、既存の国民精神総動員運動の全国的な組織網を活用しながら、青年団を官の統制下において、勤労報国運動や各種防空及び警察の補助活動などに動員させ

て、総動員運動ともお互いに有機的な関係を持たせていたのである。

すなわち、青年層の教育を通して皇民化の実施を図り、ともに他の朝鮮人の教化の先駆者としての役割をさせるという意図であったと考えられる。

こうしたなか太平洋戦争に入り日帝は高度国防国家を標榜しながら国民総力連盟の結成へと戦時体制をより強化させていった。そして、青年団と既存の青年訓練所を一体化させて、今までの公教育を受けた青年層を対象にしていたことからすべての青少年を包括して朝鮮青年団を結成した。青年部、女子部、少年部という三部体制にして、青年部を年齢と学歴に基づいて三班に区分づけた。そして、地域体制との連繋も深化させ、行政単位ごとに邑・面青年隊を追加し、職場単位の青年隊も組織していった。これらの組織改編をとおして朝鮮青年団は全国的かつ縦・横の連携組織を持つ大規模の組織を成し遂げて、朝鮮の青少年を戦時体制へと組織的に動員させる基盤作りをしていたのである。

青年団員は戦時動員できる皇国臣民としての諸資質の教化教育だけではなく、戦時協力のために勤労報国隊と青年隊生産報国運動などの名目下で生産力拡充にも動員された。もちろん、徴用・徴発、徴兵などにも主に青年層が中心となって強制動員されたのは周知のとおりであるが、青年を含む朝鮮人の労務動員による文化変容に関しては今回得られた知見を基に今後研究を発展させていきたい。

本章では、日帝が青年団員の教育を通して一般庶民に対する日本語普及を始め、諸政策の伝達と実行及び教化の伝播役にしていたことに注目した。

朝鮮の青少年たちは、植民地と戦時時局という複雑な状況の下でこれらの戦時協力システムの構成員として動員され、皇国臣民として教育される過程において、反発や適応という内面的に意識混乱の状況であったと考えられる。つまり、自分のアイデンティティを形成していくことにおいて、これらの社会的な環境はどのように影響していたのだろうか。少なくとも諸生活を取り巻く皇民化イデオロギーと戦時ファシズム世界観は、自分の意志とは関係なく教化されていた部分も多かったと考えられる。本文にでていた精鋭とよばれる青年団員が存在したことがその具体的な様相であるといえる。

日帝の植民教化教育において重点をおいた青少年の教化過程を立証していくことで植民地における文化変容の諸相を明らかにしており、今後、教育での自立への模索において提示できるものとする。

第四章 社会教化がもたらす自己形成意識への再考

第一節 支配政策に対する青少年の反応

第一項 朝鮮庶民の意識の多重性

「憐れなる者 汝の名はよぼなり
歴史をみよ 大国の庇護のもとに
西し東し 汝の喜ぶ独立とは この...(不明瞭)...
我時に運あらず この地を去るとみよ
捲土重来 この地を踏む時
汝地にひれ伏し 我に憐れみを請うにならん¹」

上記の文は終戦とともに日本人が引き揚げた後に、ある事務所の壁に残された落書きの一部である。インタビューの時までこれを暗誦していた方は、当時、事務所に入って初めてこの落書きを読んだとき、驚愕を隠せなかったという。その方の個人的な状況によってこの詩の受け方と解釈は変わってくると思うが、そのような衝撃を受けるという時代的な状況及び影響を考えるとその背景にある文化または教育のありさまを考えざるを得ない。

これまで全章を通して朝鮮植民地支配政策における自分の名称・言語(母語及び支配的言語)・生活慣習と宗教を含む諸文化への総合的眺望から、総動員のための社会教化教育によって、朝鮮の教育・文化は新しい日本人を形成するという内鮮一体の必然性という認識と一貫していたことが明らかになった。さまざまな植民地下の統制策は朝鮮人に精神的・物質的に苦しみを与えてきた。しかし、インタビュー調査を行ないながら、当時の人々の苦しみや傷は歴史のなかに刻まれたまま、時の流れによって薄れていく面もあるように感じ取れた。

この章においてはさまざまな文化・教育によって社会化の過程を経ていく青少年たちにとって、価値観を成立していく時代が植民地戦時時局であったことは、彼らの思考体系の形成にどのような影響を与えるものであったのかという問題提起から、

朝鮮人青少年のアイデンティティーはどのように形成されていき、彼らの人としての尊厳とはいかなる状況であったのかについて考察していく。

ここで、青少年の意識形成に限定する理由は、第二部の序でも触れたように、青少年は最も純粹でかつ柔軟な性質を持っており、教育によって変化しやすく、日本での江戸時代からの若者組と植民地当時の日本国内における青年団と青年訓練所での成果を生かして、朝鮮の支配において青少年を味方に付けて庶民の教化に当たっていたためである。

そして、今も健在である植民地体験者の大半が当時青少年(10歳から25歳)期に該当する年齢であって、彼らから得られた当時の証言を基に、彼らの目には当時の生活全般はどのように映っていたのかについて考察する必要性があったためである。

今までの朝鮮植民地に関する諸研究が政策、理念などによって左右に偏りがちであった。本章では、その偏りを低減するためにも、当時、政治、思想、理念とはあまりかわらず生活してきた青少年たちの目に映った植民地現実状況を再現したいという意図も含まれている。

それでは、諸般の植民地政策に対する青少年の反応について意識別に分類していくこととする。

第一に、「順応と服従」²という適応意識においての二重性があげられる。

すでに、第二部の第一節で学校という場合は、植民地下の諸同化政策に有機的な関係を持たせ、効果を上昇させる教育が手段化された場であったことは確認した。その学校現場において、先生と生徒の関係から「支配と反応」の構造が生む意識体系を分析する。

「学校に通っていた時、僕は優等生だったよ。正直、今思うと恥ずかしいが、当時は先生にほめられる為に何でも自ら進んでやったよ。監護当番というのわかるかなあ、それもやったが、いつも手帳を持っていて、朝鮮語をしゃべった友たちや勤労奉仕のときに怠けていた友たちの名前を書いていたから... (中略)...監護当番ってすごい。うちのクラスの皆がぼくによくみせるため、

廃品集めの日はぼくの分も集めてくれたり、松脂の採集のときもやってもらったりしたから...(中略)...今、テレビで親日派の話するでしょう。当時幼かったし、学校でやっただけだが、もっと大人で権力を持つ立場だったら考えるだけで怖いね...(中略)...でも皆ぼくを羨ましがってたよ。自分たちも勉強頑張って監護当番になれば同級生の間では権力者になれたから。³」

「毎朝頑張って神社参拝に行ったもんだ。手帳にハンコをたくさん集めると先生からほめられたから。何でも先生の指示通りにやるのがいい学生でしょう。ぼくはおじいさんからそう教わったからそれが日本人の先生だろうが朝鮮人の先生だろうと同じでしょう。...(中略)...たまに運動靴とか配給されるが、2、3足だから手帳のハンコ数が多い学生がもらえたからね。⁴」

「今も覚えてるの。教壇の横にはいつも長い鞭がかけられていたの。間違ったらよく先生に叩かれたよ。だから頑張れたかも。今の子どもって罰を与えないからいい加減なんだよ。⁵」

こうしたインタビュー証言からわかることは、植民地朝鮮に生れ育った朝鮮青少年にとって、暗鬱な植民地現実である抑圧、貧困、疎外は大きな障害であったにもかかわらず、学校での順応はその現実から回避できるという意識が内在されていたと考えられる。先生から優等生として評価されることで、朝鮮人という劣等意識から脱皮でき、選ばれたという自負心をもつことのできる瞬間として感じ取っていた。それは、生徒たち自ら先生と学校体制へと適応していく過程につながったのである。

教師の指示にはいやでも従わなければならないことと、叱責や罰などを先生の教育上の職分として素直に受け取っていたことに加え、朝鮮の儒教的な伝統に基づいた上下関係の社会秩序による慣習から、「服従」するという意識も共存していたとみられる。この服従心は、被支配民族として植民地権力の前で圧倒されるしかなかっ

た状況から、青少年に対して民族的な劣等感とともに諸訓練の効果を高めることにつながったと考えられる。

第二に、「憧憬心」があげられる。戦時時局においての大々的な宣伝攻勢によって日本社会への憧憬心が生れ⁶、植民地現実からの脱出機会にしようとする意識葛藤を引き起こしていたと考えられる。

たとえば、志願兵への宣伝と歓送は村のすべての老若男女が参加するなか盛大に行なわれ、子どもたちの心に憧れと羨ましさを与えていた。つまり、実際、歓送会に行って来る度に「早く大きくなって志願兵に応募する」という決心を高めたという作文資料も多かった⁷。これだけを見てもその宣伝効果の高さは想像し得る。

「今も思い出すのは当時立教大学の教授が書いたというアメリカ紀行文について、先生が人類最大の作品で科学と文化の最先端の総体化だと物凄く賞賛した。それで、ぼくも図書館で借りて読んで泣いたよ。その訳は、わが国(朝鮮：筆者注)は誰がこんな旅行ができて、このような本を書いてくれるだろうかという羨望の涙だった。...(中略)...本を読んで50年たって、実際本の中かに出ていたエンパイアステートビルに行ってみて、当時の思いが実現できたという感激にもう一回涙したよ。⁸」

「李仁錫って知ってる。当時ね。李仁錫上等兵のことは朝鮮の老若男女知らない人がいなかったから。学校にいても、ラジオでも、集会でもいつも彼の勇敢な話ばかりだったから。彼は立身出世したよ。朝鮮で一番有名人じゃなかったかなあ。...(中略)...彼のような志願兵の家には「誉れの家」って門札がかけられ、農事も報国隊が行って手伝ったりしたの。後で強制的に徴兵・徴用に行くより、彼が賢かったよ...(以下省略)⁹」

「...(前略)...駅前でも盛大に歓送会をやったよ。皆に日章旗が配られ、軍歌を歌って、女子高生たちが千人針と慰問袋を一人一人にかけてやったから。志

願兵はものすごい英雄だった。...(中略)...学校に入る前の小さい子ども達の遊び歌のなかにも志願兵に行って英雄になろうと意味もわからず歌っていたかも知れんが、とにかく皆が憧れたよ。¹⁰」

上記の話からも「誉れの家」¹¹という社会的に選択されたという自負心を与えることで青少年を包摂していたことがうかがえる。そして、勤労報国隊によって残った家族にも援助の手を差し延べており、配給制度においても優遇するなどの生活保障は当時の配給制による物質的な困窮状況を勘案すると当該する年齢の青少年たちには相当動揺を及ぼすものであったに違いない。そして、幼い子どもには植民地体制に従うことで立身出世できるという憧れという形で表れた。

第三に、憧憬心と並行する「一身の功利」があげられる。

志願兵に行って、6ヶ月の訓練と2年の服務期間を終えると優秀な青年として認められ、総督府では就職において優遇するという意向を示していた¹²。実際、官庁や警察署、面事務所などに就職しやすかったという証言と志願兵服務期間中に陸軍工学校に合格するなど出世の道が開かれていたという¹³。

「志願兵に行ってくると面書記にでも就職できるというから行ってきたの。うちみたいに普通学校出ただけではろくに就職先がなかったから。大体が同じ動機で来た人たちだったよ。¹⁴」

「...(前略)...日本人はね。とりあえず一回信用を得ると最後まで面倒を見てくれたの。当時、巡查はすごく怖いひとだったが、面書記や警察署とかに勤務する朝鮮人の人は生活がよかったから、ぼくも徴兵に行ってきたところというところに就職したかったよ。¹⁵」

第四に、「劣等意識」があげられる。志願兵の訓練所や青年特別錬成所などでは、食事礼法、廊下の歩き方、部屋の出入方法、物の使用と片付け作法、清掃法、お風

呂作法など生活の細かい部分まですべての行動を指導、管理の対象として強制していた¹⁶。つまり、朝鮮青年に対して日本の家庭生活礼法を押し付け、日常生活において実践するよう強要し、精神教育においての効果を高めようとしていた。実際、日本風をまねする生徒もなかにはいたという証言も得られた。

このように、公的機関で学ぶ礼儀作法というのがすべて日本式のものであったことは、朝鮮の青少年に無意識の内に朝鮮の文化に対して民族的な劣等意識をもつという結果をもたらしたと解釈できる。

「先生(日本人：筆者注)はいつも日本がいかにもすばらしいのか、そればかり強調していたよ。当時は親世代からも朝鮮の伝統に関して教わる機会は何もなかったし、学校での教育がすべてだったから、ぼくは本当に日本文化がすごいものだとばかり思ったよ。実際、近くにいる日本人女性はいつも綺麗にしていたから。礼儀正しかったし。うちらは(朝鮮人：筆者注)食べていくのに精いっぱい、みずぼらしく見えたからね。¹⁷」

「校長先生のうちに行ったことがあるの。奥様が玄関まで出てひざまずいて挨拶するのをみて感心したよ。奥さんの姿は学校で先生が言った礼儀作法そのもので、綺麗だったよ。¹⁸」

「今も日本は韓国より30年は先というじゃ。当時は100年は先だったよ。うちは生まれてからみたこともないものを使ったり、とにかく文化が進んでたから。自動車も全部日本人がきて作ったから。...(中略)...文房具とかも日本製しかなかったけど、結構丈夫にできていたよ。当時朝鮮では作れない物が多かったからね。¹⁹」

「日本人は同じ仕事をやっても基本月給が36%多かったの。ぼくが同僚の明細書を見たからちゃんと覚えているの。文化適応費という名目だったよ。それ

ぐらい日本人は朝鮮人の生活とはかけ離れた文化生活を営為していたよ。²⁰」

上記の文章からもわかるように、朝鮮の青少年たちは実際に近隣の日本人との接触することによって、日本の近代化した文明に憧れており、学校での日本文化宣伝によって家での実践までではなくとも真似したがったり、少なくともその文化を営為したいという願望を持っていたことがわかる。今も、当時のキッコーマン醤油、油揚げなどを食べたがるのも、その一面であると考えられる。実際に、朝鮮人は日本製品の良い消費者で、市場²¹でもあった。

第五に、「民族内の乖離」があげられる。

戦時時局という極限の状態が強力になりつつあった日帝統制政策の実行のためには体制に協力できる朝鮮人の力が必要であった。そして、「警防隊」を組織し、権力を与えることで、朝鮮人を管理させていた。したがって、朝鮮人の間でお互いに監視するという人心の乖離が生まれたとみられる。

「警防隊って知ってる。あの野郎たちは日本人巡查より酷かったよ。敗戦で日本人たちが引き揚げる際に皆逃げたよ。残ってたら大変な目にあっただろうからね。²²」

「当時は警防隊の朝鮮人がもっと恐かったよ。うちの事情を全部知ってるから、供出の際にも隠してるところ全部探し出したから。オンドルに法事に使う米を少し隠しといたのがばれて、父が出さないと主張したら巡查とともに私の目の前で父を殴っていたからね。父がいつも怖いという巡查よりぼくには同じ朝鮮人である警防隊の人がもっと憎たらしかったよ。²³」

以上、証言においてどれだけ本音と建前が綴られたかの判断は難しいが、植民地朝鮮で生れ育った青少年たちにとっては、変化していく日常生活の条件のなかで近代性を経験しながらも植民地性を感じていたことは共通しているといえるだろう。

植民地下のほとんどの変化が日帝主導で行われていくなか、一定の距離感を感じざるをえなかったはずである。家庭のなかでの伝統朝鮮の姿と学校をはじめとする社会における近代的な変化・戦時時局への動員というギャップはアイデンティティの混乱を招いたのである。

つまり、朝鮮人として生まれながら朝鮮の主人公になれない自分と、植民地近代文明に自分を属させたい憧れという二重の意識を持つようになった。朝鮮青少年は、戦時時局における植民地収奪、教育普及・生活改善などの近代的な文明との接触を同時に経験するなか、社会の構造の変化をも青少年たちの認識に大きな影響を及ぼしていたのである。

第二項 日常での周辺人的否定意識の形成

植民地朝鮮が、日帝と朝鮮が共存する空間であり、両者の空間における日常生活の差は著しく、そのなかで生まれ育った朝鮮の青少年たちは異なる双方の環境の影響とそこでの経験によって意識形成をしていたことはすでに検討した。すなわち、植民地という現実を理解する反面、自分の貧困な生活を否定したい気持ちは、近代性への憧れ、自分を「場」において周辺的に位置づけしながらも、現実からの脱出を図ろうとするという二重の意識を形成することとなった。

同じ空間の中での、日本人と朝鮮人の生活の質は大きな差をみせており、朝鮮の人々に社会文化及び意識と情緒に二重性をもたらせることにつながった。この二重性は支配社会と被支配社会、日本人と朝鮮人の差別を意味しており、青年たちはその社会内でより周辺化されることのないようにと自ら進んで日本文化へと順応していった。

「着物にゲタを履くのが朝鮮人に流行した²⁴」ことや、そして、次の文章からも朝鮮青少年の変化を伺うことができる。

「...(前略)...ある銭湯でゆかたを着ている青年が東亜日報を読んでいる。明

らかに二千万民衆の一人である。しかし、衣服は玄海灘を渡って習った実習である。是非はともかくこれも今流行である...(以下省略)²⁵」

「当時ね、日本に留学にいった学生は皆日本人真似をしたよ。朝鮮人は愛国班で統制される部分だけ従ったが、頭に墨が入った者(知識人：筆者注)は皆日本好きだったよ。²⁶」

「お祖父さんや父さんの話を聞くと日本人はいやだったが。繩川供出や松脂の採集などを思うと大変だったし。でも、確かに日本製品は良くて、金があれば使いたかったよ。実際、農業以外、お父さんが会社や銀行に勤めていた家の子は日本製の文房具とかいい物を持っていたよ。²⁷」

以上、日本文化に慣れていく朝鮮人をみて反発を感じながらも、自分も無意識のうちにその文化に馴染んでいたことがうかがえる。しかしその一方で、多くの人々はそのような意識変化によってかえって、民族性を持ちつづけることに努めていたのである。

「...(前略)...教育の進歩とともに生活が向上された。...(中略)...すべての生活形式が文化的になっていき、これは人々が理想とする所謂文化生活である。しかし、現今朝鮮で青年男女が理想とし享有する現下の所謂文化生活にはむしる矛盾と危険がなくはないだろうか。...(中略)...朝鮮も所謂様式文化生活の外的条件だけは進歩...(中略)...自我の内的反省がなくて民族の現実を無視して、外人の物質文明に惑わされてむちゃに外来の流行に盲従...(中略)...模倣的様式生活は現下朝鮮の一番排斥すべきものである。²⁸」

「...(前略)...家の部落の一番の地主であった李両班宅では子どもを学校に行かせるのを中断させたの。学校に行って、日本のものにばかり染められてく

るといってね。うちは金がなかったから簡易学校しか通ってないのに。やっぱりあの学識のある両班は愛国者だったよ。²⁹」

上記の指摘のように、当時の文化生活という矛盾に怒りを示す人も多く存在し、植民地状況のなかで日帝に対する抵抗意識をみせており、批判を展開していたことも事実である。

植民地という抑圧された現実のなかで日常生活を営んでいかざるを得なかった青少年たちにとって、「現実」はまさに妥協していく場であった。常に、植民地におけるあらゆる近代化に引き込まれていく自分と妥協していく「現実」、そして、民族性を持って抵抗すべき「当為」という二律背反的な意識の葛藤をしていたことは想像に難くない。以下の高等女学校に通っていた人の証言からも、その一面を伺える。

「...(前略)...先生が日本人と結婚したい人と聞いたら、何人が手をあげていたの。一方、朝鮮人と結婚したい人といったら、多くの日本人学生が手をあげていた。彼女たちにとって朝鮮の良い青年たちは人気があったの...(以下省略)³⁰」

この証言者は当時釜山で大きな会社経営者の令嬢で、日本人の女学校に通っていたので、多くの日本人の友人もいて、彼女の家庭環境も小さな日本のようで衣食住すべてが近代日本式であったという。上記の証言のなかで見られるように、日本人女性に人気のあった「朝鮮の良い青年」たちは日本人女性と結婚して一身の功利の道を選んだ人も多かったという。一方、朝鮮人女性も日本人との結婚で近代日本という支配階級に入りたがっていた意識もみられる。

つまり、日帝支配に起因する朝鮮の青年たちは近代的な社会変化を経験し、それに適応しながら育てられた。朝鮮人に対する差別的な体系を経験しながらも、近代教育を通しての立身出世という脱出を図っていたのである。近代文物を利用したり商品を消費するという否定できない日常生活での現実と同時に、植民地性を重層的に

感じる過程のなかで、自己アイデンティティを形成していくのは大変なことであったはずである。

結局、これらの二重の経験と新しい変化に対する一定の距離感及び二つの現実に統一的に対応できるアイデンティティの分裂的なあり方などが当時の青少年たちの特徴と表現できるのではないだろうか。つまり、「現実」としての植民地の行政・教育体系など強力な社会制度的な秩序と「当為」としての民族性の保持という相反する葛藤の中で、朝鮮人青年たちは周辺人的で否定的な分裂した自己意識を形成していくしかなかったとも表現できる。

このような青少年の意識形成の特徴を、前章でみてきたより大きな意味での植民地戦時時局における朝鮮での現実との関連で考えると植民地期だけでなく、そこで育った者の戦後の意識のあり方にも一貫性があることがわかる。

日本人によって主導される神社を中心とする生活は、精神や文化まで日本一色であって、年中行事及び儀礼なども日本的なものに強要されていたのであった。これは、終戦後日本人が引き揚げていくときに日本人とともに去っていたが、生活全般にかかわっていたため、近代的な制度・技術などにかかわることばや教育、施設など人間の基本的な生存にかかわるものは生き続けており、人間の習慣に慣れ添って今も連続性を持っている。

日本語と日本文化に対して強く排除するナショナリズムのなかでも、植民地時代に出来上がった文化と教育及び行政制度などにおいて、歴史の持続性の上で必然的または無意識の内に受け継がれた部分が相当存在していると考えられる。それは、1960年代の開発独裁が日本をモデルにしたこと³⁰⁻¹や韓国のある年齢以上の人々は文書を綴る時に日本語で考えをまとめるということからもうかがえる。

第二節 日帝制度に対する意識の相違

第一項 青少年世代と既成世代の帰属意識

朝鮮植民地における社会教化教育による文化変容を考察したが、成人と青少年の間に重層的な文化の差が感じられた。それは、植民地化された環境のなかで「日本人という建前、朝鮮人という本音」が世代別にどのように表現されていたのに起因

すると考えられる。この両世代における意識の差を究明することで植民地教化教育がもたらす人間の意識体系への影響を見出すことができると考える。

本稿においては、研究範囲である戦時ファシズム期を基準にし、1930年ごろにすでに成人になっていた世代、つまり、1910年日韓併合からどのような過程で植民地化されていったのかを何らかの形で直接体験して、その認識を共有する世代を既成世代とする。一方、すでに植民地体制が整ったあとに生まれた世代を青少年世代と区分する。世代を明確に区分することはできないが、世代間の大まかな特徴をつかむために青少年と既成世代に分けて検討する。

本研究のインタビュー調査に応じてくれた方たちは、当時、10歳から25歳に当たる年齢で、朝鮮がすでに植民地となっていた社会環境で生まれ、植民地公教育を受けながら成長した世代である。したがって、植民地における政策体制の変化と統制の強化を実際の生活において体験したものの、親世代がいう植民地以前の社会と伝統には触れる機会が少なかった世代である。

それに対して親世代である既成世代は、朝鮮植民地になる以前の大韓帝国に生きたか、またはその時代を生きた親から育てられ、植民地化されることによって変化する社会の諸相を直接体験しており、従来からの習慣も抑圧され、成人後に文化変容を強制させられた世代である。

人間が社会化の過程で習得する目標の言語・文化が支配国の価値規範であった青少年たちのアイデンティティ形成と植民地になる以前の朝鮮伝統文化と価値規範のなかで社会化の過程を経てきた既成世代との意識の差は、植民地化がもたらす自言語と文化の抑圧と剥奪が人々のアイデンティティの形成に及ぼす影響を示してくれると考える。

既成世代は農民が大多数で、特に庶民レベルにおいては教育水準も低く、いわゆる無学の人も多かった。また、伝統的な環境のなかで意識形成しており、被植民地化にある種の責任を感じており、朝鮮の伝統を守るべきで「過去へと回帰」したがる傾向³¹を内在していた世代でもある。したがって、子どもたちが日帝の戦時ファシズム的な教育体制によって教化されていくことに対して反感を持っていたのであ

る。

「...(前略)...うちの親は兄ちゃんたちを学校にいかせてくれなかったの。日本人のことばかり学んでくるといってね。しかし、そんなオヤジでも僕が簡易学校に行くときにはしょうがなかったね。僕の年齢の人だとみんな行かないやいけなかったから。兄貴たちは日本語ができなくて就職する先がなかったから言わなくても少しは親父を恨んだよ。...(以下省略)³²」

「...(前略)...お祖父ちゃんはいつも両班家門の伝統を守るべきと頑固で、家はいろんな面で損したよ。配給も少なかったし、とにかく当時は愛国班での指示に従わないと生活が苦しいだけだったのに、僕は祖父ちゃんが理解できなかったんだ。...(中略)...僕よりよくできなかった友たちが青年団長になったときは悔しくて、祖父ちゃんに怒られても隠れて神社参拝など一生懸命行事やら報国隊活動をしたよ。³³」

「...(前略)...先生が皆に神棚を配って部屋に立てておくように言ったの。しかし、クリスチャンであるうちでは考えられないことで、それでも先生が家庭訪問するといったから、ある日部屋の隅に立てて学校に行った。帰ってきたらオヤジがそれを燃やしてしまっ。そこまでやる親父が恨めしかったよ。...(中略)...今思うと恥ずかしいが、終戦で村の親父たちがみんな喜んでいる時、僕は天皇さまが亡くなったと思って涙したよ。幼かったから学校で習ったことがすべてで、それぐらい洗脳されていたのかもね。³⁴」

「...(前略)...僕も監護当番とかしたかったし、先生に褒められたくて、夜中に頑張って日本語勉強したりするとオヤジに怒られたよ。朝鮮語で手紙もかけないくせにそんな日本人の字を覚えてどこに使うつもりだとね。結局学校も3年で中退するしかなかったけど。もっと通いたかったよ。³⁵」

「...(前略)...日本に渡って勉強してきて、浴衣を着てゲタを履いて、日本語の雑誌などを読んでいる人に対して、大人たちは悪口を言っていたよ。僕たちの目には憧れだったのにね。³⁶」

上記のインタビューの内容からも、青少年世代は親世代の日本語への抵抗なり、他の習慣への抵抗を理解はできなかったが、従来からの家父長的な儒教の礼儀で親の指示に逆らえず、隠れて先生の指示に従っていたことがうかがえる。それに対して、既成世代は学校教育によって青少年世代が日本の真似をするようになったと考え、彼らに不満を持っていたと思われる。

一方、第三章での青少年の教化教育を踏まえて、植民地下で成立した公教育と新しく形成された日帝主導の価値規範のなかで社会化していく青少年たちは、集団のなかに自分を帰属させることで自己認識を確立する価値を得ていたと考えられる。植民地朝鮮で生まれた子どもたちは、生まれ育った家庭環境の他に6歳ごろから諸社会組織に属して成長していった。青少年個々人は少年団、学校の愛国班員、青年団など二重三重の団体に属し、その一員としての集団的アイデンティティーを持つことで存在価値を確認していたのである。

「...(前略)...家はね農事が少しあるだけで何もはなすことなかったけど、ぼくは青年団長までやったよ。何でも先生のいうこときちんと聞いて一生懸命やると階級なんて関係なくいくらでも出世できたからね。当時青年団長ってすごく偉いもんなんだよ。...(中略)...家では縄刈織りや田んぼ仕事を手伝うだけだったけど、何か行事があるときは僕の役割って大きかったから誇りに思ったよ。...(以下省略)³⁷」

「...(前略)...当時は皆青年団員で、私も女子青年部に属していて、皆が集まって村の模範的なことをやったりしたよ。若かったし、何か先頭に立って役立てる任務があって嬉しかったのかも...(以下省略)³⁸」

「...(前略)...青年団の集まりで指示されたことや習ったことを家に伝えたり、家ではぼくの日本語が上手だったから、面事務所の動きとか全部僕が聞いてきて伝達したね。ぼくのおかげで配給とかも得したこともあるしね。...(中略) ...今みたいに隣に誰が住んでるのかわからないなんてなかったよ。村でも何か一人でできることは何もなかったし、いつも何かの団員だったから。³⁹」

「...(前略)...気をつけ、休め、などぼくの号令にあわせてみんな練習したよ。(実際にたって動作をみせてくれた：筆者注)うちでも空襲警報の訓練とかぼくが説明して教えたからね。⁴⁰」

これらの証言からも当時青年団員に属して活動することに自分の存在価値を認めていたことがうかがえる。農村の朝鮮家庭は主に儒教倫理に基づいており、青少年たちは自分の意思や存在価値を広める場が伝統的な場には少なかった。それに対して、村においては青年団組織の一員として新しい近代文明を先立って家庭に持ち込む役割と物資が統制される配給制において家庭の生存権を担う役として、ある種の誇りをもっていたと解釈できる。

青少年層は学生であるか否かに関わらず、青年団を始めなんらかの形で教育を受ける状況であり、植民地によってもたらされた近代化及び新しい文化を初めに受け入れる層でもあった。他の層に比べ文化的・意識的水準を向上させる条件などを備えており、社会の変化により容易に適応して行動化するという一般的な青少年たち本来の特徴をそのまま持っていたといえる。その特徴は、植民地青年教育においても利用されており、近代的な教育機関の中で学生層に注目して彼らを組織し、社会的意味を付与していた。彼らの行動の持つ社会に対する波及力は相当であったと思われる。

前章での青年動員のための様々な組織体系の構築と教化教育の考察を通して、植民地統治下で青少年の社会的な意味は拡大され、その過程で植民地体制の安定を志

向する青年層を養成することが戦時遂行のために必要不可欠なものとされていたことが明らかになっている。つまり、日帝は相対的に近代文明の取り込みが遅れている朝鮮文化、経済水準の低さを朝鮮の青少年に認めさせ、青少年を媒介にして意識水準を高めるという役割付与は、彼ら自身の植民地状況からの脱出を図り、庶民教化へと先駆者的な役割を果たすという意識をもたせたと考えられる。

一方、教育によって覚醒した青少年たちは、植民地条件のもとで各種差別的な教育制度や就職機会の不均等など植民地政策の矛盾に直面することで民族意識が高まり⁴¹、「現実での本当の脱出とは日帝下での地位向上ではなく独立である」と、民族主義や社会主義などの理論体系への模索⁴²を始めていた側面を無視することはできない。いわゆる、植民地朝鮮の現実と日帝の教育論理との乖離を体験することで日帝に対する反発心とともに、民族意識を基盤とする抵抗意識の萌芽や、同時に既存の価値体制に服従しながらもより合理的な体制へと自分の価値を転換していこうとする青年層における意識の多様性が明確になったのである。

朝鮮が植民地になった直接的な責任を感じられず、1930年以後本格的になった戦争とファシヨ的な社会的条件と教育環境のなかで自分の思考体系を形成するしかなかった青少年たちにおいて、植民地における実力主義、競争意識、軍国主義、戦時ファシズム的なイデオロギーは無意識のうちに日帝の教育政策と組織的な統制の中に盲目的に溶け込ませる要因となった。植民地体制に距離を感じたり拒否しながらも、ファシズム的・軍国主義的な人間養成のための植民地教育を受けることで、その論理に慣らされながら自分の思考体系を形成していくのが現実であった。

これらの過程で価値観を形成していた朝鮮の青少年層が戦後新たな国の樹立に加わったことを考えると、戦後日帝色のあるものを一切取り除こうとしながらも、同時にその意識コードにおいては日帝下で形成された諸習慣に郷愁を感じたりする一面を持っていることが説明できる。

以上の世代間における意識の差は相当違う概念を含んでいた。これは終戦後、大韓民国を建設していくなかで、既成世代の植民地前の過去の伝統的な社会価値基準に回帰しようとする意識と青年世代の植民地体制の下で習得してきた近代化の合理

的な思想及び体制を生かして自文化を「再生」して行こうとする意識の傾向⁴²⁻¹が説明できる。

第二項 制度・情緒としての生活の捉え方

植民地と戦時時局という諸相のなかで朝鮮人に加重された抑圧と強要された秩序は朝鮮人に「動員」と「適応」をうまく求めた。しかし、多様な形態の順応、内なる沈黙、それに基づく不満表出や抵抗をみせる二重の意識体系を成立していたのである。

つまり、日帝が強制した制度としての生活と朝鮮人本来の情緒としての生活という二重的な面をもっていたと思われる。住民教化活動として日常的に繰り返す諸般の制度は習慣化され身近な生活の一部になりつつあった。しかし、一方では母語(朝鮮語)と親世代からの文化のうち、特に家庭における文化は朝鮮人本来の情緒として位置づけられていたと考えられる。

「...(前略)...制服を着て学校に行くとそれに(日本式：筆者注)従うけど、家に帰ってくるとチマ・ジョゴリ(朝鮮服の上下：筆者注)に着替えてウリマル(朝鮮語：筆者注)を使って朝鮮風にするのが当たり前になっていたよ。⁴³」

「...(前略)...裁縫の時間に椿を刺繍して先生にとっても怒られたよ。何か意味があるのかは知らないが、家のお祖母ちゃんはとっても好きな模様なのに、やっぱり文化が違うね。...(中略)...正月も陽暦をするよう強要されて、陽暦に簡単に正月を送ったけど、また陰暦の正月もきちんとやったよ。⁴⁴」

上記の引用でも日本式と朝鮮式という風に生活様式を対立的に認識していたことがうかがえる。そして、椿のように民族主義者の小説など少しでも民族性との関連があるものは禁止されていたことがわかる。そのなかで、青少年たちは家庭での自

分が日本人のものと言語も文化も風俗もまったく違うことを実感していたのである。

青少年たちは、支配的な文化によって組織された「学校の文化」つまり制度としての生活に対して、家庭での「自己の文化」に情緒を共有するという二重の意識⁴⁴⁻¹が働くなかで自分のアイデンティティを形成していくしかなかった。

つまり、日帝の文化と朝鮮の文化は対立するものとして認識していたにもかかわらず、両者をともに内在化させていくしかなかった。そのため、当時の青少年の文化・生活に対する意識は二重性さらには分裂性をも内包するものとなった。

植民地であると同時に戦時時局であってすべてが監視と指示に従う状況の下で、日帝の制度に意味を付与するより、ただ指示通りに従っており、家庭においては朝鮮人としての情緒を共有しながらそれに基づく行動を同伴していたと解釈できる。

戦時時局においてファッショ的な社会構造への再編過程において朝鮮社会内部及び個々人の家庭に至るまで新しい文化や意識を強要してきたことが明確にされてきた。つまり、当時の朝鮮人は戦時ファシズムの論理と統制構造を媒介にして自分の生活や文化、思考に意味を付与して体験を具体化していたのである。

先行世代から伝承されてきた忠・孝思想や家族と共同体に対する認識を日帝のファッショ的な教育と訓練秩序に転換させていくことを強要される環境のなかで、相対的に近代化に遅れている植民地朝鮮社会内で成長していくしかなかったのである。皇国臣民という資質を育てて国家と社会に貢献していくことを強要されながら、教育によって覚醒されていく内なる朝鮮の情緒は一身の功利だけでなく、朝鮮社会を啓蒙していこうとする行動に発展させていたのである。

多文化教育⁴⁵とは、言語、宗教、生活様式などの維持、つまりアイデンティティ保全の権利を前提にして行なわれるものであることを考えると、植民地戦時時局において自文化を抑圧・剥奪され、日帝の言語・文化を強要され、日常的に繰り返すことで新しい皇国臣民としての精神を植えつけられていた状況は青少年たちが社会化の過程で習得・形成していくべきアイデンティティにおいて、既成世代とは切り離される部分が生じていたと考えられる。

その伝承されなかった文化や世代間に共有できない文化こそ、植民地によって習

得し得なかった文化への権利であって、もしくは伝統というものを取り戻し難い文化変容であったといえるのではないだろうか。

小括

以上の考察を通して、植民地という枠組みのなかで幼児期を過ごし、社会化の過程をへていく朝鮮の青少年たちは、民族、社会的な階層に対して偏見やステレオタイプを持ち、これらは自分のアイデンティティ形成に大きな影響を及ぼすことが明らかになった。つまり、青少年期に習得した社会の否定的な偏見や低い社会経済的な地位などによって自分に対しても否定的なアイデンティティを持つことに影響していたと考えられる。

多文化教育とは固定観念と差別行動を無くすことを目的としており、家族、階層、地域、偏見など社会的な構造と役割、宗教、年齢及び世代間の差も含めており、自身に対する肯定的なイメージとアイデンティティを形成させることを主導する教育である⁴⁶。ここで、青年層にみられる意識や文化形成と、既成世代における植民地化による文化変容との間の差を考えると、植民地化によって失われた、または習得しえなかった伝統文化が明らかになってくる。

したがって、リンチ⁴⁷のいう人種、民族、性、障害、社会階層に対する偏見や固定観念を扱う多文化教育は、現代の多文化・多民族化されていく場面に局限するものだけではなく、自分を尊重し、他人を配慮するというより平和的な意志決定方法を学んでいく民主市民の教育であることを考えると、日帝による植民地体制に対する新しい視点を提示してくれるのである。

植民地において意図された社会教化政策に基づく精神的指導と物質的統制によってもたらされる文化変容から、人間の幸福のためには自分の言語、文化に対するアイデンティティを守る社会構造を持つべきであって、それは自主性を保てる教育の自立のなかでこそ可能であることが明らかになったのである。

結 論

一、 植民地下での社会教化教育がもたらす文化変容

植民地支配を経験した朝鮮の人々は当時を思い出すたびに苦しみを感じている。その苦しみの根底に潜在的に内在されている意識とは何に起因するものであるのか。本研究はその時代を生きてきた人々にとって植民地とはいかなる環境にあり、また、実生活における具体的な状況はどのようなものであったのかに焦点を当てて、植民地政策と理念による支配構造と同時にその構造に基づいて行なわれた諸教化教育がもたらす朝鮮人の心の植民地化という観点から考察した。

そして、植民地支配におけるさまざまな側面のなかで、教育という部分に限定して、植民地政策のなかでも社会教化のために構築されたイデオロギーと全国的な組織網を究明することで、手段化される教育のさまざまな側面と諸政策システムの構築の底辺に存在する教育の役割を検討することを目的とした。また、戦時ファシズムイデオロギーに基づいて諸施策を実行するなかで、朝鮮人の生活習慣を含む文化変容と社会化の過程において青少年のアイデンティティ形成に注目することで、植民地下の社会教化教育がもたらした諸相を明らかにすることを試みた。

本研究は文献資料だけでなく、植民地時代を経験して今も健在である当時朝鮮の青少年に当該する方々にインタビュー調査を行なって、97名の証言を得ることができた。勿論、その信憑性についての議論もあるだろうが、今回は文献資料の補完及び当時の朝鮮青少年たちの思いを得られることが可能だったことに意義をおく。

以上の目的を踏まえて、全体を二部構成にして、第一部では社会教化政策によるシステム構築と手段化される教育の諸相と第二部では青少年のアイデンティティ形成にかかわる諸相に関して考察した。

第一部での考察をまとめると、第一章において、戦時ファシズム期における社会教化の背景となる諸政策を時間軸にしたがって農村振興運動と国民精神総動員運動及び国民総力運動という主な柱を中心に考察を進めた。

第一節では、研究の焦点を当てている庶民層を多く含む農村において、農村振興運動に結びつける背景となった農村経済の破綻と農民運動の激化について考察した。1930年代に入ってから特に深刻になった朝鮮の農村経済の停滞と窮乏状況は、自然に小作争議の発生と同時に組織的な農民運動にもつながり、農家の経済破綻への改善という社会的な要求をある程度受容しながら、積極的に農民を包摂していたのである。

すなわち、日帝はこれらの農村運動の発生に対して体制への危機意識を高め、積極的に取り締まる一方、農民の経済的な要求である農村振興について部落単位の実行組織を設置したのである。つまり、農村振興会は、末端の農村社会に対する官製組織として既存の村落共同体を吸収していき、その内部秩序を植民地的な統制構造へと再編成していた構造であることが判明された。

朝鮮植民地農村における経済の没落と農民層の分解、農民運動の成長及び経済恐慌という社会・経済的な背景は、日帝にとって朝鮮の農村秩序を再編させるための農村振興運動を実施する重要な契機になったと解釈できる。そして、農村振興運動を通して今までの部落統制組織の区域と機能をより整備して農民の生活全面にかかわり、しかも全国的な規模として全朝鮮農民を対象に拡大していたのである。このような全体農村部落についての統制網を構築することで、農民運動勢力による農民包摂の可能性を遮断することができ、戦時体制に備えての農村秩序を再編成させていくことが可能であったことが明らかになった。

日帝は農村振興運動を推進しながら、農民にとってすべての生活の場であり、独自の生活規範を持ってお互いの思考や行動を規制している部落を植民地官制統治の下に編成してその機能を変質させていったのである。

いわば、従来からの農村社会で慣行されてきた共同事業や共同体秩序を包摂しながら、植民地権力の統治を末端社会にまで拡散させる基盤を構築したことである。それは、農事改良実行組合に農民を編入させながら、共同作業場を通して、共同作業による能率向上だけでなく、社会教化のための集会場として利用していたことからその意図が読み取れる。そして、官主導の農村支配政策に基づいて、共同とい

う名目下で天皇中心の植民地支配イデオロギーを展開させて、精神統制システムを構築したのである。

このような農村振興会を通じた官製部落団体の拡大は、従来からの部落社会における自治力を個々人の農家の把握と官の行政力を容易に貫徹させる組織システムとして構築していった。部落の共同体による組織力とその規制に基づく自発性を活用して、個々人の参加を誘導させていったのが農村振興運動であった。したがって、農村振興運動は経済更生運動でありながら、官主導に展開された精神運動であって、農村庶民は経済的な理由で官主導の農村振興運動に編入せざるを得ない状況であったことが把握できた。

第二節では、国民精神総動員運動の登場とともに戦時動員体制を樹立していく過程を検討した。

農村振興運動は、個別農家の自力更生の累積によって村落が総体として更生し、村落の構成の累積によって朝鮮農村総体の更生が達成されるという発想をもとに実施されてきた。したがって、戦争遂行のための増産という新たな政策課題に、従来の振興運動の政策手法のままで応えることは不可能となった。

それで、農村振興運動の限界点と当時日本内地で展開されていた国民精神総動員運動を受けて、農村振興運動を大幅に上回るスピードで国民精神総動員による農村の組織化が行われた。しかし、農村振興運動とその体系を別途にしながらも組織と人員において重複する部分が多く、両運動の間には末端に至る時、相克する部分が多くなったのである。

国民精神総動員運動の大きな特徴ともいえる地方組織として次の二点は注目できるものであった。

第一点は、朝鮮連盟の下部組織として存在した「各種連盟」である。

各種連盟は、「府邑面内の官公署、学校、会社、銀行、工場、大商店など日常多くの人を包容するところから各自その所属員で構成する¹」と規定しており、各級の地方組織とは別に学校と職場を単位として再び朝鮮人を組織していく体制であった。そして、この各種連盟を各自所在の府邑面連盟に加盟させることで、朝鮮人の二重

的な組織化を可能にした。

第二点は、「愛国班」である。愛国班は国民精神総動員運動組織網のなかで最末端の基底的な実践機構で、町洞里部落連盟及び各種連盟の下で 10 戸を単位に構成させた組織であった。愛国班を通して戸単位に全朝鮮を把握できる組織網が成立し、各戸の個々人の生活にまで統制が可能であった。

日本内地での国民精神総動員運動とは違って、朝鮮ではこの運動の発足と同時に愛国班を結成して、半島全住民を網羅する一大組織として作られ、単純に朝鮮連盟の下部組織の一つにとどまらず、全朝鮮人の生活を隅々まで監視、支配する組織として機能したのである。愛国班は、戦争の拡大とともに全ての供出と配給の基本組織となり、この組織を離れては「生存」それ自体が不可能な状況になったことは否定し難い事実である。

国民精神総動員運動は朝鮮人に天皇中心主義に基づく全体主義を押し付けていくもので、そのために体系的な組織が必要であり、その組織と訓練を通して戦時ファシズムを築き上げ、戦争遂行に朝鮮人を動員させることを可能にさせた。

第二節において既述したとおり、勤労報国運動という国民運動と全体主義観念を通して個人を集団的な勤労と体験によって全体主義に誘導させていたのである。つまり、国民精神総動員運動とは、植民地権力と朝鮮人の間でこれらの諸目的を果たす中間役として、内鮮一体の皇民化政策を注入したものである。

「国民精神総動員朝鮮連盟綱領」に基づいて、皇国精神の顯揚、内鮮一体の完成、生活の革新、戦時経済政策への協力、勤労報国、生業報告、銃後の後援、防共防諜、実践網の組織並び指導の徹底などを具体化させていった。この綱領とともに示達された国民精神総動員朝鮮連盟の実践要目での具体的な内容は、当時この運動が強化させていた戦時体制の性格をもよく表していることに注目すべきである。ちなみに、国民精神総動員運動はより強力な手段を用いて、もっと積極的に進行するため国民総力運動へと改変して続けられるのである。

第三節においては、戦時時局におけるより強力な植民地体制の要望によって登場した国民総力運動を中心に戦時動員体制が強化されていく様相を検討した。

1940年を前後に戦時時局における植民地朝鮮の状況は、各種戦時動員のために今までの農村振興運動と国民精神総動員運動という官製組織だけでは戦時体制を維持できなくなった。したがって、大規模的な人的・物的動員計画を貫徹できる新しい理念として政治・経済・文化など全部門に渡って朝鮮人を統制できる体制へと再編成したのが国民総力運動である。

国民総力運動は、戦時時局においてファシズム理念に基づいて朝鮮人を徹底的に内鮮一体と皇国臣民化させる官製運動で、既存の諸運動と組織を包括して一元的な組織体系に築き上げたものである。国民総力運動の下部組織は行政組織と表裏一体となって、軍官民一致を標榜しながら奉仕的な実践運動を展開させていった。

すなわち、戦時ファシズムを拡散させながら天皇制イデオロギーのもとで朝鮮人の全生活を極端的に統制させることで、より一層全朝鮮人の個々人の生活にまで官の政策が貫徹できる組織体となり、朝鮮人の生存権を脅かしていたのである。

以上のように、日帝は植民地朝鮮において官製農村組織として農村振興会を始め、部落連盟へと戦時ファシズムに向けて官製組織体系を整えながら、植民地における行政力を従来の部落における社会的な秩序に則って最末端の個々人にまで把握・統制させることが可能であったことが明らかになった。

1937年の日中戦争から始まる戦時時局における日帝の植民地に対する諸般政策は強力な戦時ファシズムに基づくものであった。その極端的な方向に朝鮮人と朝鮮社会を変化させていこうとしたことは政治・経済的な次元ではなかった。当時の植民地下の諸イデオロギーは社会・文化構造にまで及んでおり、人間の生活全般にかかわって、強力な組織力を持つ統制のなか日常的な繰り返しによって朝鮮人の変化を意図していたのである。

第二章では、朝鮮植民地において諸政策に基づいて構築された行政システムと諸運動の組織網を基盤にして生活慣習・行動などの日常化のための文化統制とそれを通じた文化変容に焦点をあてて、戦時ファシズム期における植民地朝鮮においての諸生活全般にわたる状況を考察した。特に、国民精神総動員運動を実行する柱であった二十一の実践要目を中心にしてインタビュー調査で得られた諸行事・習慣な

どは文献資料の補完となった。

戦時時局においての社会教化は大まかに皇国臣民化に基づく内鮮一体化と戦時協力のための労働動員という二つに分けて、朝鮮人の全生活にわたって強要された習慣行事と日常的に関連する項目まで詳細に検討を行なった。

前章において検討された国民精神総動員運動の最大の特徴とも言える愛国班を中心にした愛国日行事を通して朝鮮人の教化教育と戦争動員をスムーズに実践させることが可能であったことが把握できた。10戸を単位とする愛国班はお互いの監視・統制・伝達などを円滑にさせて全朝鮮人の戦争動員を容易にする植民地的特質を歴々と示していたのである。

つまり、総動員のための諸組織は行政組織と完全に表裏一体となって、戦時国民生活遂行のための第一線の実践体として愛国班が位置づけられ、部落連盟とともに朝鮮人の人的・物的動員の核心となっていたのである。

愛国日行事のなかでも皇国臣民の誓詞の暗誦、神社参拝、正午の黙禱、国旗掲揚、常会などを日常的に繰り返し習慣化させることで、精神の教化を図り、機会あるごとに諸運動の指導目標と実践要目を講習会・座談会を通して大々的に宣伝したのである。

また、勤労報国という名分下に行なわれた戦時協力のための諸活動は朝鮮の庶民に対して無制限の犠牲を強要していた。供出という直接的な物資収奪と勤労奉仕作業などに動員させていたことが把握できた。そして、配給制による物資統制は直接朝鮮人の生存を脅威するもので朝鮮人から沈黙の順応を引き出す要因となり、日常諸文化変容をもたらしたことが明らかになった。

特に、学校を中心とした愛国班と勤労報国は青少年たちに精神強化と身体錬成を通して日帝側に引き込むのに大きな役割を果たしたのである。もっと詳しい検討については二部の青少年のアイデンティティーにかかわる諸相にて考察した。

また、婦人の教育を通して各家庭の生活刷新と子どもの育成に対する影響を促しており、あげくは民間信仰にまで統制の手を伸ばして、農村女性の精神の支えを天皇制イデオロギーという方向に向かわせたことが判明された。

これらを通して朝鮮人の生活全般を統制し、忠良たる皇国臣民の精神に統一するという同化要請を行い、朝鮮民衆は戦時ファシズムの枠にはめられ、体制へと順応されていたと考えられる。

以上、植民地と戦時時局という条件の下で、朝鮮人に強要された秩序と加重された抑圧は、服従及び動員を促していたことが明らかになった。そのなか朝鮮人はさまざまな形態の不満と抵抗を表出する、一方、植民体制に慣れ染んで生活と意識を適応させていった人たちも存在した。または、朝鮮という本音と日本という建前で形式的に体制に従うという暗黙の抵抗を示す人も大多数を占めていたと考えられる。皇国臣民化という強力な教化政策によって精神的な陶冶と日常生活上の訓練による習慣化は、無意識の内に日帝の望む組織体系に溶け込んでいく側面も持っていたことは見逃せないことである。

以上、日帝は戦時時局下内鮮一体論に基づく同化政策を実施する上で、朝鮮人の国体観念、天皇に忠誠、国家のために個人の自己犠牲を強要するなどファシズム的イデオロギーのもとで諸政策の展開と朝鮮人に負担を加重していくしかなかった。日常生活のなかでより強化されつつある統制構造に対して誰もが潜在的に抵抗の意識をもつようになったと考えられる。特に成人に関しては朝鮮の伝統的且つ民族的な情緒さえ許容されないことに不満が高まっていったのである。思想、価値観、生活態度まで制限されるなかで抵抗は高潮に至ったのである。

したがって、日帝は官の側に立って行政力を支援してくれる区長を始め、さまざまな教化教育を通して青少年を包摂していき、官と農村庶民の間の仲介役割を遂行させることを意図していた。その詳しいことは第二部にて検討した。

二、文化変容が朝鮮人の自己形成に及ぼす意識の多重性

以上の第一部での結果を踏まえて、第二部においては、日帝の植民地教化教育の下で自己形成していく朝鮮の青少年のアイデンティティーにかかわる諸相に関して考察した。自分の名称と言語及び青少年訓練という構成で朝鮮人の青少年が形成さ

れていく様相を検討した。

社会教化のために意図された植民地教育の同化要請がいかに青少年の社会化に影響し、生活のなかでの文化伝承と変容をせざるを得なかったのか。その過程と朝鮮人青少年の意識の二重性との関係を明らかにすることによって人々のアイデンティティーの形成に言語・文化の占める役割の重要性と教育の自立を提示することができる考えた。

第一章では、創氏改名政策にかかわる同化要請について考察した。その理由は、沈黙を守り続けていた朝鮮人に対して直接的に同化を強要するものとして、他の神社参拝などとともに自己を対象化するきっかけとなった政策であるためである。

創氏改名は、朝鮮人の名称を日本式に変えることで、むしろ自ら日本人だという自覚をもち、精神の領域まで徹底的に日本人であることを信じさせるという意図を含むものであった。そして、植民地政策実行のために手段化されていた教育場での総協力が求められたもので、当時青年世代であったインタビューでの証言者たちと既成世代との意見衝突が多くみられる政策でもあった。

つまり、朝鮮人のアイデンティティーの象徴ともなる姓を捨てさせ、日本式の氏名にさせた創氏改名とは、新しい日本国民を形成する基礎作業であって、創氏改名を通して朝鮮的な痕跡を徹底的に否定することであった。

創氏改名は、日本歴史の中での帰化人政策、アイヌ人の同化政策などの経験が基盤になり、日鮮同祖論の思想に基づき、厳密な朝鮮の姓に関する研究調査が創氏改名への推進を可能にした。また、志願兵制度の実施を始め、朝鮮教育令改正を中心とする教育を通した皇国臣民の強化育成は、創氏改名を可能にさせる物理的な基盤を提供しており、同時に学校という社会的な装置を提供することで、個々の同化政策に相互の有機的な関係をもたせ、同化の効果を高めたのである。

したがって、植民地における教育制度の掌握は、他の植民地政策の効果を極大化する上で重大な意味をもつことが確認されたのである。

創氏改名が言葉どおり単純に氏を創ることに止まらず、教育現場を手段化して、その中で教育を受ける学生たちを媒介に、成人の創氏改名を促しており、今までの

植民地教化政策によって価値規範を形成してきた青少年たちを日帝側に引き付ける手段となった。したがって、創氏改名政策を単純に日本軍国主義の同化政策の一環として見るのではなく、常に植民地下で手段化される教育との関連も合わせて考える必要性を明示してくれた。教育が手段へと転落したときの危険性が生む歴史的な教訓は、現代の教育の自立への鍵となると考える。

第二章においては、朝鮮植民地期における同化政策の一環として強力な手段を用いて進行された日本語普及をその柱とする言語政策について検討した。植民地近代教育という名目で行なわれた日本語教育は、今も当時の経験者たちの内面に無意識の内に残されており、さまざまな日常用語において残されている日本語は、当時の言語教育がもたらした植民地支配のなごりである。

本研究ではその言語教育によってもたらされた識字問題に視点をおいて、日本語の習得によって失った朝鮮語への識字問題と一方で、教育の機会から除外された人々の日本語への識字に関して検討した。

第一節では、朝鮮植民地期における言語政策のなかで当時多くの朝鮮人は教育機会から排除され、日本語の識字だけではなく、朝鮮語に関しても識字問題が生じていた。それで、日帝による日本語教育の普及の影で朝鮮人の母語への学習権利はどのように実現されていたのかについて、戦時ファシズム期以前の朝鮮の農村において日帝の公教育よりはるかに朝鮮人の教育の場として位置づけられていた夜学を中心に検討を行った。

夜学は戦時ファシズム期に入って日帝の強制によって禁止されるまで、識字教育を含む近代文明の教育の場で、朝鮮文化及び民族教育が行なわれた場でもあり、部落においては諸問題を議論する場として部落の中心軸の役割をしていたのである。

1930年代に入って農村振興運動によって日帝の行政の統制が強まるなか、夜学は形式上において官の要求を受容して制度的に妥協をしながらも、相対的に教育の機会を維持しつつ文化批判を行っていた。これは、あくまでも教育の機会を最大に保障され、教育権を確保するという意思の表れであり、何より、多くの朝鮮青少年に対して教育及び伝統文化を継承する機会を与えており、ここでの民族教育の流れが

維持され、日帝の政策システム化で統制されていく農村の現状に対して独立や抵抗という民族意識へとつながったのである。

すなわち、当時の夜学を通じた民衆教育活動は、日帝の植民地教育政策によって教育を受ける機会と恵沢を受けられず、疎外された勤労庶民を対象に民族運動を実施した社会教育活動であり、植民地以前の朝鮮社会の仕組みを維持させることができた場であった。

特に、夜学は都市より地方に、そして正規教育機関がまったくなかった僻地に多く設置された特徴から、女性と農村庶民の識字獲得への思いを具体的に反映させており、朝鮮語識字教育と婦人教育においても大きな役割を果たした社会運動として庶民教育に多く寄与したことは評価すべきである。

第二節では、学校教育における日本語教育を中心に朝鮮青少年の意識の二重性について考察した。

植民地朝鮮においての日本語普及政策は、豊田国夫²が用いた民族同化のための「有意的な努力」というのが日本語を国語化する形として表れた。そのような同化をもとめる言語政策は、被植民地国の言語に一番悪い結果をもたらす類型でもあったと表現されるとおり、特に朝鮮の青少年には日本語というのはすでに識字言語として優位を占めていたことが明らかになった。

しかし、朝鮮ではあらゆる政策を実行したにもかかわらず、日本語の普及率が約20%にとどまったことは朝鮮人の間に内在する抵抗意識から由来したと考えざるをえない。それは、朝鮮人の日本に対する認識と言語と文化を守ろうとする意志の一面を表していたとも考えられる。夜学の活動においてもその民族性と意図は明確に現れていた。

言語政策に対する朝鮮民族のさまざまな反発からも、日帝が母語を取り上げ、日本語を強制したことがむしろ眠っていた民族意識を呼び起こす逆効果になったことがわかった。

第三節では、社会教育における日本語普及に関して学齢期児童中心の簡易学校と成人を含む国語全解・常用運動について検討した。

簡易学校は、公教育の普通学校でカバーしきれなかった朝鮮農村児童の約 8 割近くが未就学であったことに関して、初歩的な基礎教育を与える一時的な手段として作られた代案であった。日帝が意図した植民地教育の機会から除外されてきた彼らに、教育を通して農業に対する理解と能力を身につけさせ、農村振興運動の推進とともに農村社会に寄与させる人物へと養成するという意図も含めていたと把握できた。植民地教育機関として教育を通して全朝鮮のいたる所に日本精神を注入させることの実現であったと解釈できる。

青少年の日本語習得への執念とは成人に比べ相当強いもので、その裏面に存在するのは植民地後に生まれ育った、朝鮮植民地という環境の何らかの影響だと考えられる。強い民族性と保守的な傾向を見せる成人に比べ、青少年においては日本語への抵抗はそれほどなく、特に学力が低く、教育の機会から除外されてきた人々こそ、識字獲得への熱望は強く、教育の機会を得られるだけで満足する傾向もみせていたのも看過できない。むしろ、日帝は青少年の意識変化を意図していたことで、それは第三章で述べた青少年の動員のための教化訓練を通じた意識変化への働きかけからその一面をうかがうことができた。

1942 年になると、これまでの日本語普及を一層強化した形で登場したのが、国民総力朝鮮連盟による大々的な国民運動である「国語全解・常用運動」であった。これは、今までの日本語普及政策によって日本語を習得した人も日常生活においてその使用をためらう現実を勘案して教室での日本語ではなく、生活国語化のための国語常用運動というスローガンで朝鮮の末端の統制システムである愛国班を動員して強力な実践を用いたものであった。

愛国班を通じた国語全解運動の具体的な実行方法をみると、愛国班長は班内の日本語の未解得者を調査して、講習員の名前と場所、期間、講師などの計画を上部に報告して、府尹の承認を得ていた。すなわち、日本語の習得が、配給制による生存権と子どもの教育権にまで影響させることで、政策への協力を引き出しており、植民地統治における権利剥奪のなかでも一番朝鮮人を苦しめていた部分でもあった。

第三章では、創氏改名、言語政策によって新しい日本人として形成されつつあつ

た朝鮮の青少年を組織的な訓練を通して完成させていく過程を戦時ファシズム期における青年団と青年訓練所を中心に考察した。

日帝は 1930 年代に入って青年層に注目して彼らを植民地体制の協力者として日帝側に立って活動してくれることと、戦時時局において直接動員させるために本格的に諸政策を推進した。特に日帝の公教育を受けた普通学校卒業生を対象にした中堅青年の養成に努めたことからその意図が明らかであった。

第一部で検討した社会教化政策によるシステム構築と実践においても教化教育に手段化される青年の役割は大きかった。つまり、農村の青年訓練所の設置及び卒業生の指導などを基盤にして、1936 年からは戦時ファシズムイデオロギーのもとで青年団政策も本格的に推進して、中堅青年を組織して諸青年層を統括できるように体系を整えていったのである。

そして、戦争とともに青年団を動員して庶民の教化と直接動員を図った。国民精神総動員運動の全国的な組織網を活用しながら、青年団を官の統制下において、勤労報国運動や各種防空及び警察の補助活動などに動員させて、総動員運動とも有機的な関係を持たせていたことが明らかになった。

すなわち、青年層の教育を通して皇民化の実施を図り、同時に全朝鮮人の教化の先駆者としての役割をさせるという意図が内包されていた。もちろん、当時実施していた志願兵制度と直接関連づけながら、諸政策の効果を高めることも意図していたが、日帝の期待値には満たなく、その焦りは太平洋戦争によって高度国防国家を標榜とともに国民総力連盟の結成へと戦時体制をより強化させていった。

そして、青年団と既存の青年訓練所を一体化させて、今までの公教育を受けた青年層を対象にしていたことから、朝鮮の全青少年を包括して朝鮮青年団を結成した。青年部、女子部、少年部という三部体制にして、青年部を年齢と学歴に基づいて三班に区分づけた。そして、地域体制への連繋も深化させ、邑・面青年隊を追加し、職場単位の青年隊も組織していった。これらの組織改編をとおして朝鮮青年団は全国かつ縦・横の連携組織を持つ大規模の組織を成し遂げて、朝鮮の青少年を戦時体制へと組織的に動員させる基盤作りをしていたのである。

青年団員は戦時動員できる皇国臣民としての諸資質の教化教育だけではなく、戦時協力のために勤労報国隊と青年隊生産報国運動などの名目下で生産力拡充にも動員された。もちろん、徴用・徴発、徴兵などにも主に青年層が中心となって強制動員されたのは周知のとおりであるが、青年を含む朝鮮人の労務動員による文化変容に関しては今回得られた知見を基に今後研究を発展させていきたい。

本研究では青年団員の教育を通して一般庶民に対する日本語普及を始め、諸政策の伝達と実行及び教化の伝播役にしていたことに注目した。

第四章では、植民地支配体制による青少年の意識の二重性とアイデンティティー形成に及ぼす影響に関して考察した。

朝鮮の青少年たちは、植民地と戦時時局という複雑な状況の下でこれらの戦時協力システムの構成員として動員され、皇国臣民として教育される過程において、反発や適応という内面的に意識混乱の状況であった。つまり、自分のアイデンティティーを形成していくことにおいて、これらの社会的な環境はどのように影響していたのだろうか。少なくとも諸生活を取り巻く皇民化イデオロギーと戦時ファシズム世界観は、自分の意志とは関係なく教化されていた部分も多かったと考えられる。

「精鋭」と呼ばれる自ら日帝側に積極的に協力した青少年が存在したことがその具体的な様相であるといえる。

植民地朝鮮に生れ育った朝鮮青少年にとって、暗鬱な植民地現実である抑圧、貧困、疎外は大きな障害であって、その現実からの回避または脱皮というさまざまな意識の変化をもたらした。

その意識変化をいくつか分類すると、自ら植民地体制へと「順応」という選択の一方、朝鮮伝統的な家父長的な親子関係と儒教的な伝統に基づいた上下の社会秩序と伝統の慣習から、「服従」という意識も共存していたことが明らかになった。そして、日帝の志願兵制度を含む大々的な宣伝攻勢によって社会的に選択されたという「自負心と憧憬心」は植民地体制に従うことで立身出世できるという一身の功利と並存した。

また、日本人との接触によって日本の近代化文明に憧れており、学校での日本文

化作法の教授や宣伝によって朝鮮の文化への劣等意識は、青少年に日本人へと帰属したがる意識変化をもたらした。それは、日帝側に協力する「警防隊」に属することで朝鮮の悲惨な現実からの脱出を図ったが、民族内の乖離を招く結果となった。

以上のように、植民地朝鮮で生まれ育った青少年たちは、変化されていく日常生活の条件のなかで、近代性を経験しながらも植民地性を感じていた。植民地下のほとんどの変化は日帝主導で行われていくなか、一定の距離感を感じざるをえなかったはずである。家庭のなかでの伝統朝鮮の姿と学校をはじめとする社会における近代的な変化・戦時時局への動員というギャップはアイデンティティーの分裂的なあり方につながる要因であったと考えられる。

つまり、朝鮮人として生まれながら朝鮮の主人公になれない自分と、植民地近代文明に自分を属させたい憧れという二重の意識を持つようになったのである。

戦時時局における植民地収奪と教育普及・生活改善などの近代的な文明との接触を同時に経験するなか、社会の構造の変化をも青少年たちの認識に大きな影響を及ぼしていたことが明らかになった。そして、近代文物を利用したり、商品を消費するという否定できない日常生活での現実で、植民地性を同時に重層的に感じていた過程のなか、植民地の行政・教育体系などすべての社会制度的な秩序に対して朝鮮人青年たちは周辺人的な否定意識を形成していくしかなかった。

第二節においては、朝鮮植民地における社会教化教育による文化変容を制度と情緒としての意識の相違という観点から考察した。つまり、植民地化された環境のなかで「日本人という建前、朝鮮人という本音」は世代別に異なっており、重層的な文化の差を感じていた。

それは、人間が社会化の過程で習得し得る言語・文化が支配国の価値規範であった青少年たちのアイデンティティー形成と植民地になる以前の朝鮮伝統文化と価値規範のなかで社会化の過程を経てきた既成世代との意識の差は、植民地化がもたらす自言語と文化の抑圧と剥奪が人々のアイデンティティーの形成に及ぼす影響から起因すると解釈した。

植民地と戦時時局というさまざまな諸相のなかで朝鮮人に加重された抑圧と強要

された秩序は朝鮮人を「動員」と「適応」に押し込んでいくなかで、住民教化活動として日常的に繰り返す諸般の制度は日常化をとおして身近な生活の一部になりつつも、一方では母語(朝鮮語)と親世代からの文化特に家庭における文化は朝鮮人本来の情緒として位置づけられていた。

青少年たちは、支配的な文化によって組織された「学校の文化」つまり制度としての生活に対して、家庭での「自己の文化」に情緒を共有するという二重的な意識の働きのなかで自分のアイデンティティを形成していくしかなかった。

植民地であると同時に戦時時局であってすべてが監視と指示に従う状況の下で、日帝の制度に意味を付与するより、ただ指示通りに従っており、家庭においては朝鮮人としての情緒を共有しながらそれに基づく行動を同伴していたことと解釈できる。

このような植民地教育は世代間においても価値観の違いをもたらし、終戦後、日本色を取り除き、新たな国の建設において世代間に意見衝突が生じることにつながったと考えられる。

多文化教育は固定観念と差別行動をのりこえることを目的としており、家族、階層、地域、偏見など社会的な構造と役割、宗教、年齢及び世代間の差も含めており、自身に対する肯定的なイメージとアイデンティティを形成させることを主導する教育である。ここで、青年層にみられる意識及び文化形成と既成世代における植民地化による文化変容を比較すると植民地化によって失われた、または習得し得なかった伝統が究明できると考える。その結果は、教化教育によってもたらされるアイデンティティ形成に及ぼす影響と手段化される教育に伴う弊害を示してくれると考える。

三. 研究の制限点及び課題

以上、植民地朝鮮における社会教化教育がもたらす文化変容について考察した。

本研究における制限点をあげると以下のようなものである。

まず、植民地時代を取り扱うことから、残された当時の資料及び公文書の内容と実際の現場でありうる乖離、公文書の意図と指示がどのように反映され、歪曲または拡大されたかについて十分考慮しえなかった点があげられる。

次に、インタビュー調査を行なうことで当時の資料の裏づけを試みたが、データ収集の限りもあり、それを全国的な状況として説明しきれない部分もありうる点である。つまり、ライフヒストリをどこまで一般化させられるかということは議論の余地がある。

そして、資料の収集において完全に確保できず、二次資料に依存したこともあり、今後研究を究める際に資料を補充する必要がある。

本研究では、植民地における社会教化のために手段化される教育と文化変容の究明に努めたが、植民地現実の様々な狭間で人々はどのように自分の感情を引き裂かれたのか、その心の奥までは明確にすることには及ばなかったので、今後この部分を補充していく。

以上、今回の研究で得られた知見をもとに、聞き取りによる証言と文献研究を重ねた総括的な検討を通じて、植民地期全体に研究範囲を拡大し、戦後の教育とも関連付けて研究を深めていきたい。

また、日本の植民地であった台湾と旧満州における教育政策とも共同研究を通じた比較を行う。日本内においても少数民族が居住する北海道・沖縄における言語政策と比較しながら、自己の言語・文化への権利とそれを実現する教育を模索しながら研究視野を広めていくことを今後の課題とする。

【第二部】

【第一章】

- 1 朝倉征夫、『生涯学習 - 豊かな人生の実現』、学芸図書、1999年、pp.10～14.
- 2 田中治彦、『学校外教育論』、学陽書房、1988年参照。
- 3 緑旗連盟は緑旗同人会(1930年)をその前身とする国家主義的な日蓮教徒の思想運動団体である。津田栄を中心とした民間団体で、最初は在朝日本人だけで構成されていたが、1937年朝鮮人である玄永燮を始め多くの親日的な朝鮮人が加わった。内鮮一体の理念と実践を中心目標として、自発的に朝鮮人の皇民化、戦争動員、創氏改名などの国策に積極的に協力し、教育及び出版活動を遂行した。特に組織の頭脳といわれる緑旗日本文化研究所では戦時体制下のイデオロギー開発と宣伝等をリードした。
緑旗日本文化研究所、『氏創設の新精神とその手続』、緑旗連盟、1940年参照。
- 4 創氏していない人に対しては入学を拒否したり、村での愛国班ごとにその責任を問わせており、配給においても影響を与えたという証言から推測できる。
- 5 姓は出生の系統を表すために名前の前につける称号である。文献上、韓国で姓を使用し始めたのは高句麗建国初期である1世紀からで、王族と貴族階級だけに使用されていた。その後、高麗中期から一般化された姓は、朝鮮時代になって大半の国民が姓を持つようになった。しかし、一部の賤民たちはまだ姓を持たず、戸籍法の施行とともに誰もがその血統と家系によって姓を持つようになった。ちなみに、韓国の姓の数をみると、「増補文献備考」に496の姓が記されて一番多く、1985年の人口調査では274の姓があった。
- 6 キム・ドンホ(金東昊)、「日帝下の創氏改名」、鄭雲鉉編訳、『創氏改名』学民社、1992年、p.210.
- 7 豊田国夫、『日本人の言霊思想』、講談社、1993年、p.150.諱(いみな)とは「忌み嫌う名」という意味で、これが忌避、禁戒、実名、諱などに用いられた。死者の名前を避けたオクリナの意味にも転用されたのは、名が死者の靈魂を負うという信仰からで、周囲の自然な感情であった。イミナには、忌避すべき死者の名と、敬避すべき生者の名の両様に用いられるという、意味内容が含まれてしまったのである。
- 8 南雲行吉、『創氏及氏名変更手続と届出書式』登記と戸籍研究会、1940年、pp.135～143.
- 9 朴慶植、『日本帝国主義の朝鮮支配』、青木書店、1973年、p.388.
- 10 パク・ソンイ(朴晟義)、「日帝下の言語・文字政策」、『日帝の文化侵奪史』、亜細亜問題研究所、玄音社、1996年、pp.264～283。
朝鮮語学会の人士である金允経の「朝鮮語学会受難記」で述べている警察の拷問の一部を引用すると、「...或民族主義でないと言っても、日本式の創氏をしてないことだけでも民族主義者であることが明らかだと言いながら頬つぺたを殴り続けた...」
- 11 本貫は個人の始祖生まれた所または姓の出自地である。一般的に姓と並称し、個人の父系親族の範囲をあらわす。韓国で本貫は、高麗時代から使用したと見るのが一般的であ

る。実施初期の本貫制は地域社会内部の自治的な秩序を利用し、郷村社会を安定させるため施行された制度であった。しかし、漸次観念的な血縁意識を意味し、朝鮮時代に入っては「同姓同本百代之親」というより、個人の属する父系親族集団の階級的な優越性と身分を象徴するようになった。このような意識の下で、朝鮮後期には族譜編纂が活発になった。

- 12 前掲、『創氏改名の研究』、未来社、1997年、p.20.
- 13 国民総力朝鮮連盟、『国民総力運動要覧』、1943年、p.62.
- 14 朝鮮総督府、「半島ノ国民総力運動」、1941年、pp.10～11 参照。
- 15 前掲、『朝鮮民衆と皇民化政策』、pp.156～164.
- 16 奥山仙三、「内鮮一体と内地式改正」、『朝鮮』、1939年8月第291号、p.80.
- 17 南総督談（1939年11月10日）「司法上に於ける内鮮一体の具現—内地人式氏の設定に就て—」、緑旗連盟、『氏創設の真精神とその手続』、1940年、p.87.
- 18 総督府は樺太庁長官に昭和15年1月30日付け公文書「氏ノ設定二関スル件」を出し、「朝鮮人ノ氏設定二関シ参考ト致度二付、左記事項至急御調査ノ上」として、樺太のアイヌの改名状況や年代、経緯を照会している。
- 19 田村貞雄、「内国植民地としての北海道」、『近代日本と植民地 1 - 植民地帝国日本』、岩波書店、1992年、p.96.
- 20 金沢庄三郎、『日鮮同祖論』、汎東洋社、1943年。
- 21 当時文部省に在職しながら、国定教科書普通小学校用日本歴史及び地理を執筆していた。
- 22 前掲、「創氏改名の思想的背景」、p.148.
- 23 「内鮮一体」、『総動員』、1939年12月号。
- 24 朝鮮の多様な部落に関する研究は1921年早稲田大学の小田内通敏教授が主任で風俗調査の付属事業として始められた。本格的には朝鮮総督府官房文書課から善生永助が支援を受けて研究をした。善生永助、『朝鮮の姓氏と同族部落』、刀江書院、1943年参照。
- 25 「昭和17年4月道知事訓示要旨」、平安南道、1942年。崔 由利、『日帝末期植民地支配政策研究』、国学資料院、1997年、p.152 参照。
- 26 「朝鮮人志願兵問題に関する件」添付文書、宮田節子、「皇民化政策の構造」、『朝鮮史研究会論文集』No.29.1991年、再引用。
- 27 「皇国臣民タルノ自覚ノ徹底」、『文教の朝鮮』1938年3月号、p.3.
- 28 学務局長塩原時三郎「国民精神総動員運動について」、『文教の朝鮮』、昭和10年8月。
- 29 内務省管理局、『朝鮮及び台湾在住民政治処遇二関スル質疑応答』、昭和20年3月6日。
- 30 チェ・ユリ(崔由利)、『日帝末期植民地支配政策研究』、国学資料院、1997年、pp.105～139 参照。

朝鮮では1938年7月7日、日中戦争一周年を記念して始まった。朝鮮民衆の精神力を総合するという意味から運動を推進し、日本の統治に順応する朝鮮人を作る基礎作業としての役割をした運動である。また、直接政治に関与しないという非政治的な運動として始終一貫させる相当に政治的な意味を含めていた。

- 31 法秘 第 23 号、1940 年 3 月 4 日、政務総監、「氏制度の周知徹底に関する件」。
 ソン・ジョンヒョン(孫 宗鉉)、「日帝第 3 次朝鮮教育令期下の学校教育の殖民支配慣行」、
 慶北大学博士学位論文、1993 年、p.72 から再引用。
 この資料は 1940 年 3 月警察部長宛の「氏制度の周知徹底に関する件」に移牒された公
 文書で、その一次資料が見つからず、二次資料からその内容を引用した。今後の研究で
 資料の補充をしていくことをことわっておく。
- 32 郭 一男(女)、75 歳、大邱出身、2004 年 2 月 25 日と 27 日のインタビュー。
 張 基昌(松岡基昌)、男、76 歳、忠清北道清州出身、2004 年 3 月 10 日ソウル安国洞老
 人福祉センターにてインタビュー。
- 33 成 樂園(大川樂園)、男、74 歳、慶尚北道永川郡華南面出身、2004 年 2 月 26 日、大邱
 新川洞老人亭にてインタビュー。
 金 政泰(金本政泰)、男、76 歳、大邱出身、2004 年 2 月 28 日、西賢教会にてインタビ
 ュー。
 鄭 海喆(大田海喆)、男、72 歳、慶尚南道密陽市出身、2004 年 3 月 9 日ソウルの安国洞
 老人福祉センターにてインタビュー。
- 34 金 形株(金本形株)、男、76 歳、平安南道順川市出身、2004 年 3 月 10 日、ソウルの安
 国洞老人福祉センターにてインタビュー。
 朴 東弘(松原東弘)、男、74 歳、慶尚南道居昌郡出身、2004 年 3 月 22 日、晋州の平居
 洞社会福祉会館にてインタビュー。
- 35 内務部長、「学校教員の創氏及び改名調査の件」、1940 年、7 月 23 日。
- 36 同前。
- 37 参考に教員の氏設定届けの様式をあげると、次のとおりである。

| | |
|---|----------|
| 創氏改名(又は創氏)届 | |
| 私は今回左記のように創氏改名(又は氏を設定)したことを戸籍抄本を添付し申告します。 | |
| 旧姓名 | 何某 |
| 創氏年月日 | 昭和 年 月 日 |
| 改名年月日 | 昭和 年 月 日 |
| 新氏名 | 何某 |
| 昭和 年 月 日 官職 氏名 印 | |
| 慶尚北道知事 殿 | |

- 38 大邱府尹、「氏の創設に関する件」、1940 年、6 月 21 日。
 ハングルと日本語が混用されて書かれている家庭通信文「氏設定に就けて御注意」は次のようである。
 創氏届出は 8 月 10 日までである。其の後創氏届はできない。名の変更には期限がない。
 8 月 10 日まで氏の届出をしない方は従来の姓がそのまま氏になる結果、戸主の姓が金

であれば金が氏になり妻の尹貞姫は戸主の氏に従って金貞姫となり、子婦 朴南祚は金南祚になり紛離される虞があります。此の結果は内地式氏を設定しなかったことをむしろ後悔することになると思われる。

氏と姓を混同することがあるが、氏は家の称号であり、姓は男系の血統を表することで両者の性質は全然異なる。

氏を設定すると従来の姓がなくなるという誤解があるようだが、氏設定後にも姓及び本貫はそのまま戸籍に存続され、心配する必要はない。

門中又は宗中は同一の氏を設定しなければならないと考える人もいるようだが、大きな誤解である。氏は家の称号で、故に各家 異なる氏を設定することが当然である。

氏の選定に就けて熟慮中である模様だが、考え過ぎると逆に疑惑される心配があるので、速く簡明なものに決定した方が最も理想的である。

期限も迫っており、不審の点はすばやく大邱府または戸籍係に御問合する。(昭和 15 年 7 月)

39 前掲、『日本帝国主義の朝鮮支配』、青木書店、1973 年、pp.380～383.

40 同前。

41 前掲、「日帝下の創氏改名」、pp.244～260 参照。

42 前掲、『創氏改名の研究』、未来社、1997 年。

43 同前、pp.90～95.

44 金 (金山、男、77 歳、咸鏡南道出身)、2004 年 3 月 10 日、ソウル安国洞老人福祉センターでインタビュー。

45 金 (金本、男、86 歳、慶尚北道義城郡出身)、2004 年 2 月 20 日、大邱市新川洞老人亭にてインタビュー。

46 金 政泰(金本政泰)、男、76 歳、大邱出身、2004 年 2 月 28 日、西賢教会にてインタビュー。

47 社会事業史文献調査会編、『兵庫県社会事業』、日本図書センター、1987 年参照。

48 樋口雄一、『十五年戦争下の総動員体制の研究』、高麗書林、1992 年、pp.210～211.

49 大阪府学務局の調査報告書では、1934 年在日朝鮮人の生活調査の中で、内地名をもっているものはわずか 6.3%にすぎなかった。

50 『東亜新聞』、マイクログ資料、1941 年 10 月 22 日付、当時伊丹協和会における創氏担当官である特高課内鮮係の衣笠新一の感想。

51 前掲、『一五年戦争下の総動員体制の研究』、1992 年、高麗書林、pp.208～215.

【第二章】

1 尹健次、『朝鮮近代教育の思想と運動』、東京大学出版会、1982 年、p.431.

2 朝鮮総督府編纂、『朝鮮総督府統計年報』、1918 年版参照。

3 朝鮮総督府編纂、『朝鮮総督府施政年報』、1935 年版参照。

4 渡部学、「朝鮮における副次的初等教育施設(上)(中)」、『武蔵大学論集』第 8 巻 4 号、5 号、1964 年参照。渡部学、「朝鮮における副次的初等教育施設(下)」、『武蔵大学紀要』第二巻、1975 年参照。

-
- 5 同前、1975年、p.389.
 - 6 『朝鮮農民』、1926年11月号、pp.2～16.
 - 7 同前。
 - 8 同前、p.10.
 - 9 同前。
 - 10 『朝鮮農民』、1927年12月号、p.18.
 - 11 同前。
 - 12 政府記録保存所釜山支所、「私設學術講習会に関する件」、1913年朝鮮教育令第3号として公布されたものの内容による。
 - 13 『農民』、1933年1月号、p.47.
 - 14 同前、p.45.
 - 15 毎日新報、1930年1月24日。
 - 16 東亜日報、1926年3月5日。
 - 17 ガン・ドンジン(姜東鎮)、「日帝支配下の労働夜学」、『歴史学報』、第46輯、p.37.
 - 18 1919年10月3日に京城製糸株式会社が設立した企業による女性教育の初めである。
 - 19 キム・ジュンヨル(金重烈)、『抗日労働闘争史』、集賢社、1985年、pp.27～28.
 - 20 「社説：女性の教育的解放のために」、朝鮮日報、1924年5月7日。
 - 21 『朝鮮農民』1932年2月号、pp.25～28.
 - 22 『朝鮮農民』1933年5月号、pp.49～50.
 - 23 崔 仁準(朝日仁準、男、81歳、慶尚南道固城郡出身)、2004年3月4日、慶尚南道固城郡上里面家庭訪問でインタビュー。
 - 24 安 炯奎(安田炯奎、男、76歳、慶尚南道固城郡出身)、2004年3月2日、慶尚南道固城郡上里面老人亭でインタビュー。
 - 25 李 (山本、女、81歳、慶尚北道金泉出身)、2004年2月28日、大邱市新川洞老人亭でインタビュー。
 - 26 朴 炯春(武田炯春、男、76歳、全羅南道順天市出身)、2004年3月27日、大邱市新川洞老人亭でインタビュー。
 - 27 文 頭男(文 とうひ、女、76歳、慶尚南道泗川郡出身)、2004年3月3日、慶尚南道晋州市河英老人亭でインタビュー。
 - 28 姜 (青山、男、84歳、慶尚南道河東郡出身)、2004年3月3日、慶尚南道晋州市新安洞福祉保健所でインタビュー。
 - 29 金 清洙(金本清洙、男、79歳、慶尚南道固城郡出身)、2004年3月5日、慶尚南道固城郡上里面家庭訪問でインタビュー。
 - 30 李 仁根(岩本仁根、男、85歳、慶尚北道慶州市出身)、2004年3月21日、大邱市新川洞老人亭でインタビュー。
 - 31 梁 永厚、「在日朝鮮人子女の教育問題」、磯村英一編、『差別と人権』、雄山閣、p.134.
 - 32 稲葉継雄、「旧韓国における教育の近代化とお雇い日本人」、阿部洋編『日・韓教育文化

交流と摩擦』、東京：第一書房、1983年、p.107.

- 33 朝鮮総督府学務部編、『朝鮮学事例規』、京城：朝鮮教育会、1938年参照。
- 34 従来外国語教育で主に使われた代役法から直接法に変わった。日本は1889年代台湾での公学校設立に伴って、フランスのGouin methodを導入してから、日本語普及のためこの教授法を使用した。
- 35 成人用と子供用に区分されている。その内容とは、成人用：我等八皇国臣民ナリ、忠誠以テ君国二報ゼン。我等皇国臣民八互二信愛協力シ以テ団結ヲ固クセン。我等皇国臣民八忍苦鍛錬カヲ養ヒ以テ皇道ヲ宣揚セ。子供用：我々は大日本帝国の臣民である。心を合わせ天皇陛下に忠義を尽くす。忍苦鍛錬し、立派な強い国民になる。
- 36 第3次朝鮮教育令の則令103号参照。
- 37 森山茂徳、「現地新聞と総督政治 - 京城日報 について」、『近代日本と植民地7 - 文化の中の植民地』、岩波書店、1993年、p.30.
- 38 前掲、『朝鮮民衆と皇民化政策』、未来社、1985年、p.50~56.
- 39 この時期朝鮮語で書かれ、朝鮮人によって作られていた代表的な新聞である朝鮮日報と東亜日報2社の記事を中心にまとめる。
- 40 普通学校規則第10条、『朝鮮現行法規大典第8編』、1911年、参照。
- 41 東亜日報1920年4月12日。
- 42 東亜日報1920年4月12日と13日参照。
- 43 李 慶鎬(公州慶鎬、男、78歳、大邱出身)、2004年2月25日、大邱市達西区鶴山社会福祉館でインタビュー。
鄭 宝根(藤井吉雄、男、76歳、慶尚北道永川出身)、2004年3月21日、大邱新川洞老人亭にてインタビュー。
尹 周樹(小山正一、男、72歳、日本広島市出身)、2004年3月3日、慶尚南道晋州市新案洞福祉保健所にてインタビュー。
張 哲喜(玉村一雄、男、71歳、慶尚北道龜尾市出身)、2004年3月6日、大邱市西賢教会にてインタビュー。
- ちなみに、小学校に通った人の名前をみると姓の改氏だけでなく、改名まで行なった人が多くみられた。その他の機関(夜学、簡易学校など)での学生だった人や証言者の多くは姓だけを日本式に改氏していたことに比べると注目できる点である。
- もちろん、一概には言えないけど、公教育の場における創氏改名への強制は他より相当きびしかったのではないかという推測ができる。または学校に入学させるためにはまず自分の名称というのは日帝側に好ましく見せるための手段であったとも取れる。
- 44 東亜日報1925年3月20日と3月25日。
- 45 前掲、「日帝下の言語・文化政策」、『日帝の文化侵奪史』、亜細亜問題研究所、1996年、p.238.
- 46 朝鮮日報1933年6月22日の記事。
- 47 朝鮮日報1938年3月6日記事。

-
- 48 1937年8月31日に公私立高等普通学校の朝鮮語及び漢文読本の中の漢文課程は9月1日から廃止するという総督府令131号が決定・発布された。
- 49 朝鮮日報1937年8月31日。
- 50 朝鮮日報1937年9月7日記事、咸大勳氏の反駁文の中で。
- 51 朝鮮日報1937年11月11日の社説の中から。
- 52 東亜日報1927年11月15日。
- 53 ヤン・トンジュ(梁東柱)『抗日学生史』、ソウル：青坡出版社、1956年、pp.37~38.
- 54 東亜日報1928年6月21日。
- 55 朝鮮日報1935年7月1日。
- 56 東亜日報1927年5月31日。
- 57 朝鮮日報1929年3月20日。
- 58 地方自治団体である郡及び市の下部行政区域で、5~10個の洞里が一つの面単位を形成した。
- 59 ハン・ウヒ、「日帝植民統治下朝鮮人の教育熱に関する研究」、『教育史学研究』、ソウル大学教育史学会、1990年、p.127.、インタビュー証言のデータ。
- 60 渡部学、阿部洋編、『教育統計』2、『日本植民地教育政策史料集成』第53巻~第59巻、龍溪書舎、1988年参照。
- 61 大野謙一、「簡易学校の増設方針」、『朝鮮』、1935年6月、p.29.
- 62 宇垣一成、「全国中学校長会同に於ける講演」、『文教の朝鮮』、1934年10月号、p.31.
- 63 「簡易初等教育機関設置要項実施上の参考資料」、『文教の朝鮮』、1934年5月参照。
- 64 『文教の朝鮮』1934年5月号、p.69.
- 65 同前、pp.74~75.
- 66 国立国会図書館の閣議決定などフルテキストデータより参照。
- 67 同前、pp.78~79.
- 68 「簡易初等教育機関設置要項」、『文教の朝鮮』1934年5月号p.77.参照。
- 69 同前。
- 70 松橋喜代治、「全北の簡易学校五つ」、『文教の朝鮮』、1934年12月号、p.114.
- 71 唱歌歌詞とも呼ばれるもので、開化期を前後にしてキリスト教とともに入ってきた賛美歌及び日本の影響下に作られた新しい詩歌形式を言う。主に、学校の校歌や教会の賛美歌として歌われ、西洋音楽の曲調に歌詞を作って加えたものである。雑誌と近代式の教育機関を通して大衆に多く広まった。これは、歌うためのものである。その形式は、3・4、4・4調で始まって、6・5、7・5、8・6調などに発展してリズムを自由を使いこなしていた。内容においても、抽象的な開化思想の鼓吹から、漸次近代的な寫實性の表現記法が導入された。そして、律各的な面において開化歌詞と新體詩歌をつなぐ架け橋的な役割をしたと評価されている。
- 72 同前。
- 73 李弘來(女、大山こうれい)74歳、慶尚南道晋州市。

-
- 文 頭男(女、文 とうひ)76歳、慶尚南道泗川昆明面。
柳 相敦(男、柳川そうとん)77歳、慶尚北道禮川。その他。
- 74 『文教の朝鮮』1937年3月号参照。
- 75 平山孝一、「簡易学校開校一ヶ月記録」、『文教の朝鮮』、1934年11月号、p.173~174.
- 76 朝鮮総督府学務局、「朝鮮諸学校一覧」、渡部学、阿部洋編、『日本植民地教育政策史料集成』第59巻~第62巻、龍溪書舎、1988年参照。
1939年度分の資料が得られず、その詳しい数字は表から抜けている。
- 77 東京：大蔵省管理局、『日本人の海外活動に関する歴史的調査』朝鮮編(上)、1949(?)年、p.36.
- 78 藤原美歌、「草創期の簡易学校() - その実践記録 - 」、『韓』82号、韓国研究院、1978年、pp.95~99.
- 79 松橋喜代治、「全北の簡易学校五つ」、『文教の朝鮮』、1934年12月号、pp.120~121.
- 80 文 頭男(ぶん トウヒ、女、76歳、慶尚南道泗川郡出身)、2004年3月3日、慶尚南道晋州市河英マンションの老人亭にてインタビュー。
- 81 巖 利男(福田利男、男、74歳、忠清北道忠州郡出身)、2004年3月10日、ソウル安国洞老人福祉センターにてインタビュー。
- 82 朴 命順(武本命順、女、75歳、慶尚北道盈徳郡出身)、2004年3月10日、ソウルにて訪問インタビュー。
- 83 金 彩奎(金本彩奎、男、77歳、慶尚南道固城郡上里面出身)、2004年3月2日、慶尚南道固城郡上里面に訪問インタビュー。
- 84 安 炯奎(安田炯奎、男、76歳、慶尚南道固城郡上里面出身)、2004年3月2日、慶尚南道固城郡上里面に訪問インタビュー。
- 85 許眞極、「私の簡易学校生活」、『文教の朝鮮』、1939年10月号参照。
- 86 李 紅來(松岡紅來、女、69歳、慶尚南道晋州市出身)、2004年3月4日、慶尚南道晋州市で訪問インタビュー。
- 87 前掲、『植民地支配と日本語』、東京：三元社、1993年、p.210.
- 88 前掲、『国民精神総動員聯盟要覧』、1939年、p.125.
- 89 同前、p.125.
- 90 朝鮮総督府、『朝鮮総督府調査月報』、第9巻7号、第10巻6号、第11巻6号、参照。
- 91 朝鮮総督府、『朝鮮総督府調査月報』、第11巻6号、1940年、pp.53~54.参照。
- 92 金 英権(金光英権、男、83歳、忠清南道西川出身)、2004年3月9日、ソウルタプコル公園でインタビュー。
- 93 『国民総力』第3巻4号、1941年4月、pp.67~68.
- 94 牟 (麦田、男、91歳、慶尚北道永川郡出身)、2004年2月20日、大邱市新川洞老人亭にてインタビュー。
崔 英達(斉藤英達、男、82歳、大邱出身)、2004年2月28日、大邱西賢教会長老室にてインタビュー。

金 清洙(金本清洙、男、79歳、慶尚南道固城郡出身)、2004年3月5日、慶尚南道固城郡上里面家庭訪問にてインタビュー。

95 全 玉姫(杉原玉姫、女、78歳、釜山出身)、2004年3月15日、ソウル安国洞老人福祉センターにてインタビュー。

李 丙鎬(宮本丙鎬、男、87歳、江原道通川郡出身)、2004年3月19日、ソウル安国洞老人福祉センターにてインタビュー。

崔 仁準(朝日仁準、男、81歳、慶尚南道固城郡出身)、2004年3月2日、慶尚南道固城郡上里面老人亭にてインタビュー。

96 豊田国夫、『民族と言語の問題』、錦正社、1964年、p.146.

【第三章】

1 朝倉征夫、『生涯学習 - 豊かな人生の実現』、学芸図書、1999年、pp.10~14.

2 前掲、『朝鮮民衆と皇民化政策』、東京：未来社、1997年参照。

3 前掲、「皇民化政策の構造」、『朝鮮史研究会論文集』29号、1991年参照。

4 ソウル：梨花女子大学博士学位論文、1995年参照。

5 韓国歴史研究会近現代青年運動史研究班、『韓国近現代青年運動史』、プルビッ、1995年参照。

6 前掲、『朝鮮社会教化要覧』、1938年、pp.68~69.

7 田中治彦、『学校外教育論』、学陽書房、1988年参照。

8 前掲、『朝鮮社会教化要覧』、1938年、pp.151~156.

本文では上記の通牒から必要な部分だけを引用するが、その解釈においての視点の差による正確さのため、「青年団ノ普及竝ニ指導ニ關スル件」の全文を参考として、附録に付ける。

8-1 本章第一部の第二章第一節第三項の皇国臣民化政策の展開であげている諸般の施設を参照。

9 前掲、『朝鮮社会教化要覧』、1938年、pp.152~154.

10 前掲、p.155.

11 同前、p.154.

12 朝鮮總督府学務局、『朝鮮社会教化要覧』、1941年、p.28.

13 同前、p.30.

14 同前、pp.30~31.

15 同前、p.32.

16 同前。

17 同前、pp.32~33.

18 朝鮮總督府学務局、『朝鮮社会教化要覧』、1941年、pp.34~37.

19 同前。

20 同前。

21 同前。

-
- 22 同前。
- 23 同前。
- 24 朝鮮総督府学務局、『朝鮮社会教化要覧』、1941年、p.37.
- 25 同前。
- 25-1 同前。
- 26 朝鮮総督府学務局、『朝鮮社会教化要覧』、1938年、p.70.
- 27 東亜日報、1930年3月23日。
- 28 「青年團の強化竝に普及に關する件」、『朝鮮』1937年9月、pp.153~154.
- 29 『朝鮮年鑑』1939年から1942年までを参照。
- 30 前掲、『朝鮮社会教化要覧』、1938年、p.154.
- 31 前掲、『朝鮮総督府施政年報』、1939年、p.225.
- 32 徐 春喜(達川春喜、男、77歳、ソウル出身)、2004年3月17日、ソウル安国洞老人福祉センターでインタビュー。
- 33 李 起雄(元山徳起、男、76歳、慶尚南道固城郡出身)、2004年2月15日、慶尚南道固城郡上里面老人亭にてインタビュー。
- 34 蔡 鳳錫(平康鳳錫、男、79歳、慶尚南道固城郡出身)、2004年3月2日慶尚南道固城郡上里面老人亭にてインタビュー。
- 35 李 (岩村、男、82歳、慶尚北道義城郡出身)、2004年2月20日、大邱市新川洞老人亭にてインタビュー。
- 36 金 英権(金光英権、男、83歳、忠清南道西川郡出身)、2004年3月9日、ソウルタブコル公園でインタビュー。
- 37 『総動員』1940年5月、pp.23~26、pp.98~99.
- 38 『東亜日報』、1938年11月12日。京城の鐘路青年団を例えると理事、監事をはじめ、庶務部、教化部、訓練部、体育部、情報部、救護部などがある。
- 39 精鋭とは、国民精神総動員連盟員のなかで一番優秀で実行力のある人を指すことばであった。
- 40 辛珠柏編、『日帝下支配政策資料集』17、高麗書林、1993年、pp.373~374.
- 41 朝鮮植民地において小学校名称は時期によって、普通学校、小学校、国民学校などと変わっていた。
- 42 富田晶子、「農村振興運動下の中堅人物の養成」『日帝末期ファシズムと韓国社会』、チヨンア、1988年、pp.199~204.
- 43 前掲、『朝鮮社会教化要覧』、1938年、pp.54~55.
- 44 前掲、『朝鮮社会教化要覧』、1941年、p.39.
- 45 朝鮮総督府学務局、「朝鮮ニ於ケル教育ノ概況」、『大野文書』1410-317.
- 46 前掲、『朝鮮社会教化要覧』、1938年、p.55.
前掲、『朝鮮社会教化要覧』、1941年、p.39.
- 47 前掲、『施政年報』1934年、p.203.
- 48 『官報』1938年3月、東京：日本マイクロ写真。

-
- 49 前掲、『朝鮮社会教化要覧』、1938年、pp.55～68.
- 50 前掲、「農村振興運動下の中堅人物の養成」『日帝末期ファシズムと韓国社会』、チョンア、1988年、p.223.
- 51 前掲、『施政年報』1934年、pp.203～204.
- 52 『官報』1938年3月、東京：日本マイクロ写真。
- 53 『毎日申報』1938年3月31日。
- 54 前掲、『朝鮮社会教育要覧』、1941年、pp.39～40.
- 55 同前、pp.40～41.
- 56 『東亜日報』1939年12月23日。
- 57 「朝鮮施政上ノ重要統計資料」、『大野文書』1210 - 55、1942年1月。
- 58 前掲、『日帝下支配政策資料集』17、高麗書林、1993年、p.726.
- 59 前掲、『朝鮮社会教育要覧』、1941年、p.39.
- 60 前掲、「日帝末期内鮮一体論と戦時動員体制」、梨花女子大学博士学位論文、1995年、p.138.
- 61 チェ・ウォンギユウ、『日帝末期ファシズムと韓国社会』、チョンア、1988年、p.231.
- 62 前掲、『朝鮮民衆と皇民化政策』、未来社、1997年、pp.71～72.
- 63 金 (金山、男、77歳、咸鏡南道出身)、2004年3月10日、ソウル安国洞老人福祉センターでインタビュー。
- 64 韓 成愚(西原成愚、男、73歳、慶尚南道固城郡出身)、2004年2月15日、慶尚南道固城郡上里面老人亭でインタビュー。
- 65 『総動員』1939年10月、pp.58～63.
- 66 前掲、『朝鮮社会教育要覧』、1941年、p.42.
- 67 前掲、『朝鮮社会教化要覧』、1938年、pp.76～77.
- 68 前掲、『朝鮮社会教育要覧』、1941年、p.42.
- 69 同前、pp.42～43.
- 70 同前。
- 71 前掲、『朝鮮社会教化要覧』、1938年、pp.78～80.
- 72 『官報』1941年1月16日、東京：日本マイクロ写真。
- 73 前掲、『朝鮮社会教育要覧』、1941年、p.29.
- 74 同前、p.31.
- 75 同前、p.29.
『国民総力』1941年4月、p.22.
- 76 前掲、『日帝下支配政策資料集』17、高麗書林、1993年、pp.729～731.
- 77 同前、pp.730～731.
- 78 同前。
- 79 前掲、『朝鮮社会教化要覧』、1938年、pp.81～86.
- 80 韓国精神隊研究会編、『韓日間の未清算課題』、亜細亜文化社、1997年参照。

-
- 81 前掲、『朝鮮社会教育要覧』、1941年、p.32。
前掲、『朝鮮社会教化要覧』、1938年、pp.74～76。
- 82 前掲、『朝鮮社会教育要覧』、1941年、p.32。
- 83 前掲、『日帝下支配政策資料集』17、高麗書林、1993年、p.731。
- 84 前掲、『朝鮮社会教育要覧』、1941年、p.33。
- 85 「第79會帝國議會説明資料」、『大野文書』1236 - 910。
- 86 『毎日新報』1941年2月1日。
- 87 前掲、『朝鮮社会教育要覧』、1941年、p.33。
- 88 前掲、『朝鮮社会教育要覧』、1941年、pp.37～38。
- 89 官通牒第3号、『官報』1941年1月16日、東京：日本マイクロ写真。
- 90 「朝鮮の青年鍊成に就て」、『朝鮮』1942年、12月、p.27。
- 91 前掲、『朝鮮民衆と皇民化政策』、未来社、1997年、pp.97～103。
- 92 「陸軍大臣閣議説明案」、『大野文書』1279-3、1942年2月。
- 93 『毎日新報』1942年、3月4日。
- 94 「道知事會議に於ける總督訓示要旨」、『朝鮮』、1942年11月、p.13。
- 95 「鍊成する朝鮮」、辛珠柏編、『日帝下支配政策資料集』17、高麗書林、1993年、p.732。
- 96 前掲、『日帝下支配政策資料集』17、高麗書林、1993年、pp.733～734。
- 97 同前。
- 98 同前、p.734。
- 99 『朝鮮』1942年11月、p.101。
- 100 前掲、『日帝下支配政策資料集』17、高麗書林、1993年、p.735。
- 101 李 (岩本ほうじゅう、男、74歳、慶尚北道永川郡出身)、2004年3月21日、大邱市新川洞老人亭でインタビュー。
- 102 崔 仁準(朝日仁準、男、81歳、慶尚南道固城郡出身)、2004年3月4日、慶尚南道固城郡上里面老人亭でインタビュー。
- 103 前掲、『日帝下支配政策資料集』17、高麗書林、1993年、p.735。
- 104 同前。
- 105 同前、pp.735～736。
- 106 朝鮮總督府、「朝鮮社会教育要覧」、『日帝下戦時体制期政策史料叢書』第47巻参照。
- 107 熊谷亨、「総力運動と青年運動」、『国民総力』、1942年10月、pp.41～43。
- 108 勤勞訓練所は各道と邑・面ごとに一つずつ、府には一つ以上設置した。訓練項目としては勤勞作業、学科、教練で、国語の習熟、団体的規律の徹底を図った。道の訓練所の場合年間1万名、府・邑・面の場合年間2,400箇所において15万名が排出された。そして、青年訓練所と相互補完関係にあった。
- 109 「朝鮮各道に勤勞訓練所を設置する件」、『大野文書』1252-12、1942年。
- 110 『朝鮮』1944年3月、pp.92～94。

【第四章】

- 1 崔 英達(齊藤英達、男、82歳、大邱出身)、2004年2月28日と3月6日2回にわたって訪問インタビュー。
「 」の文は暗誦してくれたもので、筆者が録音を再生して写したものである。傍点の「名はよぼ」は、名はよぶの発音違いと思われる。
- 2 前掲、『日帝時代農村統制政策の研究』、景仁文化社、2003年、pp.232～234.
- 3 金 萬鎬(金原萬鎬、男、75歳、慶尚北道義城郡出身)、2004年2月28日大邱西賢教会にてインタビュー。
- 4 陳 龍鉉(大原龍鉉、男、73歳、慶尚南道固城郡出身)、2004年3月5日、慶尚南道固城郡上里面老人亭にてインタビュー。
- 5 権 傍孝(こん 、男、73歳、慶尚南道馬山出身)、2004年3月27日、大邱市新川洞老人亭にてインタビュー。
- 6 海田要、「志願兵制度の現状と将来への展望」、緑旗連盟、1939年、p.24。
渡部学・阿部洋編『朝鮮教育関係著書8』、龍溪書舎、1989年。
- 7 軍事記録編纂會、「朝鮮での国民の赤誠」、1938年、『日帝下戦時体制期政策史料叢書』、第56巻。pp.300～308.
- 8 崔 英達(齊藤英達、男、82歳、大邱出身)、2004年2月28日と3月6日2回にわたって訪問インタビュー。
- 9 金 政泰(金本政泰、男、76歳、大邱出身)、2004年2月28日、大邱西賢教会の長老室にてインタビュー。
- 10 朴 奉愛(光本奉愛、女、76歳、慶尚南道河東郡出身)、2004年3月4日、慶尚南道晋州市平居洞社会福祉館にてインタビュー。
- 11 軍事記録編纂會、「朝鮮での国民の赤誠」、1938年、p.405.
- 12 岡久雄、「陸軍特別志願兵読本」、1939年、『日帝下戦時体制期政策史料叢書』、第56巻。
pp.79～85.
- 13 崔 英達(齊藤英達、男、82歳、大邱出身)、2004年2月28日と3月6日2回にわたって訪問インタビュー。
- 14 金 奎賢(金城奎賢、男、83歳、慶尚北道禮泉郡出身)、2004年3月18日ソウル塔洞公園でインタビュー。
- 15 金 (金本 、男、80歳、京畿道始興市出身)、2004年3月9日、ソウル塔洞公園でインタビュー。
- 16 海田要、「志願兵制度の現状と将来への展望」、緑旗連盟、1939年、p.9.
- 17 朴 東弘(松原東弘、男、74歳、慶尚南道居昌郡出身)、2004年3月10日、ソウル安国洞老人福祉センターにてインタビュー。
- 18 崔 義徳(仙義 徳、男、72歳、咸鏡南道北青郡出身)、2004年3月17日、ソウル塔洞

公園でインタビュー。

- 19 張 基昌(松岡基昌、男、76歳、忠清北道出身)、2004年3月10日ソウル安国洞老人福祉センターでインタビュー。
- 20 崔 英達(齊藤英達、男、82歳、大邱出身)、2004年2月28日と3月6日2回にわたって訪問インタビュー。
- 21 カーター・J・エッカート、小谷まさ代訳、『日本帝国の申し子』、草思社、2004年参照。
- 22 関 充植(岩村充植、男、83歳、忠清北道清州出身)、2004年3月10日ソウル安国洞老人福祉センターでインタビュー。
- 23 崔 仁準(朝日仁準、男、81歳、慶尚南道固城郡出身)、2004年3月2日と4日、慶尚南道固城郡上里面の老人亭にてインタビュー。
- 24 『東亜日報』1924年8月26日。
- 25 『東亜日報』1926年8月8日。
- 26 李 (海山松岩、男、95歳、黄海道出身)、2004年3月18日、ソウル安国洞老人福祉センターでインタビュー。
- 27 金 政泰(金本政泰、男、76歳、大邱出身)、2004年2月28日、大邱西賢教会の長老室にてインタビュー。
- 28 『東亜日報』1926年9月4日。
- 29 李 (山本 、女、81歳、慶尚北道金泉出身)、2004年2月28日、大邱市新川洞老人亭にてインタビュー。
- 30 全 玉姫(杉原輝子、女、78歳、釜山出身)、2004年3月15日、ソウル安国洞老人福祉センターでインタビュー。
- 30-1 金 文煥、「21世紀に向けての韓日関係の新しい視点」、『KOREA FOCUS』第4巻5号、1996年、pp.68~76参照。
- 31 『思想彙報』第23号、1940年6月、p.54。
- 32 権 重培(権田重培、男、78歳、ソウル出身)、2004年3月10日、ソウル安国洞老人福祉センターでインタビュー。
- 33 許 (陽川 、男、79歳、忠清南道公州市出身)、2004年3月12日、ソウル安国洞老人福祉センターでインタビュー。
- 34 金 萬鎬(金原萬鎬、男、75歳、慶尚北道義城郡出身)、2004年2月28日、大邱西賢教会長老室でインタビュー。
- 35 金 (金本 、男、86歳、慶尚北道義城郡出身)、2004年2月20日、大邱市新川洞老人亭にてインタビュー。
- 36 李 (松本 、男、73歳、慶尚北道尚州市出身)、2004年3月17日、ソウルタプコル公園でインタビュー。
- 37 蔡 鳳錫(平康鳳錫、男、79歳、慶尚南道固城郡出身)、2004年3月2日慶尚南道固城郡上里面老人亭でインタビュー。
- 38 朴 奉愛(光本ホウアイ、女、76歳、慶尚南道河東郡出身)、2004年3月4日慶尚南道晋州市平居福祉館でインタビュー。

-
- 39 李 慶鎬(公州慶鎬、男、78 歳、大邱市出身)、2004 年 2 月 25 日、大邱市達西区鶴山社会福祉館でインタビュー。
- 40 金 (金山 、男、77 歳、咸鏡南道出身)、2004 年 3 月 10 日、ソウル安国洞老人福祉センターでインタビュー。
- 41 近藤劔一編、『太平洋戦下の朝鮮 1』、東京：友邦協会朝鮮史料編纂会、1962 年、p.68.
- 42 『思想彙報』24 号、1940 年 9 月、p.31.
- 42-1 拙稿、「韓国における多文化教育」『早稲田大学教育学会紀要』2001 年、pp.96～99 参照。
- 43 金 (金山 、男、77 歳、咸鏡南道出身)、2004 年 3 月 10 日、ソウル安国洞老人福祉センターでインタビュー。
- 44 鄭 玉姫(福嶋ひめ子、女、81 歳、慶尚南道泗川郡出身)、2004 年 3 月 4 日、慶尚南道晋州市家庭訪問にてインタビュー。
- 44-1 佐野通夫、『近代日本の教育と朝鮮』、社会評論社、1993 年、pp.50～52.
- 45 Banks, J.A. Multicultural Education: Characteristic and Goals. In Banks, J.A. and C. A. Banks (eds.), Multicultural Education: Issues and Perspectives, Massachusetts: Allen and Bacon, 1993, pp.3～28.
Banks, J.A. Handbook of Research on Multicultural Education. New York: Macmillan, 1995.
- 46 朝倉征夫、『産業革新下の庶民教育』、酒井書店、1999 年、pp.367～368.
- 47 Lynch, J. Multicultural Education: Principles and Practice. Boston: Routledge and Kogan Paul. 1986.

【結論】

- ¹ 前掲、「国民精神総動員連盟結成二関スル件」、『国民精神総動員連盟要覧』、1939 年、p.120.
- ² 前掲、『民族と言語の問題』、錦正社、1964 年、p.146.